



# 埼玉県報

第 2861 号  
平成 28 年(2016 年)  
12 月 26 日  
月曜日

## 目次

### 条例のあらまし

- 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(地域政策課)
- 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(人事課)
- 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(人事課)
- 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例のあらまし(人事課)
- 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(人事課)
- 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(人事課)
- 埼玉県税条例等の一部を改正する条例のあらまし(税務課)
- 埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(共助社会づくり課)
- 理容師法施行条例及び美容師法施行条例の一部を改正する条例のあらまし(生活衛生課)
- 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例のあらまし(産業支援課)
- 埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(公営企業・総務課)
- 埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(経営管理課)
- 埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(下水道管理課)
- 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(教職員課)
- 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(県立学校人事課)
- 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例のあらまし(運転免許課)

### 条例

- 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(地域政策課)
- 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(人事課)
- 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関

する条例の一部を改正する条例（人事課）

- 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）
- 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）
- 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）
- 埼玉県税条例等の一部を改正する条例（税務課）
- 埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例（共助社会づくり課）
- 理容師法施行条例及び美容師法施行条例の一部を改正する条例（生活衛生課）
- 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例（産業支援課）
- 埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（公営企業・総務課）
- 埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（経営管理課）
- 埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（下水道管理課）
- 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（教職員課）
- 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（県立学校人事課）
- 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例（運転免許課）

## 規則

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）
- 地方公営企業法第 39 条第 2 項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則（人事課）
- 地方公営企業法第 15 条第 1 項ただし書に規定する職員を定める規則の一部を改正する規則（人事課）
- 埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）
- 埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（水環境課）
- 埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則（水環境課）
- 学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則（県立学校人事課）
- 埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則（県立学校人事課）
- 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（県立学校人事課）
- 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則（教職員採用課）
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）

- 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 地域手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）

## 訓令

- 技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令（人事課）
- 埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令（人事課）
- 埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令（文書課）
- 埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令（教委・総務課）
- 技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令（教職員課）

## 管理規程

- 埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程（経営管理課）
- 埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程（経営管理課）
- 埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程（下水道管理課）
- 埼玉県下水道局就業規程の一部を改正する規程（下水道管理課）

## 告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（県央地域振興センター）
- 所沢警察署庁舎新築工事に関する落札者等の公示（入札課）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（共助社会づくり課）
- 富士見都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 救急病院等の申出（医療整備課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し（出納総務課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 埼玉県立小児医療センター新病院の患者監視装置の調達に関する契約の相手方等の公示（経営管理課）
- 埼玉県立小児医療センター新病院のピストン型HFO/SIMV新生児 小児用人工呼吸器の調達に関する落札者等の公示（経営管理課）
- 埼玉県立小児医療センター新病院の気道圧開放式人工呼吸器（ARPV/EIT 対応）の調達に関する落札者等の公示（経営管理課）

平成 28 年(2016 年)12 月 26 日

- 埼玉県立小児医療センター新病院の神経調節式呼吸補助型人工呼吸器（NAVA 機能）の調達に関する落札者等の公示（経営管理課）
- 埼玉県立小児医療センター新病院の新生児用人工呼吸器の調達に関する落札者等の公示（経営管理課）
- 埼玉県立小児医療センター新病院の新生児用膜振動式HF O人工呼吸器の調達に関する落札者等の公示（経営管理課）
- 埼玉県立循環器・呼吸器病センター新館の手術室映像システムの調達に関する落札者等の公示（経営管理課）
- 情報通信の技術を利用して行う手続等に関する告示（教委・総務課）



## 本号で公布された条例のあらまし

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十四号）（地域政策課）

### 一 趣旨

市町村への権限移譲の推進を図るため、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとし、及び規定の整備をするための改正

### 二 内容

（一） 処理する市町村が拡大する事務等（三十九事務）

（二） 規定の整備

### 三 施行期日

平成二十九年四月一日

ただし、二（二）の一部については公布の日、平成二十九年四月二日又は特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十号）の施行の日

## 本号で公布された条例のあらまし

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十五号）（人事課）

### 一 趣旨

国家公務員退職手当法の一部改正に伴い、国に準じて失業者の退職手当に係る受給資格要件等を改正

### 二 内容

- (一) 六十五歳以上の者に係る受給要件の拡大
- (二) 短期訓練受講費等就職促進給付の拡充

### 三 施行期日

平成二十九年一月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十六号）（人事課）

### 一 趣旨

知事等の特別職及び教育長の期末手当の額を改定するための改正

### 二 内容

期末手当の支給割合の引上げ

### 三 施行期日

公布の日。ただし、平成二十九年以降の期末手当の支給割合は平成二十九年

四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十七号）（人事課）

### 一 趣旨

平成二十八年十月二十日付けで埼玉県人事委員会からされた職員の給与についての勧告及び報告を踏まえ、職員の給与を改定するための改正

### 二 内容

(一) 公民給与較差に基づく給与改定

ア 給料表を若年層に重点を置いて引上げ

イ 勤勉手当の支給割合の引上げ

(二) 国に準じた給与制度の改正

ア 扶養手当の見直し

イ 五十五歳以上の職員の原則昇給停止

### 三 施行期日

公布の日。ただし、二(一)イの平成二十九年度以降の勤勉手当の支給割合及び二

(二)は平成二十九年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十八号）

（人事課）

### 一 趣旨

平成二十八年十月二十日付けの埼玉県人事委員会の人事管理に関する報告及び地方公務員の育児休業等に関する法律の改正を踏まえ、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大等をするための改正

### 二 内容

- (一) 育児休業等の対象となる子の範囲の拡大
- (二) 非常勤職員の育児休業取得要件の緩和
- (三) 児童福祉法の改正に伴う規定の整備

### 三 施行期日

平成二十九年一月一日（ただし、二(三)については、平成二十九年四月一日）

## 本号で公布された条例のあらまし

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十九号）（人事課）

### 一 趣旨

平成二十八年十月二十日付けの埼玉県人事委員会の人事管理に関する報告及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正を踏まえ、介護を行う職員に関して、一日の勤務時間の一部について無給の休暇を承認できる制度等を設けるための改正

### 二 内容

- (一) 無給の休暇の種類に介護時間を新設
- (二) 介護を行う職員の時間外勤務の特例措置を新設

### 三 施行期日

平成二十九年一月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第六十号）（税務課）

### 一 趣旨

県税の収納に関する事務を市町村に委任する制度を廃止するとともに、地方税法の一部改正等に伴い、自動車取得税を廃止し、自動車税の環境性能割を創設する時期を変更する等を行う。

### 二 内容

- (一) 県税の収納に関する事務を市町村に委任する制度の廃止
  - コンビニエンスストア収納、ペイジー収納、クレジットカード収納の導入等により、県税を納税できる窓口が極めて少なかった地域における納税環境が大幅に改善されたため、県税の収納に関する事務を市町村に委任する制度を廃止する。
- (二) 消費税率引上げ時期の変更に伴う措置
  - ア 住宅ローン控除の適用期限の延長
    - 個人県民税の住宅ローン控除について、適用期限を延長する。
  - イ 各種措置の実施時期の変更
    - 消費税率の十パーセントへの引上げに合わせ平成二十九年四月一日に施行することとされていた以下の措置について、実施時期を変更する。
  - (ア) 法人県民税法人税割の税率の引下げ
    - 法人県民税法人税割の税率を引き下げる措置の適用について、平成三十一年十月一日以後に開始する事業年度分からに変更する。
  - (イ) 法人事業税の税率の特例の廃止
    - 法人事業税の税率の特例を廃止する措置の適用について、平成三十一年十月一日以後に開始する事業年度分からに変更する。
  - (ウ) 地方消費税の税率の引上げ
    - 地方消費税の税率を引き上げる日を、平成三十一年十月一日に変更する。
  - (エ) 自動車取得税の廃止及び自動車税の環境性能割の導入等
    - 自動車取得税を廃止するとともに、自動車取得税のグリーン化機能を維持及び強化するため自動車税に環境性能割を創設し、現行の自動車税を「種別割」と名称変更する日を、平成三十一年十月一日に変更する。

### (三) その他

引用法令の施行期日が定められたことに伴う規定の整備を行う。

### 三 施行期日

公布の日。

ただし、二(一)については平成二十九年四月一日。



## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第六十一号）（共助社会づくり課）

### 一 趣旨

特定非営利活動促進法の一部改正を踏まえ、指定特定非営利活動法人における役員報酬規程等の備置期間を延長する等の改正を行う。

### 二 内容

- (一) 指定特定非営利活動法人が役員報酬規程等を事務所に備え置く期間の延長
- (二) 指定特定非営利活動法人が助成の実績を記載した書類を事務所に備え置く期間の延長
- (三) 指定特定非営利活動法人から提出された役員報酬規程等及び助成の実績を記載した書類を県において閲覧・謄写できる期間の延長
- (四) 指定特定非営利活動法人の二百万円を超える海外への送金又は金銭の持出しに関する書類の事前提出義務の廃止

### 三 施行期日等

- (一) 施行期日  
この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

### (二) 経過措置

- ア この条例の施行日前に開始した事業年度に係る役員報酬規程等の書類を備え置く期間、及び当該書類を県において閲覧・謄写できる期間については、なお従前の例による。
- イ この条例の施行日前に行われた助成金の支給に係る書類を備え置く期間、及び当該書類を県において閲覧・謄写できる期間については、なお従前の例による。
- ウ この条例の施行の際現に埼玉県指定特定非営利活動法人の指定を受けている法人による施行日の属する事業年度以前における二百万円を超える海外への送金又は金銭の持出しに関する書類の提出等については、なお従前の例による。

## 本号で公布された条例のあらまし

理容師法施行条例及び美容師法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第六十二号）（生活衛生課）

### 一 趣旨

専ら出張理容及び出張美容を行う者に対し、講習の受講を義務付けるための改

正

### 二 内容

- (一) 理容所に所属しない理容師であつて、出張理容のみを行うものは、衛生上の措置に関する知識を修得するための知事が指定する講習を受けなければならぬ。
- (二) 美容所に所属しない美容師であつて、出張美容のみを行うものは、衛生上の措置に関する知識を修得するための知事が指定する講習を受けなければならぬ。

### 三 施行期日

公布の日から一年を超えない範囲内で規則で定める日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第六十三号）  
（産業支援課）

### 一 趣旨

埼玉県産業技術総合センターに新たに導入した試験研究機器の使用料を定める。

### 二 内容

以下を条例に追加する。

インクジェット式カラー積層造形装置 一時間 二、八一〇円

### 三 施行期日

公布の日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（埼玉  
県条例第六十四号）（公営企業・総務課）

### 一 趣旨

県の一般職員に準じ、企業職員の給与の基準を改定するもの

### 二 内容

- (一) 扶養手当（子に係るものを除く。）の支給対象となる職員の範囲を限定
- (二) 給与の減額の対象となる休暇の追加等
  - ア 介護時間の新設に伴い、無給の休暇の種類を追加
  - イ 部分休業の対象となる子の範囲を拡大

### 三 施行期日

平成二十九年四月一日

ただし、二(二)については平成二十九年一月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第六十五号）（経営管理課）

### 一 趣旨

県の一般職員に準じ、病院事業企業職員の給与の基準を改定するもの

### 二 内容

- (一) 扶養手当（子に係るものを除く。）の支給対象となる職員の範囲を限定
- (二) 給与の減額の対象となる休暇の追加等
  - ア 介護時間の新設に伴い、無給の休暇の種類を追加
  - イ 部分休業の対象となる子の範囲を拡大

### 三 施行期日

平成二十九年四月一日

ただし、二(二)については平成二十九年一月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第六十六号）（下水道管理課）

### 一 趣旨

県の一般職員に準じ、流域下水道事業企業職員の給与の基準を改定するもの

### 二 内容

- (一) 扶養手当（子に係るものを除く。）の支給対象となる職員の範囲を限定
- (二) 給与の減額の対象となる休暇の追加等
  - ア 介護時間の新設に伴い、無給の休暇の種類を追加
  - イ 部分休業の対象となる子の範囲を拡大

### 三 施行期日

平成二十九年四月一日

ただし、二(二)については平成二十九年一月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第六十七号）（教職員課）

### 一 趣旨

平成二十八年十月二十日付けで埼玉県人事委員会からされた学校職員の給与についての勧告及び報告を踏まえ、学校職員の給与を改定するための改正

### 二 内容

(一) 公民給与較差に基づく給与改定

ア 給料表を若年層に重点を置いて引上げ

イ 勤勉手当の支給割合の引上げ

(二) 給与制度の改正

ア 扶養手当の見直し

イ 五十五歳以上の学校職員の原則昇給停止

ウ 校長に係る期末手当の一部勤勉手当への振替え

### 三 施行期日

公布の日。ただし、二(一)イの平成二十九年度以降の勤勉手当の支給割合及び二

(二)は平成二十九年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第六十八号）（県立学校人事課）

### 一 趣旨

平成二十八年十月二十日付けの埼玉県人事委員会の人事管理に関する報告及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正を踏まえ、介護を行う学校職員に関して、一日の勤務時間の一部について無給の休暇を承認できる制度等を設けるための改正

### 二 内容

- (一) 無給の休暇の種類に介護時間を新設
- (二) 介護を行う学校職員の時間外勤務の特例措置を新設

### 三 施行期日

平成二十九年一月一日



## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例（埼玉  
県条例第六十九号）（運転免許課）

### 一 趣旨

道路交通法等の一部改正に伴い、臨時の認知機能検査の結果に基づく高齢者講習、準中型自動車免許に係る講習等の手数料の額を定めるための改正

### 二 内容

#### (一) 手数料の新設

(例) 高齢者講習（臨時の認知機能検査の結果に基づいて行うもの）  
五，六五〇円

(例) 初心運転者講習（準中型自動車免許に係る講習）  
講習一時間につき 二，一五〇円

#### (二) 手数料の額の改定

(例) 高齢者講習（七十五歳未満で小型特殊自動車以外の第一種免許等を受けている者に対する講習）  
（現行）五，六〇〇円 ↓ （改正後）四，六五〇円

(例) 大型自動車又は中型自動車に係る運転免許試験（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合）  
（現行）七，四〇〇円 ↓ （改正後）七，〇五〇円

### 三 施行期日

平成二十九年三月十二日

## 条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第五十四号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第九十六項事務の欄4中「第二十一条」を「第二十六条」に改める。

第二条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第二項第五号市町村の欄中「和光市」の下に「、久喜市」を加え、同項第六号市町村の欄中「和光市」の下に「、久喜市、蓮田市」を加え、同項第九号市町村の欄中「和光市」の下に「、久喜市」を加える。

別表第七項第一号市町村の欄及び同項第二号市町村の欄中「坂戸市」の下に「、日高市」を加える。

別表第十三項第四号事務の欄1中「第四十二条の二第二項」の下に「及び第四十二条の三第一項」を加え、同欄2中「第四十二条の二第二項」の下に「（法第四十二条の三第三項において準用する場合を含む。）」を加え、「第五十七条第六項」を「第五十八条の二第五項（法第五十九条の二において準用する場合を含む。）」及び第六十条の三第五項（法第六十一条の三において準用する場合を含む。）」に改め、同欄3中「第四十六条の二第一項ただし書、第四十六条の三第一項ただし書、第四十七条第一項ただし書、第五十条第一項」を「第四十六条の五第一項ただし書及び第六項ただし書、第四十六条の六第一項ただし書、第五十四条の九第三項」に、「及び第五十七条第五項」を「、第五十八条の二第四項（法第五十九条の二において準用する場合を含む。）」並びに第六十条の三第四項（法第六十一条の三において準用する場合を含む。）」に改め、同欄5中「第四十六条の四第五項及び第六項」を「第四十六条の五の三第二項（法第四十六条の六の二第三項において準用する場合を含む。）」に改め、同欄6中「第四十六条の四第七項第四号」を「第四十六条の八第四号」に改め、同欄7中「第五十条第三項、」を削り、「第五十二条第一項」の下に「第五十四条の九第五項」を加え、同欄中21を22とし、14から20までを15から21までとし、13の次に次のように加える。

14 法第六十四条の二第一項の規定による認定の取消し及び命令

別表第十三項第五号事務の欄中「市区町村」を「市町村」に改め、同欄1中「第四十二条の二第一項」の下に「及び第四十二条の三第一項」を加え、「第四十六条の二第一項ただし書、第四十六条の三第一項ただし書、第四十七条第一項ただし書、第五十条第一項」を「第四十六条の五第一項ただし書及び第六項ただし書、第四十六条の六第一項ただし書、第五十四条の九第三項」に、「及び第五十七条第五項」を「、第五十八条の二第四項（法第五十九条の二において準用する場合を含む。）並びに第六十条の三第四項（法第六十一条の三において準用する場合を含む。）」に改め、「第五十条第三項、」を削り、「第五十二条第一項」の下に「、第五十四条の九第五項」を加え、「第四十六条の四第五項及び第六項」を「第四十六条の五の三第二項（法第四十六条の六の二第三項において準用する場合を含む。）」に改め、同項第六号事務の欄1中「第四十二条の二第一項」の下に「及び第四十二条の三第一項」を加え、「第四十六条の二第一項ただし書、第四十六条の三第一項ただし書、第五十条第一項」を「第四十六条の五第一項ただし書及び第六項ただし書、第四十六条の六第一項ただし書、第五十四条の九第三項、第五十条第一項」を「第四十六条の五第一項ただし書及び第六項ただし書、第四十六条の六第一項ただし書、第五十四条の九第三項」に、「及び第五十七条第五項」を「、第五十八条の二第四項（法第五十九条の二において準用する場合を含む。）並びに第六十条の三第四項（法第六十一条の三において準用する場合を含む。）」に改め、「第五十条第三項、」を削り、「第五十二条第一項」の下に「、第五十四条の九第五項」を加え、「第四十六条の四第五項及び第六項」を「第四十六条の五の三第二項（法第四十六条の六の二第三項において準用する場合を含む。）」に改める。

別表第十四項第一号市町村の欄中「加須市」の下に「、本庄市」を、「吉見町」の下に「、鳩山町」を、「東秩父村」の下に「、美里町」を加える。

別表第十九項事務の欄中「昭和二十五年法律第二百三十三号」の下に「。以下この項において「法」という。」を、「昭和二十五年政令第百五十五号」の下に「。以下この項において「施行令」という。」を加え、「同令」を「施行令」に改め、同項を同項第一号とし、同項に次の一号を加える。

<p>二 法及び施行令に基づく事務のうち、施行令第二条の二、第二条の二の三第一項及び第二項並びに第二条の二の五の規定による申請、施行令第二条の二の規定による指定医証の交付並びに施行令第二条の二の三第四項及び第二条の二の四の規定による指定医証の返納に係る書類の受理、送付その他の行為</p>	<p>川越市、越谷市</p>
--	----------------

別表第二十二項市町村の欄中「嵐山町」の下に「、小川町」を加える。

別表第二十三項第二号事務の欄1中「第五十九条の二第一項」の下に「、第六十条の三第一項第三号及び第二項ただし書」を加える。

別表第二十六項第一号市町村の欄及び同項第二号市町村の欄中「和光市」を「入間市、和光市」に改め、同項第四号市町村の欄中「吉川市」の下に「、ふじみ野市」を加え、同項に次の一号を加える。

<p>五 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第二十条第三項第二号の児童の福祉の増進について相談に応ずる事業に係るものに限る。）</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 法第六十九条の規定による届出の受理</li><li>2 法第七十条の規定による報告の徴収並びに検査及び調査</li><li>3 法第七十二条の規定による制限及び命令</li></ol>	吉川市
---	-----

別表第二十七項第一号事務の欄46中「第八条第二項第一号りただし書」の下に「、第八条の二第二項第二号へ」を加える。

別表第三十一項第一号事務の欄中「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同号市町村の欄中「草加市」を「加須市、草加市、久喜市」に改め、同項第二号事務の欄中「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同項に次の一号を加える。

<p>三 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 法第十八条第一項の規定による許可</li><li>2 法第十八条第三項の規定による意見の聴取</li><li>3 法第十八条第四項の規定による条件の付与</li><li>4 法第四十九条第一項の規定による立入調査、測量並びに竹木その他の物の除去及び移転（1の事務に係るものに限る。）</li><li>5 法第四十九条第三項の規定による通知及び公示（4の事務に係るものに限る。）</li><li>6 法第四十九条第五項の規定による損失の補償（4の事務に係るものに限る。）</li><li>7 法第五十条の規定による報告の徴収（1から6までの事務に係るものに限る。）</li></ol>	蓮田市
---	-----

別表第三十三項第一号市町村の欄中「、久喜市」を削り、同項第二号市町村の

欄中「新座市」の下に「、久喜市」を加える。

別表第三十七項第一号市町村の欄中「毛呂山町」の下に「、嵐山町」を加え、同項第二号市町村の欄及び同項第三号市町村の欄中「新座市」の下に「、久喜市」を加える。

別表第四十項第一号市町村の欄中「東秩父村」の下に「、美里町」を加える。  
別表第四十六項第一号事務の欄に次のように加える。

21 施行令第四十八条の規定による台帳の備付け及び記載（卸売販売業、薬種  
商販売業又は再生医療等製品の販売業に係るものに限る。）

別表第五十一項第一号市町村の欄中「上里町」の下に「、寄居町」を加え、同  
項第二号市町村の欄中「神川町」の下に「、上里町」を加える。

別表第五十二項第一号市町村の欄中「所沢市」の下に「、加須市」を加え、同  
項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の  
次に次の一号を加える。

二 法に基づく事務（介護保険法第百十五条の四十五  
第一項第一号イの第一号訪問事業又は同号ロの第一  
号通所事業に係るものに限る。）のうち、法第十四条  
から第十四条の三まで、第十五条第二項、第十五条  
の二第一項及び第十六条第一項の規定による届出の  
受理

加須市、吉川市

別表第五十三項市町村の欄中「上尾市」の下に「、久喜市、松伏町」を加える。  
別表第五十五項第一号市町村の欄中「和光市」の下に「、久喜市」を加える。  
別表第五十九項市町村の欄中「新座市」の下に「、久喜市、松伏町」を加え、  
同項を同項第一号とし、同項に次の一号を加える。

- 二 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの
- 1 法第五条第一項ただし書の規定による許可
  - 2 法第六条第一項の規定による命令
  - 3 法第六条第二項の規定による施設の移転等及び  
公告

松伏町

別表第六十二項第三号市町村の欄中「上尾市」の下に「、久喜市」を加え、同  
項第四号市町村の欄中「草加市」の下に「、久喜市」を加える。

別表第六十三項第一号市町村の欄中「毛呂山町」の下に「、嵐山町」を加え、  
同項第四号市町村の欄、同項第五号市町村の欄及び同項第六号市町村の欄中「嵐

山町」の下に「、小川町」を加え、同項第七号市町村の欄中「日高市」の下に「、ふじみ野市」を加え、同項第八号市町村の欄中「、嵐山町」を削り、同項第十号市町村の欄中「、小川町」を削る。

別表第六十九項市町村の欄中「加須市」の下に「、草加市」を加える。

別表第七十三項市町村の欄中「滑川町」の下に「、小川町」を加える。

別表第七十九項第二号市町村の欄及び同項第三号市町村の欄中「杉戸町」の下に「、松伏町」を加え、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号市町村の欄中「第五号」を「第六号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号市町村の欄中「杉戸町」の下に「、松伏町」を加え、同号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号市町村の欄中「杉戸町」の下に「、松伏町」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号市町村の欄中「八潮市」の下に「、富士見市」を、「白岡市」の下に「、松伏町」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの	松伏町
1 法第二十七条において準用する法第八条第一項の規定による申出の受理	
2 法第二十七条において準用する法第八条第二項の規定による公告	
3 法第二十七条において準用する法第八条第三項の規定による土地の買取り	
4 法第二十七条において準用する法第八条第四項の規定による通知	
5 法第二十七条において準用する法第八条第五項の規定による通知の受理	

別表第八十項第一号市町村の欄中「伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町」を「各町村」に改め、同項第二号市町村の欄中「横瀬町」の下に「、皆野町、長瀬町」を加え、同項第三号市町村の欄中「戸田市」の下に「、朝霞市」を加える。

別表第八十六項市町村の欄中「志木市」の下に「、久喜市」を加える。

別表第八十七項事務の欄1中「第十四条第一項」の下に「及び第十四条の二第一項」を加え、同欄2中「第十四条第五項」の下に「及び第十四条の二第七項」を加える。

別表第九十六項市町村の欄中「戸田市」の下に「久喜市」を加える。  
別表第九十七項に次の一号を加える。

三 法に基づく事務のうち、法第五十三条第一項及び第五十六条第一項の規定による申請（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第一条の二第三号の精神通院医療に係るものに限る。）に係る審査（所得の状況に係るものに限る。）

	<p>熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、加須市、春日部市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、和光市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、ふじみ野市、三芳町、嵐山町、川島町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、松伏町</p>
--	--

別表第九十八項を同項第一号とし、同項に次の二号を加える。

<p>二 法に基づく事務のうち、法第四条第一項の規定による申請及び法第二十九条第一項の規定による届出に係る書類の受理、送付その他の行為</p>	<p>各市町村（さいたま市を除く。）</p>
<p>三 法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第二号。以下この号において「施行規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるものに係る書類の受理、送付その他の行為</p> <p>1 法第十七条第一項の規定による認可</p>	<p>各市町村（さいたま市、川越市及び越谷市を除く。）</p>

2 施行規則第十五条第二項の規定による届出（法  
第十七条第一項の認可を受けた者に係るものに限  
る。）

別表第一百一項市町村の欄中「嵐山町」の下に「、小川町」を加える。

別表第一百三項第六号市町村の欄中「上尾市」の下に「、久喜市」を加え、同項第九号市町村の欄中「各町」を「各町村」に改め、同項第十号市町村の欄中「東松山市」の下に「、春日部市」を加える。

第三条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第十三項第五号事務の欄中「その他の行為（）」の下に「医療法人に係るものについては、」を加え、同欄1中「及び第四十二条の三第一項」を「、第四十二条の三第一項及び第七十条第一項」に改め、「第五十四条の九第三項」の下に「（法第七十条の十八第一項において準用する場合を含む。）」を、「第五十五条第六項」の下に「（法第七十条の十五において準用する場合を含む。）」を加え、「第六十条の三第四項」を、「第六十条の三第四項」に改め、「第六十一条の三において準用する場合を含む。）」の下に「並びに第七十条の十九第一項」を、「第五十二条第一項」の下に「（法第七十条の十四において準用する場合を含む。）」を、「第五十四条の九第五項」の下に「（法第七十条の十八第一項において準用する場合を含む。）」を、「第五十五条第八項」の下に「（法第七十条の十五において準用する場合を含む。）」を、「第五十六条の六」の下に「（法第七十条の十五において準用する場合を含む。）」を、「第五十六条の十一」の下に「（法第七十条の十五において準用する場合を含む。）」を加え、同項第六号事務の欄1中「及び第四十二条の三第一項」を「、第四十二条の三第一項及び第七十条第一項」に改め、「第五十四条の九第三項」の下に「（法第七十条の十八第一項において準用する場合を含む。）」を、「第五十五条第六項」の下に「（法第七十条の十五において準用する場合を含む。）」を、「第五十五条第六項」の下に「（法第七十条の十五において準用する場合を含む。）」を加え、「並びに第六十条の三第四項」を「、第六十条の三第四項」に改め、「第六十一条の三において準用する場合を含む。）」の下に「並びに第七十条の十九第一項」を、「第五十二条第一項」の下に「（法第七十条の十四において準用する場合を含む。）」を、「第五十四条の九第五項」の下に「（法第七十条の十八第一項において準用する場合を含む。）」を、「第五十五条第八項」の下に「（法第七十条の十五において準用する場合を含む。）」を、「第五十六条の六」の下に「（法第七十条の十五において準用する場合を含む。）」を、「第五十六条の六」の下に「（法第七十条の十五において準用する場合を含む。）」を加える。



第四条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第八十六項事務の欄２中「公告及び縦覧」を「公告、公表及び縦覧」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 公布の日

二 第三条の規定 平成二十九年四月二日

三 第四条の規定 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十号）の施行の日

2 この条例（第二条の規定に限る。以下同じ。）の施行の際改正後の別表の事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為で、施行日に同表の市町村の欄に掲げる市町村の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

## 条 例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第五十五号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年埼玉県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第五項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第二号中「第三十七条の四第三項前段」を「第三十七条の四第三項」に改め、同条第六項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第十一項中「及び広域求職活動費」を「及び求職活動支援費」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 求職活動に伴い雇用保険法第五十九条第一項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第二項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第十三条第十二項中「規定は、」の下に「第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第五項又は第六項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して一年を経過していないものを含む。）及び」を加え、「これら」を「第七項又は第八項」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であつて、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険

法（昭和四十九年法律第十六号）第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）第二条の規定による改正前の雇用保険法第六条第一号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第十三条第五項又は第六項の勤続期間を計算する場合における職員の退職手当に

関する条例第八条の規定の適用については、同条第一項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続きいた在職期間）」と、同条第二項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合には、零）」とする。

3 新条例第十三条第十一項（第六号に係る部分に限り、同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下この項及び第五項において「旧条例」という。）第十三条第十一項第六号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前一年以内に旧条例第十三条第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて施行日以後に新条例第十三条第五項から第八項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつていないものを除く。）について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

4 新条例第十三条第十二項において準用する同条第十一項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する職員の退職手当に関する条例第十三条第四号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

5 施行日前に旧条例第十三条第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者（施行日以後に新条例第十三条第五項から第八項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者を除く。）に対する職員の退職手当に関する条例第十三条第五号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

## 条 例

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第五十六号

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第一条 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和二十四年埼玉県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第二条 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百分の百五十」を「百分の百五十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

(埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第三条 埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第四条 埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「百分の百五十」を「百分の百五十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

### 附 則

(施行期日等)

1 この条例中第一条及び第三条の規定は公布の日から、第二条及び第四条の規定は平成二十九年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の特別職給与等条例」という。)及び第三条の規定による改正後の埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例(以下「改正後の教育長給与等条例」という。)の規定は、平成二十八年十二月一日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の特別職給与等条例及び改正後の教育長給与等条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与及び旅費に関す

る条例及び第三条の規定による改正前の埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の特別職給与等条例及び改正後の教育長給与等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

# 条 例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 埼玉県条例第五十七号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条 職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の三第一項第一号中「三十万七千八百円」を「三十万八千円」に改め、同項第二号中「五万五百円」を「五万六百元」に改める。

第十九条の四第二項第一号中「百分の八十」を「百分の九十」に、「百分の百」を「百分の百十」に改め、同項第二号中「百分の三十七・五」を「百分の四十二・五」に、「百分の四十七・五」を「百分の五十二・五」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

行政職給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600	520,900
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700	523,800
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700	526,900
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700	530,000
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700	533,100
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700	535,400
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700	537,900
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800	540,300
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500	542,700
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600	544,500
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600	546,300
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700	548,200
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400	549,900
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700	551,300
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000	552,600
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300	553,700
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400	555,000
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800	556,000
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300	556,900
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700	557,800
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900	558,700
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300	
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800	
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300	
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400	
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500	
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700	
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900	
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900	
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800	
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700	
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600	
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400	
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	522,300	
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	523,000	
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	523,500	

別表第1（第3条関係）

77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500	
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800	
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000	
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200	
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500	
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800	
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000	
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200	
94		294,000	341,800			
95		294,400	342,300			
96		294,800	342,700			
97		295,000	342,800			
98		295,300	343,300			
99		295,700	343,700			
100		296,100	344,000			
101		296,300	344,300			
102		296,600	344,700			
103		297,000	345,100			
104		297,300	345,500			
105		297,500	346,000			
106		297,800	346,400			
107		298,200	346,800			
108		298,500	347,200			
109		298,700	347,700			
110		299,100	348,100			
111		299,500	348,400			
112		299,800	348,700			
113		299,900	349,200			
114		300,200				
115		300,500				
116		300,900				

37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000	524,200
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600	524,800
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200	525,600
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800	526,200
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300	526,700
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800	
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200	
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500	
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800	
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200		
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600		
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300		
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800		
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200		
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600		
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000		
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400		
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800		
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200		
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500		
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800		
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200		
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500		
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800		
再任用職員以外の職員	61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100	
	62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300		
	63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600		
	64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900		
	65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200		
	66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500		
	67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800		
	68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100		
	69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300		
	70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600		
	71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900		
	72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200		
	73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400		
	74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700		
	75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000		
	76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200		

別表第2（第3条関係）

## 公安職給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	164,900	180,600	207,100	247,100	290,800	317,300	345,900	380,700	422,000
	2	166,600	182,400	209,100	248,900	292,800	319,500	348,100	382,900	423,800
	3	168,400	184,200	211,100	250,700	294,900	321,800	350,400	385,000	425,700
	4	170,100	186,000	213,100	252,500	297,200	323,900	352,600	387,100	427,600
	5	171,600	187,900	215,100	254,200	299,000	326,200	354,600	388,900	429,000
	6	173,500	190,200	217,100	256,000	301,200	328,400	356,700	390,900	430,700
	7	175,300	192,500	219,100	257,600	303,300	330,700	358,900	392,700	432,300
	8	177,200	194,800	221,000	259,300	305,500	332,900	361,100	394,500	433,800
	9	178,900	197,000	223,100	260,700	307,500	334,800	363,000	396,300	435,400
	10	180,600	199,600	224,900	262,300	309,700	337,100	365,200	398,300	437,100
	11	182,300	202,100	226,700	263,600	312,000	339,300	367,300	400,300	438,700
	12	184,000	204,600	228,500	264,900	314,100	341,600	369,500	402,400	440,300
	13	185,900	206,900	230,400	266,500	316,200	343,600	371,500	404,100	441,400
	14	188,000	208,700	232,300	267,900	318,500	345,700	373,600	406,200	443,000
	15	190,100	210,500	234,200	269,000	320,700	347,900	375,800	408,200	444,800
	16	192,200	212,300	236,100	270,300	322,900	350,000	377,900	410,300	446,600
	17	194,400	214,200	237,700	271,300	324,800	352,200	379,600	412,000	448,200
	18	196,800	216,100	239,500	272,700	327,100	354,200	381,600	413,700	450,000
	19	199,200	218,000	241,300	274,100	329,200	356,300	383,500	415,400	451,800
	20	201,600	219,800	243,100	275,500	331,500	358,400	385,500	417,000	453,500
	21	204,100	221,500	244,700	276,800	333,500	360,300	387,300	418,700	455,100
	22	205,900	223,300	246,100	278,200	335,500	362,300	389,400	420,300	456,800
	23	207,700	225,100	247,300	279,500	337,600	364,300	391,500	421,700	458,400
	24	209,500	226,900	248,600	281,000	339,600	366,400	393,500	423,200	460,200
	25	211,400	228,600	249,900	282,200	341,600	368,200	395,200	424,500	461,700
	26	213,200	230,300	251,200	284,100	343,700	370,200	397,200	425,900	463,100
	27	215,000	232,000	252,500	286,100	345,700	372,200	399,300	427,400	464,600
	28	216,700	233,700	253,700	288,100	347,700	374,200	401,400	429,000	465,900
	29	218,600	235,100	254,900	290,000	349,700	376,100	402,900	430,300	467,100
	30	220,400	236,900	256,000	292,000	351,800	378,200	404,700	432,000	467,800
	31	222,200	238,700	257,300	293,800	353,800	380,300	406,400	433,700	468,500
	32	224,000	240,500	258,400	295,700	355,900	382,300	408,100	435,300	469,200
	33	225,700	241,900	259,100	297,500	357,500	384,200	409,800	436,700	469,700
	34	227,400	243,400	260,300	299,300	359,500	386,300	411,300	438,400	470,500
	35	229,100	244,700	261,400	301,200	361,400	388,400	412,900	440,100	471,200
	36	230,800	246,100	262,600	303,000	363,500	390,300	414,400	441,700	471,800

	117		301,100								
	118		301,300								
	119		301,600								
	120		301,900								
	121		302,300								
	122		302,500								
	123		302,800								
	124		303,100								
	125		303,400								
再任用 職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100	440,200	520,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第20条第1項及び附則第5項に規定する職員を除く。



77	280,100	299,700	324,300	369,100	408,400	420,300	437,700				37	232,200	247,400	263,500	304,800	365,400	392,000	415,700	443,100	472,100
78	281,300	301,200	326,000	370,300	408,900	420,600	438,000				38	234,000	248,700	264,700	306,700	367,500	393,500	417,200	443,800	472,700
79	282,500	302,500	327,600	371,500	409,500	420,900	438,300				39	235,800	249,900	265,700	308,600	369,500	394,800	418,700	444,500	473,200
80	283,600	304,000	329,200	372,700	410,000	421,200	438,600				40	237,600	251,100	266,700	310,300	371,500	396,200	420,200	445,200	473,700
81	284,700	305,400	330,900	373,900	410,400	421,400	438,800				41	239,000	252,300	267,900	312,200	373,500	397,400	421,700	445,600	474,200
82	285,900	306,800	332,600	375,100	411,000	421,700	439,100				42	240,400	253,500	269,300	314,000	375,600	398,500	423,000	446,200	474,600
83	287,200	308,100	334,200	376,200	411,500	422,000	439,400				43	241,700	254,600	270,600	315,900	377,700	399,500	424,300	446,900	475,000
84	288,500	309,500	335,900	377,400	411,700	422,200	439,700				44	242,900	255,700	271,800	317,800	379,700	400,500	425,500	447,500	475,400
85	289,700	310,600	337,300	378,500	412,000	422,400	439,900				45	244,200	256,600	272,900	319,500	381,400	401,700	426,500	448,300	475,700
86	290,900	312,100	338,800	379,100	412,500	422,700					46	245,300	257,700	274,400	321,400	383,100	402,900	427,200	449,000	
87	292,000	313,400	340,300	379,600	412,800	423,000					47	246,300	258,800	275,900	323,300	384,700	404,000	428,000	449,500	
88	293,200	314,900	341,800	380,200	413,100	423,200					48	247,200	260,000	277,500	325,100	386,400	405,200	428,800	450,000	
89	294,300	316,400	343,100	380,800	413,400	423,400					49	248,100	260,900	279,300	326,700	387,800	406,500	429,300	450,500	
90	295,500	317,900	344,300	381,400	413,800	423,700					50	249,200	262,100	281,000	328,300	388,800	407,300	429,700	450,800	
91	296,600	319,300	345,600	382,000	414,200	424,000					51	250,400	263,100	282,700	329,800	389,800	408,100	430,100	451,100	
92	297,800	320,800	346,900	382,600	414,600	424,200					52	251,500	264,200	284,200	331,500	390,800	408,800	430,400	451,500	
93	298,500	322,100	348,300	382,900	414,900	424,400					53	252,300	265,400	285,700	333,100	392,100	409,300	430,700	451,900	
94	299,800	323,400	349,800	383,400							54	253,500	266,400	287,500	334,800	393,200	410,000	431,100	452,100	
95	300,900	324,800	351,300	384,000							55	254,400	267,800	289,200	336,600	394,300	410,700	431,400	452,400	
96	302,200	326,100	352,800	384,500							56	255,600	269,000	290,900	338,400	395,500	411,300	431,700	452,600	
97	303,300	327,300	354,100	384,900							57	256,600	270,000	292,500	339,500	396,800	412,000	432,000	453,000	
98	304,500	328,600	355,300	385,300							58	257,600	271,600	294,200	341,200	397,600	412,400	432,300	453,200	
99	305,700	329,900	356,400	385,900							59	258,400	273,000	296,000	342,800	398,400	413,000	432,600	453,400	
100	306,900	331,200	357,600	386,400							60	259,400	274,600	297,800	344,400	399,100	413,600	432,900	453,600	
101	308,100	332,600	358,700	386,800							61	260,500	276,200	299,200	346,000	399,600	414,000	433,200	454,000	
102	309,100	333,500	359,800	387,300							62	261,500	277,800	301,000	347,700	400,300	414,600	433,500		
103	310,200	334,600	360,900	387,900							63	262,600	279,400	302,800	349,400	401,000	415,100	433,800		
104	311,200	335,800	362,100	388,400							64	263,500	280,900	304,500	351,100	401,700	415,600	434,100		
105	312,000	336,900	363,300	388,700							65	264,600	282,400	306,000	352,700	402,000	416,100	434,400		
106	312,600	338,000	363,800	389,100							66	265,800	283,800	307,700	354,300	402,700	416,700	434,700		
107	313,200	339,000	364,400	389,600							67	267,000	285,300	309,200	355,900	403,400	417,100	435,000		
108	313,900	340,100	365,000	389,900							68	268,300	286,700	310,900	357,500	404,000	417,600	435,300		
109	314,400	341,300	365,600	390,200							69	269,500	288,300	312,400	358,700	404,400	418,000	435,500		
110	314,900	342,300	366,100	390,700							70	270,900	289,800	313,800	360,100	404,900	418,300	435,800		
111	315,400	343,300	366,600	391,200							71	272,300	291,400	315,300	361,400	405,500	418,600	436,100		
112	316,000	344,200	367,100	391,700							72	273,600	293,000	316,800	362,800	406,000	418,900	436,400		
113	316,800	345,100	367,500	392,000							73	274,900	294,200	317,700	364,000	406,500	419,200	436,600		
114	317,500	346,000	367,900	392,500							74	276,300	295,600	319,300	365,200	406,900	419,500	436,900		
115	318,200	347,000	368,500	393,000							75	277,700	297,100	320,800	366,500	407,400	419,800	437,200		
116	318,900	348,000	369,000	393,500							76	278,900	298,600	322,500	367,800	407,900	420,100	437,500		

再任用  
職員以  
外の職  
員

別表第3（第3条関係）

研究職給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	141,700	191,400	278,000	329,500	387,700
	2	142,800	194,000	280,400	331,700	390,600
	3	144,000	196,400	282,800	333,900	393,300
	4	145,100	198,800	285,200	335,900	396,100
	5	146,200	201,300	287,500	337,800	398,300
	6	147,500	203,600	289,700	339,900	401,000
	7	148,800	205,900	291,700	342,000	403,700
	8	150,100	208,100	293,700	344,000	406,400
	9	151,200	210,200	295,900	345,900	409,000
	10	152,900	212,500	298,500	347,900	411,600
	11	154,500	215,000	301,100	350,000	414,300
	12	156,100	217,300	303,900	352,000	417,100
	13	157,600	219,500	306,100	354,000	419,700
	14	159,500	221,900	308,700	355,900	422,400
	15	161,400	224,300	311,200	357,700	425,200
	16	163,400	226,700	314,000	359,600	427,900
	17	165,200	229,000	316,600	361,500	430,400
	18	167,400	231,800	318,800	363,400	433,000
	19	169,600	234,700	321,000	365,300	435,500
	20	171,700	237,600	323,100	367,300	438,100
	21	173,900	240,100	325,400	368,900	440,600
	22	176,300	242,800	327,400	370,900	443,200
	23	178,600	245,300	329,400	372,700	445,800
	24	180,900	248,000	331,400	374,600	448,300
	25	183,000	250,700	333,500	376,100	450,500
	26	185,200	253,100	335,400	377,800	452,800
	27	187,300	255,400	337,200	379,700	455,300
	28	189,400	257,600	339,100	381,600	457,800
	29	191,500	260,300	341,000	383,400	460,300
	30	193,300	262,500	342,700	385,300	462,800
	31	195,100	264,400	344,200	387,200	465,300
	32	196,800	266,500	345,900	389,100	467,800
	33	198,600	268,400	347,300	390,700	470,100
	34	200,500	270,400	348,700	392,500	472,500
	35	202,400	272,500	350,200	394,100	474,900
	36	204,300	274,400	351,700	395,900	477,400

117	319,500	349,000	369,400	393,800						
118	320,300	349,500	369,900	394,300						
119	321,000	350,100	370,500	394,800						
120	321,800	350,700	371,000	395,300						
121	322,400	351,000	371,100	395,700						
122	322,700	351,400	371,700	396,200						
123	323,200	351,900	372,200	396,600						
124	323,700	352,300	372,600	397,100						
125	324,000	352,700	373,100	397,500						
126		353,100	373,600							
127		353,600	374,100							
128		354,000	374,600							
129		354,400	374,900							
130		354,800	375,400							
131		355,200	375,900							
132		355,600	376,400							
133		355,800	376,700							
134		356,300	377,200							
135		356,700	377,600							
136		357,000	378,000							
137		357,300	378,300							
138		357,700	378,800							
139		358,200	379,300							
140		358,700	379,800							
141		359,000	380,100							
142		359,500								
143		360,000								
144		360,500								
145		360,800								
再任用 職員		240,700	252,400	256,500	287,800	304,300	318,400	342,000	377,100	408,700

備考 この表は、警察官に適用する。

77	264,800	321,100	389,800	440,600	37	206,000	276,300	353,000	397,100	479,800
78	266,000	322,100	390,400		38	207,900	277,800	354,400	398,600	482,300
79	267,300	323,000	391,000		39	209,800	279,000	355,700	400,000	484,700
80	268,400	323,900	391,600		40	211,700	280,500	357,100	401,400	487,200
81	269,800	325,000	392,200		41	213,600	281,900	357,900	402,800	489,500
82	271,100	325,800	392,800		42	215,500	282,900	359,000	404,100	491,700
83	272,400	326,500	393,400		43	217,400	283,900	360,200	405,600	493,900
84	273,600	327,300	394,000		44	219,300	284,900	361,300	407,200	496,100
85	274,700	327,800	394,500		45	221,000	285,600	362,500	408,600	497,800
86	275,800	328,300	395,000		46	222,900	286,800	363,700	409,800	499,300
87	277,100	328,800	395,500		47	224,700	288,000	365,000	411,400	500,900
88	278,300	329,300	396,200		48	226,500	289,200	366,100	413,000	502,400
89	279,300	329,600	396,600		49	228,200	290,600	367,200	414,300	504,100
90	280,500	330,100			50	230,000	291,900	368,500	415,700	505,500
91	281,600	330,600			51	231,700	293,000	369,800	417,200	506,900
92	282,800	331,100			52	233,400	294,100	371,100	418,600	508,400
93	283,800	331,400			53	234,900	295,300	371,800	420,000	509,500
94	284,800	331,800			54	236,700	296,500	372,800	421,400	510,700
95	285,800	332,300			55	238,400	297,800	373,700	422,800	511,900
96	286,800	332,800			56	240,000	298,900	374,700	424,200	513,100
97	287,300	333,300			57	241,400	300,000	375,500	425,300	514,000
98	288,200	333,800			58	242,600	301,100	376,300	426,600	515,000
99	288,900	334,300			59	243,600	302,300	377,000	428,000	516,000
100	289,800	334,800			60	244,700	303,500	377,700	429,300	517,000
101	290,700	335,300			61	245,800	304,400	378,300	430,100	518,100
102	291,400	335,800			62	246,900	305,500	379,000	431,000	519,000
103	292,100	336,300			63	247,800	306,600	379,900	432,000	519,700
104	292,800	336,800			64	248,900	307,700	380,800	432,900	520,400
105	293,500	337,300			65	250,100	308,700	381,400	433,800	521,200
106	294,000	337,700			66	251,200	309,800	382,200	434,600	522,000
107	294,500	338,200			67	252,300	310,800	383,000	435,200	522,800
108	295,000	338,600			68	253,200	311,800	383,800	436,000	523,600
109	295,200	339,100			69	254,100	312,900	384,400	436,400	524,300
110	295,600	339,500			70	255,500	313,900	385,100	437,000	525,100
111	295,900	340,000			71	257,000	315,000	385,800	437,500	525,900
112	296,200	340,400			72	258,400	316,100	386,500	438,000	526,700
113	296,500	340,900			73	259,800	316,800	387,200	438,500	527,400
114	296,800	341,300			74	261,200	317,800	387,800	439,100	
115	297,100	341,800			75	262,600	318,900	388,400	439,600	
116	297,400	342,200			76	263,700	320,000	389,100	440,100	

再任用  
職員以  
外の職  
員

別表第4（第3条関係）

医 療 職 給 料 表

イ 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	245,200	330,500	395,500	470,600
	2	247,700	333,500	398,400	472,900
	3	250,200	336,400	401,300	475,100
	4	252,700	339,400	404,100	477,400
	5	255,000	342,100	406,800	479,700
	6	258,800	345,400	409,500	481,900
	7	262,600	348,500	412,300	484,100
	8	266,400	351,600	415,000	486,300
	9	270,000	354,500	417,500	488,300
	10	274,000	357,400	420,200	490,400
	11	278,000	360,500	422,900	492,500
	12	282,000	363,700	425,600	494,600
	13	285,800	366,700	428,000	496,700
	14	289,800	370,300	430,500	498,800
	15	293,700	373,500	432,900	500,900
	16	297,600	377,200	435,400	503,000
	17	301,400	380,800	437,600	505,100
	18	305,000	383,500	440,000	507,100
	19	308,500	386,300	442,400	509,100
	20	312,100	389,000	444,800	511,100
	21	315,700	391,900	446,600	512,900
	22	319,400	394,500	449,000	514,700
	23	322,900	397,100	451,400	516,600
	24	326,400	399,500	453,700	518,500
	25	329,900	401,800	455,800	520,200
	26	332,700	404,100	458,100	522,000
	27	335,300	406,400	460,300	523,800
	28	337,900	408,700	462,600	525,600
	29	340,700	411,000	464,800	527,400
	30	342,800	413,100	467,100	529,200
	31	345,000	415,100	469,400	531,000
	32	347,400	417,200	471,600	532,800
	33	349,700	419,300	473,600	534,400
	34	352,100	421,200	475,700	536,200
	35	354,300	423,200	477,800	537,900
	36	356,800	425,200	479,900	539,700

	117	297,700	342,700		
	118	298,100	343,100		
	119	298,400	343,500		
	120	298,800	343,900		
	121	299,100	344,300		
再任用 職員		216,700	257,900	282,700	325,100
					383,600

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

	77		475,400	529,800	
	78		476,000	530,700	
	79		476,600	531,600	
	80		477,100	532,500	
	81		477,700	533,300	
	82		478,200	534,200	
	83		478,700	535,100	
	84		479,200	536,000	
	85		479,600	536,800	
	86		480,200	537,700	
	87		480,600	538,600	
	88		481,100	539,500	
	89		481,600	540,300	
	90		482,200		
	91		482,800		
	92		483,200		
	93		483,700		
	94		484,300		
	95		484,900		
	96		485,500		
	97		486,000		
再任用 職員		295,400	337,800	392,200	465,200

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会が定めるものに適用する。

	37	359,200	427,200	482,000	541,300
	38	361,600	429,200	483,800	542,900
	39	364,000	431,200	485,600	544,300
	40	366,200	433,200	487,400	545,900
	41	368,500	435,100	489,100	547,400
	42	369,900	436,900	490,900	548,800
	43	371,400	438,600	492,700	550,200
	44	372,800	440,400	494,500	551,500
	45	374,300	442,300	496,100	552,700
	46	375,700	444,100	497,800	553,700
	47	377,200	445,900	499,600	554,700
	48	378,700	447,600	501,400	555,700
	49	379,900	449,400	503,000	556,700
	50	380,900	451,100	504,300	557,600
	51	381,900	452,900	505,600	558,500
	52	382,800	454,700	506,900	559,400
	53	383,800	456,600	508,100	560,200
	54	384,700	457,800	509,400	561,100
	55	385,600	459,000	510,700	562,000
	56	386,500	460,200	512,000	562,900
	57	387,400	461,400	513,000	563,800
	58	388,300	462,400	513,800	564,700
	59	389,100	463,400	514,600	565,600
	60	389,900	464,400	515,400	566,300
	61	390,600	465,200	516,300	567,200
	62	391,100	465,900	517,100	568,100
	63	391,500	466,600	518,000	569,000
	64	392,000	467,300	518,800	569,900
	65	392,300	468,000	519,700	570,800
	66		468,700	520,600	
	67		469,400	521,300	
	68		470,100	522,200	
	69		470,500	523,100	
	70		471,200	523,900	
	71		471,900	524,800	
	72		472,600	525,700	
	73		473,000	526,500	
	74		473,600	527,400	
	75		474,300	528,300	
	76		475,000	529,000	

	37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300	391,600	436,300	495,700
	38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000	392,800	437,100	
	39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600	393,900	437,500	
	40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300	395,000	438,200	
	41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500	395,800	438,700	
	42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600	396,600	439,100	
	43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800	397,400	439,500	
	44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000	398,200	439,900	
	45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200	398,600	440,300	
	46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000	399,200	440,700	
	47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200	399,700	441,100	
	48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300	400,100	441,400	
	49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300	400,500	441,700	
	50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300	400,800	442,100	
	51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300	401,100	442,400	
	52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300	401,400	442,700	
	53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100	401,700	443,000	
	54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900	402,000		
	55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800	402,300		
	56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700	402,600		
	57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200	402,900		
	58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000	403,200		
	59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800	403,500		
	60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600	403,900		
	61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000	404,100		
	62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700	404,400		
	63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400	404,700		
	64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100	405,000		
	65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500	405,200		
	66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100			
	67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800			
	68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400			
	69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800			
	70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300			
	71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800			
	72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300			
	73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900			
	74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400			
	75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000			
	76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600			

ロ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100	325,500	370,300	436,400
	2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100	327,500	373,000	439,000
	3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300	329,700	375,600	441,500
	4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400	331,900	378,300	444,100
	5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600	333,900	380,700	446,500
	6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700	336,100	383,400	449,000
	7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800	338,200	386,000	451,500
	8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900	340,400	388,700	454,000
	9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900	342,300	390,800	456,400
	10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100	344,400	393,100	458,800
	11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200	346,600	395,300	461,400
	12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400	348,700	397,500	463,800
	13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600	350,300	399,600	466,300
	14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500	352,300	401,600	467,800
	15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600	354,200	403,600	469,100
	16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600	356,200	405,700	470,400
	17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700	358,100	407,500	471,600
	18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700	360,100	409,500	472,900
	19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800	362,100	411,400	474,200
	20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900	364,100	413,500	475,500
	21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800	365,900	415,300	476,700
	22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800	367,900	416,900	478,100
	23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700	370,000	418,500	479,500
	24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700	372,100	420,000	480,700
	25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600	373,500	421,500	482,100
	26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500	375,300	422,800	483,400
	27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500	377,100	424,100	484,800
	28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500	378,800	425,400	486,200
	29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000	380,600	426,700	487,600
	30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800	382,100	427,900	488,700
	31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500	383,700	429,100	489,800
	32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300	385,400	430,200	490,900
	33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000	386,700	431,400	492,000
	34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800	388,000	432,600	492,900
	35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700	389,300	433,800	493,800
	36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500	390,500	435,000	494,700

ハ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	160,100	187,600	236,000	258,900	284,100	328,800	373,300
	2	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900	330,900	375,900
	3	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700	333,000	378,600
	4	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600	335,200	381,200
	5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400	337,300	383,400
	6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200	339,400	385,800
	7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100	341,600	388,100
	8	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900	343,700	390,400
	9	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800	345,300	392,400
	10	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700	347,300	394,500
	11	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500	349,200	396,700
	12	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400	351,200	399,000
	13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100	353,200	400,900
	14	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700	355,300	402,900
	15	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500	357,400	405,100
	16	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300	359,400	407,300
	17	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100	361,400	409,300
	18	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700	363,400	411,500
	19	190,500	219,400	257,500	278,900	316,400	365,500	413,700
	20	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100	367,600	415,800
	21	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600	369,300	417,700
	22	196,900	224,000	260,300	283,500	321,100	371,400	419,600
	23	199,100	225,700	261,200	285,000	322,700	373,500	421,400
	24	201,300	227,400	262,200	286,400	324,200	375,500	423,300
	25	203,300	228,800	263,400	287,700	325,800	377,500	425,000
	26	204,600	230,500	264,700	289,500	327,200	379,100	426,600
	27	205,900	232,200	265,900	291,300	328,700	381,000	428,300
	28	207,200	233,900	267,200	293,000	330,300	382,900	429,900
	29	208,400	235,500	268,400	294,600	331,600	384,700	431,200
	30	209,600	236,900	269,900	296,200	333,100	386,400	432,500
	31	210,900	238,200	271,500	297,800	334,500	388,300	434,100
	32	212,100	239,300	272,900	299,500	336,000	390,100	435,600
	33	213,400	240,600	274,500	300,900	337,600	391,800	437,300
	34	214,700	241,700	276,000	302,400	339,100	393,500	438,900
	35	216,000	242,600	277,300	304,000	340,700	395,300	440,300
	36	217,300	243,700	278,600	305,600	342,200	397,000	441,700

	77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100			
	78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600			
	79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100			
	80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600			
	81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900			
	82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400			
	83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800			
	84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200			
	85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600			
	86		288,700	324,600	345,500				
	87		288,900	324,800	345,800				
	88		289,100	325,200	346,100				
	89		289,500	325,600	346,500				
	90		289,700	326,000	346,800				
	91		289,900	326,400	347,200				
	92		290,100	326,800	347,500				
	93		290,500	327,100	347,900				
	94		290,700	327,300	348,200				
	95		290,900	327,700	348,500				
	96		291,200	328,000	348,800				
	97		291,600	328,200	349,100				
	98		291,900	328,500	349,500				
	99		292,100	328,800	349,900				
	100		292,400	329,100	350,300				
	101		292,700	329,300	350,800				
	102		292,900	329,600	351,200				
	103		293,100	330,000	351,600				
	104		293,400	330,200	352,000				
	105		293,700	330,300	352,500				
	106			330,600					
	107			331,000					
	108			331,200					
	109			331,400					
	110			331,800					
	111			332,200					
	112			332,600					
	113			332,800					
再任用 職員		187,900	214,500	242,700	256,100	281,300	322,000	364,200	425,700

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

	77	263,300	295,200	331,400	356,200	385,200					37	218,700	244,800	280,200	307,100	343,900	398,600	442,800
	78	264,400	296,500	332,600	357,000	385,800					38	220,100	245,900	281,600	308,500	345,500	400,300	444,100
	79	265,700	297,700	333,700	357,800	386,300					39	221,400	246,800	283,100	310,000	347,000	402,100	445,400
	80	266,900	299,000	334,900	358,500	386,600					40	222,800	247,900	284,500	311,600	348,600	403,900	446,800
	81	268,000	299,700	336,000	359,100	386,900					41	223,800	248,600	286,100	313,200	349,800	405,400	447,800
	82	269,000	300,900	337,100	359,600	387,400					42	225,200	249,500	287,600	314,600	351,300	406,900	448,500
	83	270,100	302,000	338,100	360,200	387,800					43	226,600	250,400	289,100	316,000	352,800	408,400	449,300
再任用	84	271,200	303,200	339,200	360,700	388,100					44	228,000	251,300	290,700	317,500	354,200	409,700	449,900
職員以																		
外の職																		
員	85	272,000	304,300	340,100	361,300	388,400					45	229,200	252,100	292,000	318,500	355,800	410,800	450,800
	86	272,900	305,500	341,100	361,800	388,900					46	230,600	253,100	293,400	319,900	356,800	411,900	451,500
	87	274,000	306,700	342,000	362,400	389,400					47	231,900	254,000	294,900	321,300	358,300	413,000	452,300
	88	275,100	307,800	343,000	362,900	389,800					48	233,200	255,000	296,400	322,800	359,600	414,200	453,100
	89	276,100	309,100	344,000	363,300	390,100					49	234,300	256,000	297,700	323,900	361,000	415,500	453,800
	90	277,000	310,300	344,800	363,700	390,500					50	235,400	257,200	299,000	325,300	362,400	416,600	454,500
	91	277,900	311,500	345,600	364,300	391,000					51	236,400	258,400	300,300	326,600	363,700	417,800	455,200
	92	278,900	312,700	346,400	364,800	391,400					52	237,500	259,600	301,700	327,900	365,100	418,900	456,000
	93	279,900	313,500	347,000	365,100	391,800					53	238,600	260,700	303,200	329,300	366,600	420,100	456,800
	94	280,900	314,200	347,600	365,600						54	239,700	262,200	304,500	330,700	367,800	421,100	457,600
	95	281,800	314,900	348,300	366,000						55	240,700	263,600	305,900	332,100	368,900	422,200	458,300
	96	282,800	315,500	348,900	366,300						56	241,700	265,000	307,300	333,400	370,100	423,300	459,000
	97	283,600	316,200	349,300	366,900						57	242,600	266,600	308,300	334,300	371,200	424,400	459,800
	98	284,400	316,500	349,700	367,400						58	243,600	268,200	309,500	335,600	372,100	424,900	
	99	285,000	317,100	350,200	367,900						59	244,300	269,700	310,700	336,800	373,100	425,500	
	100	285,900	317,800	350,600	368,400						60	245,300	271,200	312,100	338,100	374,100	425,900	
	101	286,700	318,200	351,100	369,000						61	246,200	272,600	313,200	339,200	374,700	426,500	
	102	287,500	318,800	351,500	369,500						62	247,200	274,100	314,500	340,100	375,500	427,000	
	103	288,300	319,400	352,000	370,000						63	248,000	275,600	315,800	341,300	376,300	427,400	
	104	289,100	320,000	352,400	370,400						64	249,000	276,900	317,000	342,600	377,100	427,900	
	105	289,800	320,400	352,700	371,000						65	249,900	278,500	318,300	343,700	377,800	428,500	
	106	290,300	320,900	353,200	371,500						66	250,900	280,000	319,600	344,900	378,500	428,900	
	107	290,800	321,400	353,600	372,000						67	252,000	281,500	320,900	346,100	379,300	429,200	
	108	291,300	321,900	353,900	372,500						68	252,900	283,000	322,200	347,200	380,000	429,500	
	109	291,500	322,300	354,400	373,100						69	253,700	284,100	322,900	348,200	380,600	429,900	
	110	291,800	322,700	354,900	373,500						70	254,800	285,600	324,000	349,200	381,200		
	111	292,000	323,000	355,400	374,000						71	255,900	287,100	325,100	350,300	381,900		
	112	292,400	323,300	355,900	374,500						72	257,100	288,500	326,000	351,400	382,500		
	113	292,700	323,700	356,400	375,100						73	258,500	289,700	327,300	352,200	383,200		
	114	292,900	324,100	356,900							74	259,800	291,100	328,000	353,300	383,700		
	115	293,300	324,500	357,400							75	261,100	292,400	329,100	354,400	384,300		
	116	293,600	324,800	357,800							76	262,300	293,700	330,300	355,500	384,800		



	157	305,900						
	158	306,200						
	159	306,500						
	160	306,800						
	161	307,200						
	162	307,500						
	163	307,800						
	164	308,100						
	165	308,500						
	166	308,800						
	167	309,100						
	168	309,400						
	169	309,800						
再任用 職員		234,300	254,600	261,800	272,000	288,300	325,400	369,800

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会  
定めるものに適用する。

	117	293,900	325,000	358,200				
	118	294,200	325,300	358,600				
	119	294,500	325,700	359,100				
	120	294,900	325,900	359,600				
	121	295,200	326,100	360,000				
	122	295,600	326,400	360,500				
	123	295,900	326,700	361,000				
	124	296,300	327,000	361,500				
	125	296,500	327,200	361,800				
	126	296,700	327,500					
	127	297,000	327,900					
	128	297,400	328,100					
	129	297,600	328,200					
	130	297,900	328,500					
	131	298,300	328,900					
	132	298,700	329,100					
	133	298,900	329,400					
	134	299,200	329,800					
	135	299,600	330,200					
	136	299,900	330,600					
	137	300,100	330,900					
	138	300,400	331,300					
	139	300,800	331,700					
	140	301,100	332,100					
	141	301,300	332,400					
	142	301,700	332,800					
	143	302,100	333,100					
	144	302,400	333,500					
	145	302,500	333,800					
	146	302,800	334,200					
	147	303,100	334,600					
	148	303,500	335,000					
	149	303,700	335,300					
	150	303,900	335,700					
	151	304,200	336,100					
	152	304,500	336,500					
	153	304,900	336,800					
	154	305,100						
	155	305,300						
	156	305,600						

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第七項中「より職員」の下に「（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）」を加え、「同項」を「前項」に改め、同条第八項中「に関する前項の規定の適用については、同項中「四号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの（委員会規則で定める者を除く。）及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして委員会規則で定める職員にあつては、三号給）」とあるのは、「二号給」を「の第六項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて委員会規則で定める基準に従い決定するもの」に改める。

第八条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族」としての配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして委員会規則で定める職員（以下「行九級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。

第八条第二項第二号中「及び孫」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

第八条第三項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、扶養親族としての配偶者、父母等については一人につき六千五百円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして委員会規則で定める職員（以下「行八級職員等」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については一人につき一万円とする。

第九条第一項中「がある場合、又は職員に次の各号の一に該当する」を「（行九級以上職員等にあつては、扶養親族としての子に限る。）がある場合、行九級以上職員等から行九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族としての配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる」に改め、同項第一号中「場合」の下に「（行九級以上職員等に扶養親族としての配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」を加え、同項第二号中「前条第二項第二号又は第四号」を「扶養親族としての子又は前条第二項第

三号若しくは第五号」に改め、「至つた場合」の下に「及び行九級以上職員等に扶養親族としての配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合」を加え、同項第三号及び第四号を削り、同条第二項中「に扶養親族」の下に「（行九級以上職員等にあつては、扶養親族としての子に限る。）」を加え、「扶養親族」を「、行九級以上職員等から行九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族としての配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族としての子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級以上職員等以外の職員となつた日、職員に扶養親族（行九級以上職員等にあつては、扶養親族としての子に限る。）で同項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の下に「場合においてその」を加え、「前項第一号」を「同項第一号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に改め、「死亡した日」の下に「、行九級以上職員等以外の職員から行九級以上職員等となつた職員に扶養親族としての配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級以上職員等となつた日」を、「の扶養親族」の下に「（行九級以上職員等にあつては、扶養親族としての子に限る。）」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「これを受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実に係るもの」の一部が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合、扶養手当を受けている職員について同項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合又は職員の子でなかつた者が特定期間にある子となつた」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号」を「第一号又は第三号」に改め、「（配偶者以外の扶養親族で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族としての配偶者を有するに至つた場合における当該配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち配偶者以外の扶養親族で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合
- 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行九級以上職員等にあつては、扶養親族としての子に限る。）で第一項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合

三 扶養親族としての配偶者、父母等及び扶養親族としての子で第一項の規定による届出に係るものがある行九級以上職員等が行九級以上職員等以外の職員となつた場合

四 扶養親族としての配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行八級職員等が行八級職員等及び行九級以上職員等以外の職員となつた場合

五 扶養親族としての配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るもの及び扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行九級以上職員等以外のもので行九級以上職員等となつた場合

六 扶養親族としての配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある職員で行八級職員等及び行九級以上職員等以外のもので行八級職員等となつた場合

七 職員の扶養親族としての子で第一項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

第十九条の四第二項第一号中「百分の九十」を「百分の八十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改め、同項第二号中「百分の四十二・五」を「百分の四十」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年埼玉県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	394,000
2	454,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000

第五条第二項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	328,000
2	364,000
3	392,000

第六条第二項中「六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には」を「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百五十七・五」と、「」に、「百分の百五十七・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百五十七・五」と、「」を「六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年埼玉県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	372,000
2	420,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

第五条第二項及び第三項中「六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には」を「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百五十七・五」と、「」に、「百分の百五十七・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第六条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項及び第三項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百五十七・五」と、「」を「、六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第五項から第七項までの規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一 第一条の規定（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第十条の四第二項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定、第三条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下この項及び附則第四項において「改正後の任期付研究員条例」という。）第五条第一項及び第二項の規定並びに第五条の規定による改正後の一般職の任期付職員採用等に関する条例（以下この項及び附則第四項において「改正後の任期付職員条例」という。）第四条第一項の規定 平成二十八年四月一日

二 第一条の規定による改正後の給与条例第十九条の四第二項の規定、改正後の任期付研究員条例第六条第二項の規定並びに改正後の任期付職員条例第五条第二項及び第三項の規定 平成二十八年十二月一日

##### (改定日前の異動者の号給の調整)

3 平成二十八年四月一日（以下この項において「改定日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び埼玉県人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定めるこれに準ずる職員の改定日における号給については、その者が改定日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

##### (給与の内払)

4 第一条の規定による改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例及び改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の給与条例、第三条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び第五条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第一条の規定による改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例及び改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(平成三十二年三月三十一日までの間における扶養手当に関する特例)

5 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の給与条例(以下「第二条改正後給与条例」という。)第八条第一項ただし書及び第九条第三項第三号から第六号までの規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる第二条改正後給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第八条第三項</p>	<p>扶養親族としての配偶者、父母等については一人につき六千五百円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして委員会規則で定める職員(以下「行八級職員等」という。))にあつては、三千五百円)、前項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族としての子」という。))については一人につき一万円</p>	<p>前項第一号に該当する扶養親族(以下「扶養親族としての配偶者」という。))については一万円、同項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族としての子」という。))については一人につき八千円(職員に配偶者が不在場合にあつては、そのうち一人については一万円)、同項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族としての父母等」という。))については一人につき六千五百円(職員に配偶者及び扶養親族としての子が不在場合にあつては、そのうち一人については九千円)</p>
<p>第九条第一項</p>	<p>扶養親族(行九級以上職員等にあつては、扶養親族としての子に限る。)がある場合、行九級以上職員等から行九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族としての配偶者、父母等</p>	<p>扶養親族</p>

<p>第九條第一項</p>	<p>第九條第一項第一号</p>	<p>その旨</p>
<p>二 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族としての子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合及び行九級以上職員等に扶養親族としての配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合を除く。）</p>	<p>場合（行九級以上職員等に扶養親族としての配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）</p>	<p>その旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）</p>
<p>二 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族としての子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合を除く。）</p> <p>三 扶養親族としての子又は扶養親族としての父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）</p> <p>四 扶養親族としての子又は扶養親族としての父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第一号に該当する場合を除</p>	<p>場合</p>	<p>その旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）</p>



		く。 )
第九條第二項	扶養親族（行九級以上職員等にあつては、扶養親族としての子に限る。）	扶養親族
	なつた日、行九級以上職員等から行九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族としての配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族としての子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級以上職員等以外の職員となつた日	なつた日
	同項の規定による届出に係るものがない場合	前項の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、行九級以上職員等以外の職員から行九級以上職員等となつた職員に扶養親族としての配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級以上職員等となつた日	死亡した日
第九條第三項	次の各号のいずれか	第一号、第二号若しくは第七号
	においては、その	又は扶養手当を受けている職員について第一項第三号

	その日が	第一号又は第三号	の改定
若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの	これらの日が	第一号	の改定（扶養親族としての子で第一項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族としての配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族としての子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族としての父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族としての配偶者又は扶養親族としての子を有するに至った場合の当該扶養親族としての父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族としての子で第一項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族としての子に係る扶養手当の支給額の

<p>第九條第三項第二号</p>	<p>扶養親族（行九級以上職員等にあつては、扶養親族としての子に限る。）</p>	<p>改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族としての父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者でない職員となつた場合における当該扶養親族としての父母等に係る扶養手当の支給額の改定</p>
<p>扶養親族</p>	<p>扶養親族</p>	<p>扶養親族</p>

6 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間は、第二条改正後

給与条例第八條第一項ただし書及び第九條第三項第三号から第六号までの規定は、適用せず、次の表の上欄に掲げる第二條改正後給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第八條第三項</p>	<p>扶養親族としての配偶者、父母等</p> <p>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして委員会規則で定める職員（以下「行八級職員等」という。）にあつては、三千五百円）、</p>	<p>前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族</p> <p>、同項第二号</p>
---------------	---	--

第九條第一項	前項第二号	扶養親族
第九條第一項第一号	<p>扶養親族（行九級以上職員等にあつては、扶養親族としての子に限る。）がある場合、行九級以上職員等から行九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族としての配偶者、父母等</p>	場合
第九條第一項第二号	<p>場合及び行九級以上職員等に扶養親族としての配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合</p>	場合
第九條第二項	<p>扶養親族（行九級以上職員等にあつては、扶養親族としての子に限る。）</p> <p>なつた日、行九級以上職員等から行九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族としての配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族としての子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級以上職員等以外の職員となつた日</p>	<p>扶養親族</p> <p>なつた日</p>

第九條第三項 第二号	第九條第三項 第一号又は第三号	次の各号のいずれか	同項の規定による届出に係るものがない場合
	扶養親族（行九級以上職員等にあつては、扶養親族としての子に限る。）	以上職員等となつた日	死亡した日、行九級以上職員等以外の職員から行九級以上職員等となつた職員に扶養親族としての配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級以上職員等となつた日
第九條第三項 第二号	第九條第三項 第一号	第一号、第二号又は第七号	前項の規定による届出に係るものがない場合
	扶養親族	死亡した日	

7 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、第二条改正後給与条例第八條第一項ただし書並びに第九條第三項第三号及び第五号の規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる第二条改正後給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八條第三項		扶養親族としての配偶者、父母等	前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族としての配偶者、父母等」という。）
行八級職員等	が八級		
行八級以上職員等	が八級以上		

第九條第一項	扶養親族（行九級以上職員等にあつては、扶養親族としての子に限る。）がある場合、行九級以上職員等から行九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族としての配偶者、父母等	同項第二号
第九條第一項第一号	場合（行九級以上職員等に扶養親族としての配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）	場合
第九條第一項第二号	場合及び行九級以上職員等に扶養親族としての配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合	場合
第九條第二項	扶養親族（行九級以上職員等にあつては、扶養親族としての子に限る。） なつた日、行九級以上職員等から行九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族としての配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族としての子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級以上職員等以外の職員となつた日	なつた日

第九條第三項 第二号	第九條第三項第 四号	第九條第三項第 六号	同項の規定による届出に係 るものがない場合	前項の規定による届出に係 るものがない場合
			死亡した日、行九級以上職 員等以外の職員から行九級 以上職員等となつた職員に 扶養親族としての配偶者、 父母等で同項の規定による 届出に係るものがある場合 においてその職員に扶養親 族としての子で同項の規定 による届出に係るものな いときはその職員が行九級 以上職員等となつた日	死亡した日
第九條第三項 第一号又は第三号	第九條第三項第 四号	第九條第三項第 六号	次の各号のいずれか	第一号、第二号、第四号、 第六号又は第七号
			扶養親族（行九級以上職員 等にあつては、扶養親族と しての子に限る。）	扶養親族
第九條第三項第 六号	第九條第三項第 四号	第九條第三項第 六号	行八級職員等及び行九級以 上職員等	行八級以上職員等
			が行八級職員等	が行八級以上職員等

（人事委員会への委任）

8 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

## 条 例

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第五十八号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号ロを次のように改める。

ロ 育児休業に係る子が一歳六か月に達する日までに、任期（当該任期が更新される場合又は引き続き採用される場合にあつては、更新後又は引き続き採用された後のもの）が満了することが明らかでない非常勤職員

第二条の三を第二条の四とし、第二条の二第一号中「子の一歳到達日」を「子が一歳に達する日（以下この条において「一歳到達日」という。）」に改め、同条を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。

（育児休業法第二条第一項の条例で定める者）

第二条の二 育児休業法第二条第一項の条例で定める者は、児童の親その他の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第一項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員で同条第二項の規定による養育里親であるものと同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている者とする。

第三条第一号中「又は養子縁組等」を「若しくは養子縁組等」に、「別居すること」を「別居し、又は同条に規定する承認に係る子に係る民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了し（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）、若しくは養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されること」に改め、同条第六号中「第二条の二第三号」を「第一条の三第三号」に改める。

第十一条第一号中「又は養子縁組等」を「若しくは養子縁組等」に、「別居すること」を「別居し、又は同号に規定する承認に係る子に係る民法第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了し（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）、若しくは養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されること」に改める。



第二条 職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条の二中「第六条の四第一項」を「第六条の四第二号」に、「里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に、「同条第二項の規定による」を「同条第一号に規定する」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年四月一日から施行する。

## 条 例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第五十九号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「（以下この項）の下に」及び第五項並びに第十五条の二第一項を加え、同条に次の一項を加える。

5 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「三歳に満たない子のある職員が、委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

第十条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第十五条の次に次の一条を加える。

（介護時間）

第十五条の二 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る前条第二項に規定する期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

第十六条（見出しを含む。）中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。

## 条 例

埼玉県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第六十号

埼玉県税条例等の一部を改正する条例

(埼玉県税条例の一部改正)

第一条 埼玉県税条例(昭和二十五年埼玉県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第五条を削り、第五条の二を第五条とする。

第八条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第六条の二第二項中「平成四十一年度」を「平成四十三年度」に改める。

(埼玉県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 埼玉県税条例の一部を改正する条例(平成二十四年埼玉県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

附則第一項第三号中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改める。

第三条 埼玉県税条例の一部を改正する条例(平成二十七年埼玉県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第一項第三号中「大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十一号)の施行の日」を「平成三十年四月一日」に改める。

附則に次の一項を加える。

(自動車取得税及び自動車税に関する経過措置)

6 附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日が大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十一号)の施行の日前である場合には、同日の前日までの間における改正後の条例附則第十八条第一項第三号及び第二十三条第一項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第十六項」とあるのは「第二条第十四項」とする。

(埼玉県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第四条 埼玉県税条例等の一部を改正する条例(平成二十八年埼玉県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを削り、同条中「(昭和二十五年埼玉県条例第三十八号)」を削り、埼玉県税条例附則第二十二条の二の次に四条を加える改正規定を次のよう

に改める。

附則第二十二條の二の次に次の一條を加える。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第二十二條の三 營業用の自動車に対する第五十一條第一項及び第二項(これらの規定を同條第四項において準用する場合を含む。)並びに同條第三項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同條の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項(第四項において準用する場合を含む。)	百分の一	百分の〇・五
第二項(第四項において準用する場合を含む。)	百分の二	百分の一
第三項	百分の三	百分の二

第一條中埼玉県税条例附則第二十三條の改正規定を次のように改める。

附則第二十三條の見出し中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同條第一項中「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ」を「法第四百九十九條第一項第一号に規定する電気自動車をいう」に、「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。以下この条において同じ」を「同項第二号に規定する天然ガス自動車をいう」に、「内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二條第十六項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。次項第三号において同じ」を「同項第三号に規定する電力併用自動車をいう」に、「バス(一般乗合用のものに限る。)」を「第五十五條の八第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス」に改め、「自動車税」の下に「の種別割」を加え、「第四十八條」を「同條」に改め、同項第一号中「道路運送車両法第七條第一項」を「第四十八條第三項」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同項第二号中「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車」を「第五十一條第一項第二号に規定する軽油自動車」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同條第二項及び第三項を削る。

第一條中埼玉県税条例附則第二十三條の二の改正規定を削る。

第一條を第一條の二とし、同條の前に次の見出し及び一條を加える。

(埼玉県税条例の一部改正)

第一條 埼玉県税条例(昭和二十五年埼玉県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二十三条第一項中「平成二十八年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項第一号中「平成十五年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」に改め、同項第二号中「平成十七年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」に改め、同項の表第四十八条第一項第一号イの項中「第四十八条第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同表第四十八条第一項第一号ロの項中「第四十八条第一項第一号ロ」を「第一項第一号ロ」に改め、同表第四十八条第一項第二号イの項中「第四十八条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第四十八条第一項第二号ロの項中「第四十八条第一項第二号ロ」を「第一項第二号ロ」に改め、同表第四十八条第一項第二号ハ(1)を「第一項第二号ハ(1)」に改め、同表第四十八条第一項第二号ハ(2)の項中「第四十八条第一項第二号ハ(2)」を「第一項第二号ハ(2)」に改め、同表第四十八条第一項第三号イ(2)の項中「第四十八条第一項第三号イ(2)」を「第一項第三号イ(2)」に改め、同表第四十八条第一項第四号を「第一項第四号」に改め、同表第四十八条第一項第五号イの項中「第四十八条第一項第五号イ」を「第一項第五号イ」に改め、同表第四十八条第一項第五号ロを「第一項第五号ロ」に改め、同表第四十八条第一項第五号ハを「第一項第五号ハ」に改め、同表第四十八条第一項第五号ニの項中「第四十八条第一項第五号ニ」を「第一項第五号ニ」に改め、同表第四十八条第二項第一号の項中「第四十八条第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、同表第四十八条第二項第二号の項中「第四十八条第二項第二号」を「第二項第二号」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に、「にあつては平成二十七年度の自動車税に限り、当該自動車平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分」を「には、平成二十九年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項第四号中「以下この号」を「次項」に、「平成二十七年以降」を「平成三十二年以降」に、「(次項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百二十」を「に百分の百十」に改め、「かつ

平成三十二年基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）以上」を削り、同項の表第四十八条第一項第一号イの項中「第四十八条第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同表第四十八条第一項第一号ロの項中「第四十八条第一項第一号ロ」を「第一項第一号ロ」に改め、同表第四十八条第一項第二号イの項中「第四十八条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第四十八条第一項第二号ロの項中「第四十八条第一項第二号ロ」に改め、同表第四十八条第一項第二号ハ(1)の項中「第四十八条第一項第二号ハ(1)」に改め、同表第四十八条第一項第二号ハ(2)の項中「第四十八条第一項第二号ハ(2)」を「第一項第二号ハ(2)」に改め、同表第四十八条第一項第三号イ(1)の項中「第四十八条第一項第三号イ(1)」に改め、同表第四十八条第一項第三号イ(2)の項中「第四十八条第一項第三号イ(2)」を「第一項第三号イ(2)」に改め、同表第四十八条第一項第三号ロの項中「第四十八条第一項第三号ロ」を「第一項第三号ロ」に改め、同表第四十八条第一項第四号の項中「第四十八条第一項第四号」を「第一項第四号」に改め、同表第四十八条第一項第五号イの項中「第四十八条第一項第五号イ」を「第一項第五号イ」に改め、同表第四十八条第一項第五号ロの項中「第四十八条第一項第五号ロ」を「第一項第五号ロ」に改め、同表第四十八条第一項第五号ハの項中「第四十八条第一項第五号ハ」を「第一項第五号ハ」に改め、同表第四十八条第一項第五号ニの項中「第四十八条第一項第五号ニ」を「第一項第五号ニ」に改め、同表第四十八条第二項第一号の項中「第四十八条第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、同表第四十八条第二項第二号の項中「第四十八条第二項第二号」を「第二項第二号」に改め、同表第三項中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百二十」に、「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に、「にあつては平成二十七年分の自動車税に限り、当該自動車は平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分」を「には、平成二十九年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項の表第四十八条第一項第一号イの項中「第四十八条第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同表第四十八条第一項第一号ロの項中「第四十八条第一項第一号ロ」を「第一項第一号ロ」に改め、同表第四十八条第一項第二号イの項中「第

四十八条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第四十八条第一項第二号ロの項中「第四十八条第一項第二号ロ」を「第一項第二号ロ」に改め、同表第四十八条第一項第二号ハ(1)に改め、同表第四十八条第一項第二号ハ(2)の項中「第四十八条第一項第二号ハ(1)」を「第一項第二号ハ(1)」に改め、同表第四十八条第一項第二号ハ(2)の項中「第四十八条第一項第二号ハ(2)」を「第一項第二号ハ(2)」に改め、同表第四十八条第一項第三号イ(1)」を「第一項第三号イ(1)」に改め、同表第四十八条第一項第三号イ(2)の項中「第四十八条第一項第三号イ(2)」を「第一項第三号イ(2)」に改め、同表第四十八条第一項第三号ロの項中「第四十八条第一項第三号ロ」を「第一項第三号ロ」に改め、同表第四十八条第一項第四号の項中「第四十八条第一項第四号」を「第一項第四号」に改め、同表第四十八条第一項第五号イの項中「第四十八条第一項第五号イ」を「第一項第五号イ」に改め、同表第四十八条第一項第五号ロの項中「第四十八条第一項第五号ロ」を「第一項第五号ロ」に改め、同表第四十八条第一項第五号ハの項中「第四十八条第一項第五号ハ」を「第一項第五号ハ」に改め、同表第四十八条第一項第五号ニの項中「第四十八条第一項第五号ニ」を「第一項第五号ニ」に改め、同表第四十八条第二項第一号の項中「第四十八条第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、同表第四十八条第二項第二号の項中「第四十八条第二項第二号」を「第二項第二号」に改める。

附則第二十三条の二第一項第一号を削り、同項第二号中「平成二十八年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同号を同項第一号とし、同項に次の二号を加える。

- 二 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの期間 平成二十九年  
十九年度分及び平成三十年  
十九年度分及び平成三十年  
十九年度分
- 三 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間 平成三十  
十年  
十年度分及び平成三十一年  
十年度分

附則第一項を次のように改める。

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 平成二十九年四月一日
- 二 第一条の二中埼玉県税条例附則第六条の三の改正規定 平成三十年一月一日

附則第二項中「同日」を「施行日」に改める。

附則第三項中「附則第七項」を「附則第九項」に改める。

附則第八項及び第九項を削る。

附則第七項中「より、」を「より」に、「平成二十七年度分及び平成二十八年度分」を「平成三十一年度分まで」に改め、同項を附則第九項とする。

附則第六項中「条例」の下に「及びこの条例による改正後の合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収についての埼玉県税条例の臨時特例に関する条例」を加え、「平成二十九年度以後」を「平成三十一年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成三十二年以後」に、「平成二十八年度分までの」を「平成三十一年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する」に改め、同項を附則第八項とする。

附則第五項の前の見出しを削り、同項を附則第七項とし、附則第四項の次に次の見出し及び二項を加える。

(自動車税に関する経過措置)

5 第一条の規定による改正後の埼玉県税条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十九年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十八年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

6 前項の規定によりなお従前の例によることとされた第一条の規定による改正前の埼玉県税条例附則第二十三条の二第一項の規定により納税義務を免除される平成二十七年度分及び平成二十八年度分の自動車税に係る徴収金に係る同条第二項の規定による還付又は同条第三項の規定による充当については、なお従前の例による。

#### 附 則

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び第二条から第四条までの規定  
公布の日

二 第一条中埼玉県税条例第五条を削り、第五条の二を第五条とする改正規定及び同条例第八条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする改正規定 平成二十九年四月一日

2 前項第二号に掲げる規定による改正後の埼玉県税条例の規定は、平成二十九年四月一日以後に納付又は納入される県税について適用し、同日前に改正前の同条例第八条第二項の規定により市町村に納付又は納入された県税については、なお従前の例による。



## 条 例

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第六十一号

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（平成二十四年埼玉県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第四条第六号ロ中「、同条第三項の書類及び同条第四項」を「及び同条第三項」に改める。

第十条第五項中「第十二条第六項」を「第十二条第五項」に改める。

第十二条第二項中「翌々事業年度」を「その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度」に改め、同条第三項中「三年」を「五年」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「若しくは第三項の書類」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第十三条第二項中「又は海外への送金若しくは金銭の持出しを行うとき」及び「又は第四項」を削る。

第十四条中「若しくは第四項の書類」を削り、「三年間」を「五年間」に改める。

第十八条第二項第三号中「第十二条第五項」を「第十二条第四項」に改め、同項第四号中「第十二条第六項」を「第十二条第五項」に改め、同項第五号中「から第四項まで」を「若しくは第三項」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（役員報酬規程等に関する経過措置）

2 改正後の第十二条第二項及び第十四条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る同項第二号から第四号までに掲げる書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る改正前の第十二条第二項第二号から第四号までに掲げる書類については、なお従前の例による。

（助成金の支給に係る書類に関する経過措置）

3 改正後の第十二条第三項及び第十四条の規定は、施行日以後に行われる助成金

の支給に係る同項の書類について適用し、施行日前に行われた助成金の支給に係る改正前の第十二条第三項の書類については、なお従前の例による。

(海外への送金又は金銭の持出しに係る書類に関する経過措置)

4 この条例の施行の際現に埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例（平成二十五年埼玉県条例第三十六号）の規定により指定を受けている特定非営利活動法人（以下この項及び次項において「指定特定非営利活動法人」という。）による施行日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る改正前の第十二条第四項の書類の作成、当該指定特定非営利活動法人の事務所における備置き及び閲覧並びに当該書類の提出並びに当該書類の埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則（平成二十四年埼玉県規則第七十六号）第二十五条に規定する場所における閲覧又は謄写については、なお従前の例による。

5 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における指定特定非営利活動法人に係る改正前の第十六条から第十八条までの規定の適用については、なお従前の例による。

## 条 例

理容師法施行条例及び美容師法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第六十二号

理容師法施行条例及び美容師法施行条例の一部を改正する条例

(理容師法施行条例の一部改正)

第一条 理容師法施行条例(平成十二年埼玉県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第五条中「次条」の下に「及び第七条」を加える。

第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

(出張理容に関する講習)

第七条 前条第一項の規定による届出をした理容師(理容所の開設者及び従業者を除く。)は、規則で定めるところにより、出張理容を行う場合における衛生上必要な措置に関し知識を修得するための知事が指定する講習を受けなければならない。

(美容師法施行条例の一部改正)

第二条 美容師法施行条例(平成十二年埼玉県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「次条」の下に「及び第七条」を加える。

第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

(出張美容に関する講習)

第七条 前条第一項の規定による届出をした美容師(美容所の開設者及び従業者を除く。)は、規則で定めるところにより、出張美容を行う場合における衛生上必要な措置に関し知識を修得するための知事が指定する講習を受けなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

## 条 例

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第六十三号

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例

埼玉県産業技術総合センター条例（平成十四年埼玉県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表第一項中オをクとし、ラからノまでをムからオまでとし、ナ  
の次に次のように加える。

ラ	インクジェット式カラー積層造形装置	一時間	一、八二〇円
---	-------------------	-----	--------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 条 例

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第六十四号

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、管理者が定める職員に対しては、支給しない。

第六条第二項第一号中「含む」の下に「。以下同じ」を加え、同項第二号中「及び孫」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

第十八条第二項中「の子」の下に「（管理者が定める子を含む。）」を、「もの」の下に「（以下この項において「要介護者」という。）」を、「休暇をいう」の下に「。以下この項において同じ。」、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る介護休暇の期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう」を加える。

#### 附 則

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第十八条第二項の改正規定は、同年一月一日から施行する。

2 改正前の第六条第一項の規定は、平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

## 条 例

埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第六十五号

埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十三年埼玉県条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、管理者が定める職員に対しては、支給しない。

第七条第二項第一号中「含む」の下に「。以下同じ」を加え、同項第二号中「及び孫」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

第二十二条第二項中「の子」の下に「（管理者が定める子を含む。）」を、「も」の下に「（以下この項において「要介護者」という。）」を、「休暇をいう」の下に「。以下この項において同じ。」、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る介護休暇の期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう」を加える。

#### 附 則

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二十二条第二項の改正規定は、同年一月一日から施行する。

2 改正前の第七条第一項の規定は、平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

## 条 例

埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第六十六号

埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十一年埼玉県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、管理者が定める職員に対しては、支給しない。

第六条第二項第一号中「含む」の下に「。以下同じ」を加え、同項第二号中「及び孫」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

第二十条第二項中「の子」の下に「（管理者が定める子を含む。）」を、「もの」の下に「（以下この項において「要介護者」という。）」を、「休暇をいう」の下に「。以下この項において同じ。」、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る介護休暇の期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう」を加える。

#### 附 則

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二十条第二項の改正規定は、同年一月一日から施行する。

2 改正前の第六条第一項の規定は、平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

条 例

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第六十七号

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条の五第二項第一号中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同項第二号中「百分の三十七・五」を「百分の四十二・五」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第1（第5条関係）

教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	155,200	199,500	260,000	328,200	416,100
	2	156,700	201,200	262,500	330,400	417,900
	3	158,200	202,900	264,800	332,700	419,700
	4	159,700	204,600	267,100	334,800	421,400
	5	161,400	206,400	269,700	337,100	422,900
	6	163,300	208,100	272,100	339,300	424,400
	7	165,100	209,800	274,300	341,600	426,300
	8	166,900	211,400	276,500	343,900	428,200
	9	168,700	213,200	278,800	345,800	430,000
	10	170,800	215,100	281,100	347,900	431,800
	11	172,800	217,000	283,500	350,100	433,700
	12	174,800	218,900	285,700	352,200	435,500
	13	176,800	220,600	288,100	354,300	437,200
	14	179,000	222,600	290,200	356,300	439,100
	15	181,200	224,600	292,100	358,300	440,900
	16	183,400	226,600	294,100	360,300	442,800
	17	185,700	228,500	296,300	362,100	444,500
	18	188,300	231,200	298,800	364,000	446,300
	19	190,800	233,900	301,300	366,000	448,100
	20	193,300	236,600	304,000	368,000	449,900
	21	195,800	239,200	306,300	369,700	451,500
	22	197,500	242,000	308,900	371,600	453,200
	23	199,200	244,600	311,200	373,500	455,100
	24	200,900	247,300	313,900	375,400	456,800
	25	202,400	249,800	316,500	376,800	458,500
	26	204,100	252,300	318,800	378,600	460,100
	27	205,800	254,800	321,200	380,400	461,700
	28	207,400	257,100	323,400	382,300	463,200
	29	208,900	259,800	325,700	384,200	464,700
	30	210,600	262,200	327,700	386,100	466,000
	31	212,300	264,400	329,900	388,000	467,300
	32	214,000	266,600	332,100	390,000	468,600
	33	215,600	268,800	334,100	391,700	469,800
	34	217,400	271,000	336,200	393,400	470,500
	35	219,200	273,200	338,400	395,000	471,200
	36	221,000	275,200	340,500	396,800	471,900
	37	222,600	277,500	342,600	398,000	472,500
	38	224,400	279,500	344,700	399,500	473,200
	39	226,200	281,400	346,900	400,900	473,900



86	289,400	376,400	419,900	454,800	40	228,000	283,400	349,000	402,300	474,600
87	290,500	377,800	421,100	455,300	41	229,700	285,200	351,100	404,000	475,200
88	291,700	379,100	422,100	455,800	42	231,400	287,600	353,200	405,400	475,900
89	292,900	380,400	423,200	456,300	43	233,000	289,900	355,200	406,700	476,600
90	294,000	381,700	424,200	456,900	44	234,600	292,400	357,300	408,200	477,300
91	295,200	382,900	425,200	457,400	45	236,200	294,500	359,200	409,800	477,900
92	296,400	384,200	426,200	457,900	46	237,600	297,000	361,200	411,100	478,600
93	297,100	385,500	427,100	458,400	47	238,900	299,300	363,200	412,600	479,300
94	298,100	386,600	427,900	459,000	48	240,100	302,000	365,200	414,200	480,000
95	299,200	387,900	428,700	459,500	49	241,600	304,400	366,900	415,900	480,600
96	300,400	389,100	429,500	460,000	50	243,100	306,800	368,700	417,300	481,300
97	301,400	390,500	430,300	460,500	51	244,300	309,300	370,600	418,900	482,000
98	302,500	391,500	430,700	461,100	52	245,800	311,600	372,600	420,400	482,700
99	303,500	392,600	431,100	461,600	53	247,000	313,900	374,500	422,100	483,300
100	304,600	393,600	431,500	462,100	54	248,200	316,100	376,300	423,600	484,000
101	305,500	394,500	431,900	462,600	55	249,600	318,200	378,100	425,200	484,700
102	306,600	395,500	432,200		56	250,700	320,400	379,800	426,800	485,400
103	307,700	396,600	432,500		57	252,000	322,600	381,300	428,300	486,000
104	308,700	397,700	432,800		58	253,100	324,700	382,900	429,800	486,700
105	309,300	398,400	433,100		59	254,200	326,900	384,600	431,000	487,400
106	310,200	399,300	433,400		60	255,400	328,900	386,300	432,200	488,100
107	311,000	400,200	433,700		61	256,700	331,000	387,500	433,400	488,700
108	311,800	401,100	433,900		62	258,000	333,100	388,900	434,700	
109	312,700	401,900	434,100		63	259,400	335,300	390,300	436,000	
110	313,100	402,800	434,400		64	260,600	337,500	391,600	437,200	
111	313,500	403,600	434,700		65	261,900	339,400	393,000	438,400	
112	314,000	404,400	434,900		66	263,400	341,600	394,200	439,600	
113	314,600	405,000	435,100		67	264,900	343,700	395,600	440,800	
114	315,000	405,700	435,400		68	266,600	345,900	397,000	442,000	
115	315,500	406,400	435,700		69	268,100	347,800	398,300	443,200	
116	316,000	407,100	435,900		70	269,500	349,700	399,600	444,400	
117	316,600	407,700	436,100		71	270,900	351,800	401,000	445,600	
118	317,100	408,200			72	272,300	353,800	402,300	446,800	
119	317,500	408,600			73	273,400	355,500	403,600	447,900	
120	318,000	409,000			74	274,800	357,400	405,000	448,500	
121	318,500	409,400			75	276,200	359,200	406,400	449,000	
122	318,900	409,700			76	277,400	361,100	407,700	449,500	
123	319,400	410,000			77	278,800	363,000	408,900	450,000	
124	319,900	410,200			78	280,000	364,700	410,100	450,600	
125	320,500	410,400			79	281,200	366,400	411,400	451,100	
126	320,800	410,700			80	282,400	368,000	412,800	451,600	
127	321,100	411,000			81	283,500	369,500	414,100	452,100	
128	321,400	411,200			82	284,700	371,000	415,300	452,700	
129	321,600	411,400			83	285,900	372,500	416,300	453,200	
130	321,900	411,700			84	287,100	373,900	417,500	453,700	
131	322,200	412,000								
132	322,500	412,200			85	288,300	375,000	418,700	454,200	

再任用  
学校職  
員以外  
の学校  
職員

別表第2（第5条関係）

## 教育職給料表(2)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	155,200	171,100	260,000	289,000	405,900
	2	156,700	173,200	262,500	291,600	407,400
	3	158,200	175,300	264,800	294,500	408,900
	4	159,700	177,500	267,100	297,000	410,400
	5	161,400	179,500	269,700	299,500	411,800
	6	163,300	181,700	272,100	301,900	413,200
	7	165,100	183,900	274,300	304,200	414,700
	8	166,900	186,100	276,500	306,600	416,300
	9	168,700	188,400	278,800	309,000	417,700
	10	170,800	191,200	281,100	311,600	419,100
	11	172,800	193,900	283,500	314,300	420,500
	12	174,800	196,600	285,700	317,200	421,800
	13	176,800	199,500	288,100	319,700	423,100
	14	179,000	201,200	290,200	321,700	424,500
	15	181,200	202,900	292,100	323,700	425,900
	16	183,400	204,600	294,100	326,000	427,300
	17	185,700	206,400	296,300	328,200	428,500
	18	188,300	208,100	298,800	330,400	429,800
	19	190,800	209,800	301,300	332,700	431,000
	20	193,300	211,400	304,000	334,800	432,300
	21	195,800	213,200	306,300	337,100	433,400
	22	197,500	215,100	308,900	339,300	434,600
	23	199,200	217,000	311,200	341,600	435,900
	24	200,900	218,900	313,900	343,900	437,200
	25	202,400	220,600	316,500	345,800	438,500
	26	204,000	222,600	318,800	347,600	439,700
	27	205,600	224,600	321,200	349,500	440,700
	28	207,100	226,600	323,400	351,400	441,800
	29	208,800	228,500	325,700	353,200	443,000
	30	210,500	231,200	327,700	355,000	443,800
	31	212,200	233,900	329,900	356,700	444,600
	32	213,900	236,600	332,100	358,600	445,500
	33	215,400	239,200	334,100	360,200	446,400
	34	217,100	242,000	336,200	361,900	446,900
	35	218,800	244,600	338,300	363,600	447,400
	36	220,500	247,300	340,300	365,400	447,900
	37	222,000	249,800	342,300	367,300	448,400
	38	223,700	252,300	344,200	368,800	448,900
	39	225,400	254,800	346,200	370,300	449,400

	133	322,700	412,400			
	134	322,900	412,700			
	135	323,100	413,000			
	136	323,400	413,200			
	137	323,700	413,400			
	138	323,900	413,700			
	139	324,200	414,000			
	140	324,500	414,200			
	141	324,700	414,400			
	142	324,900	414,700			
	143	325,200	415,000			
	144	325,400	415,200			
	145	325,700	415,400			
	146	325,900	415,700			
	147	326,200	416,000			
	148	326,500	416,200			
	149	326,700	416,400			
	150	326,900				
	151	327,200				
	152	327,500				
	153	327,700				
再任用 学校職 員		233,200	273,500	302,200	330,300	414,400

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

86	286,800	354,800	405,200	419,500	40	227,100	257,100	348,100	371,900	449,900
87	287,700	356,300	405,900	419,900	41	228,700	259,800	349,900	373,100	450,400
88	288,700	357,800	406,600	420,200	42	230,400	262,200	351,700	374,500	450,900
89	289,800	359,200	407,200	420,500	43	232,000	264,400	353,500	375,900	451,400
90	290,700	360,500	407,900	420,800	44	233,600	266,600	355,200	377,400	451,900
91	291,600	361,900	408,400	421,100	45	235,300	268,800	357,000	378,900	452,400
92	292,500	363,300	409,100	421,300	46	236,800	271,000	358,700	380,500	452,900
93	292,900	364,800	409,500	421,500	47	238,200	273,200	360,200	382,100	453,400
94	293,600	366,100	409,900	421,800	48	239,600	275,200	361,800	383,600	453,900
95	294,300	367,400	410,200	422,100	49	241,000	277,500	363,100	385,000	454,400
96	295,100	368,600	410,500	422,300	50	242,400	279,500	364,600	386,500	454,900
97	295,900	369,600	410,800	422,500	51	243,900	281,400	366,200	388,000	455,400
98	296,700	370,600	411,100	422,800	52	245,100	283,400	367,800	389,400	455,900
99	297,500	371,600	411,400	423,100	53	246,200	285,200	369,300	390,600	456,400
100	298,200	372,600	411,600	423,300	54	247,600	287,600	370,800	391,900	
101	299,100	373,500	411,800	423,500	55	248,800	289,900	372,300	393,000	
102	299,600	374,500	412,100	423,800	56	250,000	292,400	373,800	394,100	
103	300,100	375,500	412,400	424,100	57	251,200	294,500	375,300	395,500	
104	300,600	376,500	412,600	424,300	58	252,400	297,000	376,700	396,700	
105	300,800	377,300	412,800	424,500	59	253,500	299,300	378,100	397,900	
106	301,200	378,200	413,100	424,800	60	254,700	302,000	379,400	399,200	
107	301,500	379,100	413,400	425,100	61	256,100	304,400	380,300	400,400	
108	301,700	380,100	413,600	425,300	62	257,300	306,800	381,500	401,400	
109	301,900	380,900	413,800	425,500	63	258,500	309,300	382,700	402,800	
110	302,100	381,900	414,100	425,800	64	259,400	311,600	383,800	404,100	
111	302,400	382,900	414,400	426,100	65	260,400	313,900	384,700	405,300	
112	302,700	383,900	414,600	426,300	66	261,800	316,100	385,900	406,400	
113	302,900	384,500	414,800	426,500	67	263,200	318,200	386,900	407,600	
114	303,100	385,400	415,100	426,800	68	264,700	320,400	388,000	408,700	
115	303,300	386,300	415,400	427,100	69	266,300	322,600	389,200	409,700	
116	303,600	387,200	415,600	427,300	70	267,800	324,700	390,200	410,900	
117	303,900	388,000	415,800	427,500	71	269,300	326,900	391,300	412,100	
118	304,200	388,700			72	270,700	328,900	392,500	413,300	
119	304,500	389,500			73	271,800	331,000	393,500	413,900	
120	304,800	390,300			74	273,000	333,100	394,600	414,700	
121	304,900	390,900			75	274,300	335,300	395,700	415,400	
122	305,100	391,700			76	275,500	337,500	396,800	415,900	
123	305,400	392,400			77	276,900	339,300	397,700	416,200	
124	305,700	393,100			78	278,000	341,200	398,600	416,600	
125	305,900	393,700			79	279,200	343,100	399,600	417,000	
126		394,400			80	280,400	344,900	400,600	417,400	
127		394,900			81	281,600	346,700	401,400	417,700	
128		395,500			82	282,500	348,500	402,200	418,100	
129		396,200			83	283,700	350,100	402,900	418,500	
130		396,800			84	284,900	351,900	403,700	418,800	
131		397,300			85	285,900	353,200	404,400	419,100	
132		397,800								

再任用  
学校職  
員以外  
の学校  
職員

別表第3（第5条関係）

学校栄養職給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100
	2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100
	3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300
	4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400
	5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600
	6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700
	7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800
	8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900
	9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900
	10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100
	11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200
	12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400
	13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600
	14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500
	15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600
	16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600
	17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700
	18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700
	19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800
	20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900
	21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800
	22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800
	23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700
	24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700
	25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600
	26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500
	27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500
	28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500
	29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000
	30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800
	31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500
	32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300
	33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000
	34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800
	35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700
	36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500
	37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300
	38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000
	39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600

	133		398,100			
	134		398,400			
	135		398,700			
	136		399,000			
	137		399,300			
	138		399,600			
	139		399,900			
	140		400,200			
	141		400,500			
	142		400,800			
	143		401,100			
	144		401,400			
	145		401,600			
	146		401,900			
	147		402,200			
	148		402,400			
	149		402,600			
	150		402,900			
	151		403,200			
	152		403,400			
	153		403,600			
	154		403,900			
	155		404,200			
	156		404,400			
	157		404,600			
	158		404,900			
	159		405,200			
	160		405,400			
	161		405,600			
再任用 学校職 員		224,400	270,300	297,300	323,600	404,400

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

	86		288,700	324,600	345,500	
	87		288,900	324,800	345,800	
	88		289,100	325,200	346,100	
	89		289,500	325,600	346,500	
	90		289,700	326,000	346,800	
	91		289,900	326,400	347,200	
	92		290,100	326,800	347,500	
	93		290,500	327,100	347,900	
	94		290,700	327,300	348,200	
	95		290,900	327,700	348,500	
	96		291,200	328,000	348,800	
	97		291,600	328,200	349,100	
	98		291,900	328,500	349,500	
	99		292,100	328,800	349,900	
	100		292,400	329,100	350,300	
	101		292,700	329,300	350,800	
	102		292,900	329,600	351,200	
	103		293,100	330,000	351,600	
	104		293,400	330,200	352,000	
	105		293,700	330,300	352,500	
	106			330,600		
	107			331,000		
	108			331,200		
	109			331,400		
	110			331,800		
	111			332,200		
	112			332,600		
	113			332,800		
再任用 学校職 員		187,900	214,500	242,700	256,100	281,300

	40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300
	41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500
	42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600
	43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800
	44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000
	45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200
	46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000
	47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200
	48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300
	49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300
	50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300
	51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300
	52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300
	53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100
	54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900
	55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800
再任用 学校職 員以外 の学校 職員	56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700
	57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200
	58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000
	59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800
	60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600
	61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000
	62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700
	63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400
	64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100
	65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500
	66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100
	67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800
	68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400
	69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800
	70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300
	71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800
	72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300
	73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900
	74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400
	75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000
	76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600
	77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100
	78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600
	79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100
	80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600
	81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900
	82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400
	83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800
	84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200
	85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600

	40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700
	41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800
	42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000
	43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200
	44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300
	45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000
	46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700
	47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400
	48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100
	49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700
	50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300
	51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800
	52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200
	53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600
	54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900
	55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200
	56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500
	57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800
	58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100
	59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400
	60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700
再任用 学校職 員以外 の学校 職員	61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000
	62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300
	63	225,900	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600
	64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900
	65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200
	66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500
	67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800
	68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100
	69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300
	70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600
	71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900
	72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200
	73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400
	74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700
	75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000
	76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400	
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700	
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000	
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200	
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400	
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700	
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000	
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200	
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400	

別表第4 (第5条関係)

## 事務職給料表

職員の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800
	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200
	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400
	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600

86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500	
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800	
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000	
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200	
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500	
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800	
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000	
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200	
94		294,000	341,800			
95		294,400	342,300			
96		294,800	342,700			
97		295,000	342,800			
98		295,300	343,300			
99		295,700	343,700			
100		296,100	344,000			
101		296,300	344,300			
102		296,600	344,700			
103		297,000	345,100			
104		297,300	345,500			
105		297,500	346,000			
106		297,800	346,400			
107		298,200	346,800			
108		298,500	347,200			
109		298,700	347,700			
110		299,100	348,100			
111		299,500	348,400			
112		299,800	348,700			
113		299,900	349,200			
114		300,200				
115		300,500				
116		300,900				
117		301,100				
118		301,300				
119		301,600				
120		301,900				
121		302,300				
122		302,500				
123		302,800				
124		303,100				
125		303,400				
再任用 学校職員	186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300

第二条 学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第六項中「より学校職員」の下に「（次項に定める学校職員を除く。以下この項において同じ。）」を加え、「同項」を「前項」に改め、同条第七項中「に関する前項の規定の適用については、同項中「四号給」とあるのは、「二号給」を「の第五項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める基準に従い決定するもの」に改める。

第九条中「規定」の下に「（これらの規定中行九級以上職員等及び行人級職員等に関する部分を除く。）」を加える。

第十二条の二第二項中「得た額に」を「得た額（教育職給料表(一)又は教育職給料表(二)の適用を受ける学校職員でその職務の級が四級であるもの（第十二条の五において「教育四級職員」という。）にあつては、六月に支給する場合においてはその額の百二・五、十二月に支給する場合にはその額の百十七・五を乗じて得た額）に」に改め、同条第三項中「百分の八十」との下に「、「百分の百二・五」とあるのは「百分の五十五」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の七十」と」を加える。

第十二条の五第一項中「定める職員」を「定める学校職員」に改め、同条第二項第一号中「百分の九十」を「百分の八十五（教育四級職員にあつては、百分の

百五)」に改め、同項第二号中「百分の四十二・五」を「百分の四十(教育四級職員にあつては、百分の五十)」に改める。

## 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第五項の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(学校職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。))第十二条の五第二項の改正規定を除く。)による改正後の給与条例の規定は平成二十八年四月一日から、第一条の規定による改正後の給与条例第十二条の五第二項の規定は同年十二月一日から適用する。

(改定日前の異動者の号給の調整)

3 平成二十八年四月一日(以下この項において「改定日」という。)前に職務の級を異にして異動した学校職員及び埼玉県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の定めるこれに準ずる学校職員の改定日における号給については、その者が改定日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

4 第一条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(平成三十二年三月三十一日までの間における扶養手当に関する特例)

5 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十八年埼玉県条例第五十七号)附則第五項から第七項までの規定(これらの規定中行九級以上職員等及び行八級職員等に関する部分を除く。)は、学校職員の扶養手当について準用する。

(教育委員会への委任)

6 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(人事委員会との協議)

7 この条例に基づき教育委員会が定める事項については、あらかじめ埼玉県人事委員会と協議するものとする。



## 条 例

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第六十八号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「（以下この項）」の下に「及び第五項並びに第十七条の二第一項」を加え、同条に次の一項を加える。

5 前項の規定は、要介護者を介護する学校職員について準用する。この場合において、同項中「三歳に満たない子のある学校職員が、県教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある学校職員が、県教育委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

第十二条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第十七条の次に次の一条を加える。

（介護時間）

第十七条の二 介護時間は、学校職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る前条第二項に規定する期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

第十八条（見出しを含む。）中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。

## 条 例

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第六十九号

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第七号の表第四号イ中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同号イ(3)中「七千四百円」を「七千五百円」に改め、同表第四号の二イ中「又は中型自動車仮運転免許」を「、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許」に、「三千六百五十円」を「四千五十円」に、「六千六百五十円」を「六千七百円」に改め、同表第六号の二中「又は第一条の四第二項」を「、第一条の四第二項又は第一百一条の七第一項」に改め、同表第八号イ中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「二万三千四百五十円」を「二万三千円」に、「二千八百円」を「二千四百五十円」に改め、同表第十号イ中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「一万四千九百五十円」を「一万四千六百円」に、「二千八百五十円」を「二千五百円」に改め、同表第十一号中ハをニとし、ロをハとし、イをロとし、同号金額の欄にイとして次のように加える。

#### イ 準中型自動車免許に係る再試験

二千円（同法第百条の二第二項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、四千六百五十円）

別表第七号の表第十四号ニ(1)中「又は中型自動車免許に係る講習」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）」に、「四千六百五十円」を「四千円」に改め、同号ニ(2)を同号ニ(3)とし、同号ニ(1)の次に次のように加える。

(2) 準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）

講習一時間につき

三千四百円

別表第七号の表第十四号又中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)を(2)とし、

同号又(1)として次のように加える。

- (1) 準中型自動車免許に係る講習  
講習一時間につき

二千五百円

別表第七号の表第十四号ヲ(1)を次のように改める。

- (1) 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習 (2)又は(3)に掲げるものを除く。)

四千六百五十円

別表第七号の表第十四号ヲ(2)中「講習」の下に「(5)又は(6)に掲げるものを除く。」を加え、「二千二百五十円」を「二千円」に改め、同号ヲ(2)を同号ヲ(4)とし、同号ヲ(1)の次に次のように加える。

- (2) 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習 (同法第九十七条の二第一項第三号イ又は第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)
- 四千六百五十円 (当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして道路交通法施行規則で定める基準に該当するものにあつては、七千五百円)
- (3) 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習 (同法第一百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)

五千六百五十円

別表第七号の表第十四号ヲに次のように加える。

- (5) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習 (同法第九十七条の二第一項第三号イ又は第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)
- 二千円 (当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして道路交通法施行規則で定める基準に該当するものにあつては、四千三百円)
- (6) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習 (同法第一百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)

二千四百円

別表第七号の表第十五号イ中「運転免許に係る講習に関する規則」を「運転免許に係る講習等に関する規則」に改め、同号ニを次のように改める。

- ニ 講習規則第二条第一項第一号の表二の項で定める基準に適合する講習

四千六百五十円

別表第七号の表第十五号金額の欄に次のように加える。

ホ	講習規則第二条第一項第二号の表一の項の規定による確認のための講習	二千六百五十円
ヘ	講習規則第二条第一項第二号の表一の項で定める基準に適合する講習	千五百円
ト	講習規則第二条第一項第二号の表二の項で定める基準に適合する講習	四千六百五十円
チ	講習規則第二条第一項第二号の表三の項で定める基準に適合する講習	七千五百五十円

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年三月十二日から施行する。

(経過措置)

2 次の各号のいずれかに該当する者（道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号。以下「改正法」という。）附則第二条第二号に規定する限定が解除された者を除く。）に対する改正後の埼玉県公安委員会等が行う事務に關する手数料条例（次項において「新条例」という。）別表第七号の表の規定の適用については、同表第十一号イ中「二千円」とあるのは「千九百五十円」と、「準中型自動車の」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号）による改正前の道路交通法の規定による普通自動車に相当する自動車の」と、「四千六百五十円」とあるのは「二千八百五十円」と、同表第十四号又(1)中「二千五百円」とあるのは「二千五十円」とする。

一 改正法附則第二条の規定により準中型免許とみなされる改正法による改正前の道路交通法（昭和三十五年法律第五号）の規定による普通免許を受けている者

二 改正法附則第五条の規定により準中型免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされて準中型免許を受けている者

3 改正法による改正後の道路交通法第一百一条第一項の更新期間が満了する日（同法第一百一条の二第一項の規定による運転免許証の有効期間の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日）における年齢が七十歳以上の者であつて、当該日がこの条例の施行の日から起算して六月を経過した日前であるものに対して行う講習に係る講習手数料及び特定任意講習手数料については、新条例別表第七号の表第十四号ヲ(1)、(2)、(4)及び(5)並びに第十五号ニ、ト及びチの規定に

かわらず、なお従前の例による。

## 規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第七十八号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年埼玉県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条の三に次の一号を加える。

五 負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、子、父母、配偶者の父母及び次に掲げる者（ロに掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。）

イ 孫、祖父母及び兄弟姉妹

ロ 職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者及び職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者

附 則

- 1 この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。
- 2 改正後の第二条の三の規定は、平成二十九年一月一日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

## 規 則

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第七十九号

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則（昭和四十年埼玉県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第四号中「のうち病院長」の下に「、医療安全管理室長」を加え、「、医療安全管理室長」を削り、「参事」の下に「、岩槻診療所長」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年十二月二十七日から施行する。

## 規 則

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する職員を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第八十号

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する職員を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する職員を定める規則（平成十四年埼玉県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「、医幹」を削り、「副室長」を「医幹」に、「所長」を「臨床腫瘍研究所長」に改め、「通院治療部長」の下に「、副室長、岩槻診療所長」を加える。

### 附 則

この規則は、平成二十八年十二月二十七日から施行する。



## 規 則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第八十一号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第四十四条の表<sup>（二十七の七号中「第七十二条の四十六第五項」を「第七十二条の四十六第六項」に、「第七十二条の四十七第四項」を「第七十二条の四十七第五項」に改め、同表<sup>（二十七の九号中「第七十二条の四十六第五項」を「第七十二条の四十六第六項」に改め、同表<sup>（四十八号中「第七十四条の二十三第五項」を「第七十四条の二十三第六項」に、「第七十四条の二十四第四項」を「第七十四条の二十四第五項」に、「第九十条第五項」を「第九十条第六項」に、「第九十一条第四項」を「第九十一条第五項」に、「第四百四十四条の四十七第五項」を「第四百四十四条の四十七第六項」に、「第四百四十四条の四十八第四項」を「第四百四十四条の四十八第五項」に改め、同表<sup>（四十八の二号中「第七十四条の二十三第五項」を「第七十四条の二十三第六項」に、「第九十条第五項」を「第九十条第六項」に、「第四百四十四条の四十七第五項」を「第四百四十四条の四十七第六項」に改め、同表<sup>（六十四の四号中「第三百三十二条第五項及び第三百三十三条第四項」を「第三百三十二条第六項及び第三百三十三条第五項」に改め、同表<sup>（八十号中「第七十一条の十四第五項」を「第七十一条の十四第六項」に、「第七十一条の十五第四項」を「第七十一条の十五第五項」に改め、同表<sup>（八十の三号中「第七十一条の三十五第六項」を「第七十一条の三十五第七項」に、「第七十一条の三十六第四項」を「第七十一条の三十六第五項」に改め、同表<sup>（八十の四号中「第七十一条の三十五第六項」を「第七十一条の三十五第七項」に改め、同表<sup>（八十の五号中「第七十一条の三十五第六項」を「第七十一条の三十五第七項」に、「第七十一条の三十六第四項」を「第七十一条の三十六第五項」に、「第七十一条の五十五第六項」を「第七十一条の五十五第七項」に、「第七十</sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup>

一条の五十六第四項」を「第七十一条の五十六第五項」に改め、同表八十の六号中「第七十一条の三十五第六項」を「第七十一条の三十五第七項」に、「第七十一条の五十五第六項」を「第七十一条の五十五第七項」に改める。

別記様式第六号の二中

相続人	住所	(被相続人との
	氏名	
代表者	個人番号	

相続人		住所	(被相続人と
代表者	氏名		

個人番号		法人の	
地方税法第9条第2項に規定する相続分		地方税法第	

番号	号
場合のみ)	
9条第2項に規定	

別記様式第六号の三の欄を次のようにする。

備考 裏面には、この通知に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載し、交付すること。

「地方税法第 条 の規定により、下記の納税者（特別  
次納税義務者(保証人)として、同人の滞納金額のうち、下記  
ればならなくなりましたので、納付(入)の期限までに納付(入

「あなたは、下記の納税者（特別徴収義務者）の第二次  
徴収義務者）の第二  
の金額を納付しなけ  
るべき者、出訴期間等を記載し、交付すること。」  
としてください。」  
地方税法第11条第1項の規定により通知します。

納税義務者（保証人）と  
ればならなくなりました  
に改める。

」

別記様式第十号（五）に次の附表を加える。



別記様式第二十号の三の柱欄及び別記様式第二十二号の五の柱欄のよへに添付すること。

注意 この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができません。審査請求は、書面で正副2通をなるべく県税事務所を経由して提出することにより行つてください。また、前記の審査請求を行つたか否かにかかわらず、処分の取消しの訴えを提起することもできません。処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に係る判決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として（埼玉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

別記様式第二十号の柱欄のよへに添付すること。

備考 裏面には、この通知に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載し、交付すること。

別記様式第二十号の柱欄のよへに添付すること。

注意 1 担保される県税の徴収金について、滞納のない期間が3月継続したときは、設定した抵当権を解除します。

2 この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができません。審査請求は、書面で正副2通をなるべく県税事務所を経由して提出することにより行つてください。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として（埼玉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第二十号の「平成27年改正法附則第8条又は第9条

の控除額」の

平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第9条の

試験研究費の額に係る法人税額の特別控除

別第5条の控除額	
額 控 除 額	

ひ

国家戦略特別区域において機械等 取得した場合等の法人税額の特別控除	
選 付 法 人 税 額 等 の 控 除	
退 職 年 金 等 積 立 金 に 係 る 法 人 税	
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の総額	
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にお ける課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	
法 人 税 割 額	ア又はイ ×

額	
を	
額	
額	
額	
ア	
イ	
100	

や

試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	
選 付 法 人 税 額 等 の 控 除 額	
退 職 年 金 等 積 立 金 に 係 る 法 人 税 額	
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の総額	ア
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にお ける課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	イ
法 人 税 割 額	ア又はイ × $\frac{100}{100}$
道府県民税額の特定寄附金税額控除額	


ひがぬ。

別記様式第三十号の二に該当しないものがある。

注意 この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができず。審査請求は、書面で正副2通をなるべく県税事務所を経由して提出することにより行つてください。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として（埼玉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第三十九号の注意及び別記様式第四十三号の注意があるものがある。

注意 この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができません。審査請求は、書面で正副2通をなるべく県税事務所を經由して提出することにより行つてください。また、前記の審査請求を行つたか否かにかかわらず、処分の取消しの訴えを提起することもできます。処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に係る判決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として（埼玉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

取組番号第14回呼の11の控訴やその下見と送る。

注意 1 指定した納期限までに、指定した期間中における課税標準の総数（利用人員）、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を提出してください。

2 この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができません。審査請求は、書面で正副2通をなるべく県税事務所を經由して提出することにより行つてください。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として（埼玉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

取組番号第14回呼の10の控訴、取組番号第14回呼の11の控訴、取組番号第14回呼の13の控訴、取組番号第14回呼の14の控訴、取組番号第14回呼の15の控訴、取組番号第14回呼の16の控訴、取組番号第14回呼の17の控訴、取組番号第14回呼の18の控訴及び取組番号第14回呼の19の控訴  
おたのみの送る。

注意 この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができません。審査請求は、書面で正副2通をなるべく県税事務所を經由して提出することにより行つてください。また、前記の審査請求を行つたか否かにかかわらず、処分の取消しの訴えを提起することもできます。処

分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に係る判決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として（埼玉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

別記様式第74号の注覧のヨロイ申す。

注意 この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求は、書面で正副2通をなるべく県税事務所を經由して提出することにより行つてください。また、前記の審査請求を行つたか否かにかかわらず、処分取消しの訴えを提起することもできます。処分取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に係る判決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として（埼玉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

別記様式第82号の注覧、別記様式第86号の注覧及び別記様式第70号の注覧を次のように努め。

注意 この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求は、書面で正副2通をなるべく県税事務所を經由して提出することにより行つてください。また、前記の審査請求を行つたか否かにかかわらず、処分取消しの訴えを提起することもできます。処分取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に係る判決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として（埼玉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

## 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第四十四条の表及び別記様式第六号の二の改正規定は平成二十九年一月一日から、別記様式第十号（五）の改正規定は同年四月一日から施行する。

2 この規則による改正前の埼玉県税条例施行規則に定める様式による用紙は、前分の間、所要の調整をして使用することができる。



## 規 則

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第八十二号

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二十八号中「塩化ビニルモノマー」を「クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」に改める。

第六十条第一号中「及び第十七号から第二十六号まで」を「、第十七号から第二十六号まで及び第二十八号」に改め、同条第二号中「、第二十八号」を削る。

別表第十五第一号及び別表第十六中「、春日部市」を削る。

別表第二十一の二五の項の次に次のように加える。

一一六	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム
-----	-----------------------------	----------------------

別表第二十三の二七の項中「塩化ビニルモノマー」を「クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」に改める。

### 附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第八十三号

埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則(昭和六十年埼玉県規則第九十五号)の一部を次のように改正する。

第八条中「環境省関係浄化槽法施行規則(昭和五十九年厚生省令第十七号)第五条第二項ただし書の規定により作成された記録に記載して」を「検査が行われていない旨を通知する場合にあつては様式第九号の、浄化槽の清掃が必要である旨を通知する場合にあつては様式第十号の通知書により」に改める。

第九条第二項中「様式第九号」を「様式第十一号」に改める。

第十条第一項第四号中「実施回数」を「実施日」に改め、同項に次の一号を加える。

五 条例第十条第三項の規定による通知を行った日

第十一条中「様式第十号」を「様式第十二号」に改める。

「住 所  
氏 名  
様式第六号中  
氏 名  
（法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名）  
」  
電話

所 名  
④  
（法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名）  
に改める。  
番号  
「届出者 住 所  
様式第八号中  
氏 名  
」  
④

「届出者 住 所  
氏 名  
を  
」  
④  
に改める。

冊群 録 如

「  
様式第十号を様式第十二号とし、様式第九号を様式第十一号とし、様式第八号の次に次の二様式を加える。

浄化槽の検査に関する通知書

年 月 日

様

登録番号 埼玉県知事 第 号  
住 所  
氏 名  
（法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名）  
浄化槽管理士 ⑩  
電話番号

年 月 日にあなたの下記1の浄化槽の保守点検を環境省関係浄化槽法施行規則第2条保守点検の技術上の基準に基づき実施した結果を踏まえ、埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例第10条第3項の規定により下記2に記載のことを通知します。

なお、浄化槽の検査については、備考に記載のとおりです。

記

1 浄化槽の設置場所	
2 お知らせすること	浄化槽法第 条第1項に規定する水質に関する検査が行われていないこと。

備考

浄化槽管理者（浄化槽を所有等する者）は、浄化槽法の規定により、1の検査を受け、その後、2の検査を受けなければならないとされています。

- 1 浄化槽設置後の検査（法第7条第1項）  
使用開始後3か月を経過した日から5か月間に1回
- 2 1の検査を受検した後の検査（法第11条第1項）  
1の法定検査を受検した後、毎年1回

浄化槽の清掃に関する通知書

年 月 日

様

登録番号 埼玉県知事 第 号  
住 所  
氏 名  
（法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名）  
浄化槽管理士 ⑩  
電話番号

年 月 日にあなたの下記1の浄化槽の保守点検を環境省関係浄化槽法施行規則第2条保守点検の技術上の基準に基づき実施した結果を踏まえ、埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例第10条第3項の規定により下記2に記載のことを通知します。

なお、浄化槽の清掃については、備考に記載のとおりです。

記

1 浄化槽の設置場所	
2 お知らせすること	浄化槽の清掃が必要であること。 (理由) <input type="checkbox"/> 浄化槽法第10条第1項に規定する清掃が行われていないため。 <input type="checkbox"/> その他当該浄化槽の清掃を必要とする理由があるため。

備考

浄化槽管理者（浄化槽を所有等する者）は、浄化槽法の規定により、毎年1回（全ばつ気方式の浄化槽にあつては、おおむね6か月ごとに1回以上）、浄化槽の清掃をしなければならないとされています（法第10条第1項）。

## 附 則

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

# 規則

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県教育委員会委員長 岩本育子

## 埼玉県教育委員会規則第二十三号

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則  
 学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第十六の表中「

大学院修学休業の期間

」を

大学院修学休業の期間
学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号）第十二条第一項に規定する介護休暇の期間

に、

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号）第十二条第一項に規定する介護休暇の期間
法第二十八条の負傷若しくは疾病による休業（通勤による休業を除く。）の期間

務時間、休暇等に関する条例（平成七年第二十八号）第十二条第一項に規定する介

第二項第一号の規定による休業（公務上は疾病又は通勤による負傷若しくは疾病を除く。）又は公務外の負傷若しくは疾病による負傷又は疾病に係るものを除

を

法第二十八条第二項第一号の規定の負傷若しくは疾病又は通勤による休業（通勤による休業を除く。）の期間

による休業（公務上の負傷若しくは疾病に係るものを除

に改める。

別表第十七の表中

54
55
56
57
57
58
58
59
59
60

を

53
54
54
55
55
56
56
57
58
59

に、

65
66
66

を

65
65
66

に、

66
67
67

を

66
66
66

に、

67
68
68
68

を

67
67
67

67
に、
69
69
69
70
70
70
71
71

を

68
68
68
68
69
69
70
70

に改める。

別表第十七二の表中

36
36
37
38
39
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45

を

36
36
37
37
38
38
39
39

40
40
41
41
42
42
43

に改める。

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第十六の改正規定は、平成二十九年一月一日から施行する。
- 2 改正後の学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第十七の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。（経過措置）
- 3 平成二十八年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 4 この規則の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。
- 5 改正後の規則別表第十六の規定は、平成二十九年一月一日以後の介護休暇の期間について適用し、同日前の介護休暇の期間については、なお従前の例による。



## 規 則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県教育委員会委員長 岩 本 育 子

### 埼玉県教育委員会規則第二十四号

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年埼玉県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中第十号を第十一号とし、同項第九号中「一日の勤務時間の一部について」を削り、「日が九十日」を「期間が三十日」に、「期間」を「全期間」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 勤務時間条例第十八条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかつた期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

第十四条中「百分の百六十」を「百分の百八十」に、「百分の七十五」を「百分の八十五」に改める。

第二条 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項中「定める職員」を「定める学校職員」に改める。

第十四条中「百分の百八十以下」を「百分の百七十以下（条例第十二条の二第二項に規定する教育四級職員（以下この条において「教育四級職員」という。）にあつては、百分の二百十以下）」に、「百分の八十五以下」を「百分の八十以下（教育四級職員にあつては、百分の百以下）」に改める。

第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定（学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（以下「期末勤勉規則」という。）第十二条の改正規定に限る。）は平成二十九年一月一日から、第二条の規定は平成二十九年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の期末勤勉規則第十四条の規定は、平成二十八年十二月一日から適用する。

## 規 則

学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県教育委員会委員長 岩 本 育 子

### 埼玉県教育委員会規則第二十五号

学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 学校職員の地域手当に関する規則（平成十八年埼玉県教育委員会規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「百分の九」を「百分の九・三」に改める。

附則第三項中「百分の十二」を「百分の十二・三」に改める。

第二条 学校職員の地域手当に関する規則の一部を次のように改正する。

附則第二項中「百分の九・三」を「百分の九・七」に改める。

附則第三項中「百分の十二・三」を「百分の十二・七」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の学校職員の地域手当に関する規則の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

## 規 則

埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県教育委員会委員長 岩 本 育 子

### 埼玉県教育委員会規則第二十六号

埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立高等学校管理規則（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「及び」を「、」に改め、「介護休暇（」の下に「以下」を、「という。」の下に「及び介護時間」を加え、同条第二項中「病気休暇等」の下に「及び介護時間」を加える。

#### 附 則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県教育委員会委員長 岩 本 育 子

### 埼玉県教育委員会規則第二十七号

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則

埼玉県立学校職員服務規程（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十条に次の一項を加える。

11 職員が、勤務時間条例第十七条の二に規定する介護時間を受けようとするときは、介護時間簿（別表第三の八）をもつて、校長にあつては教育長に、その他の職員にあつては校長に、それぞれ願い出なければならない。

第十七条の三第二項中「含む。」の下に「以下この項及び次項において同じ。」を、「同条第四項」の下に「（同条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」を加える。

第十七条の四第一項第二号中「取消」を「取消等」に改め、同条第二項中「前条第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項第二号中「取消」を「取消等」に改め、同条第三項を削る。

別表第三の七を次のように改める。

		学校名			職名			氏 名						
要介護者に関する事項	氏 名				要介護者の状態及び具体的な介護の内容									
	続 柄				第1回									
	同居・別居の別	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居				第2回								
	介護が必要となった時期	年 月 日			第3回									
指 定 期 間 の 申 出 ・ 指 定														
第1回					第2回					第3回				
申出の期間	申出日	本人印	校長	通算期間	申出の期間	申出日	本人印	校長	通算期間	申出の期間	申出日	本人印	校長	通算期間
年 月 日から 年 月 日まで				月 日	年 月 日から 年 月 日まで				月 日	年 月 日から 年 月 日まで				月 日
備考					備考					備考				
指 定 期 間 の 延 長 ・ 短 縮														
第1回					第2回					第3回				
延長・短縮後の 末日	申出日	本人印	校長	延長・短縮後の 通算期間	延長・短縮後の 末日	申出日	本人印	校長	延長・短縮後の 通算期間	延長・短縮後の 末日	申出日	本人印	校長	延長・短縮後の 通算期間
( 年 月 日から) 年 月 日まで				月 日	( 年 月 日から) 年 月 日まで				月 日	( 年 月 日から) 年 月 日まで				月 日
備考					備考					備考				

介護休暇の請求・承認												
承認 年月日	請求 年月日	承認				本人 印	休 暇 の 期 間			日・ 時間数	備 考	
		校長					年 月 日	時 間	日			
・ ・	・ ・						年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～	時 分	日	
							年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	時 分～	時 分	時	
・ ・	・ ・						年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～	時 分	日	
							年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	時 分～	時 分	時	
・ ・	・ ・						年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～	時 分	日	
							年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	時 分～	時 分	時	
・ ・	・ ・						年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～	時 分	日	
							年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	時 分～	時 分	時	
・ ・	・ ・						年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～	時 分	日	
							年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	時 分～	時 分	時	
・ ・	・ ・						年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～	時 分	日	
							年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	時 分～	時 分	時	
・ ・	・ ・						年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～	時 分	日	
							年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	時 分～	時 分	時	

備考 1 承認の欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

2 該当する□には✓印を記入すること。

介護休暇の取消し等											
受理年月日	届出年月日	受理				本人印	休暇の取消し等の期間				備考
		校長					年 月 日	時 分	時 分	日・時間数	
・ ・	・ ・						年 月 日から	時 分	時 分	日	
							年 月 日まで	時 分	時 分	時	
・ ・	・ ・						年 月 日から	時 分	時 分	日	
							年 月 日まで	時 分	時 分	時	
・ ・	・ ・						年 月 日から	時 分	時 分	日	
							年 月 日まで	時 分	時 分	時	
・ ・	・ ・						年 月 日から	時 分	時 分	日	
							年 月 日まで	時 分	時 分	時	
・ ・	・ ・						年 月 日から	時 分	時 分	日	
							年 月 日まで	時 分	時 分	時	
・ ・	・ ・						年 月 日から	時 分	時 分	日	
							年 月 日まで	時 分	時 分	時	
・ ・	・ ・						年 月 日から	時 分	時 分	日	
							年 月 日まで	時 分	時 分	時	

備考 受理の欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

別表第三の七の次に次の一表を加える。



別表第3の8（第10条関係）

介 護 時 間 簿

（表面）

		学校名		職名		氏 名				
要 介 護 者 に 関 する 事 項	氏 名									
	続 柄									
	同居・別居の別	<input type="checkbox"/> 同 居 <input type="checkbox"/> 別 居								
	介護が必要となった時期	年    月    日								
連続する3年の期間 年    月    日から    年    月    日まで										
承 認 年月日	請 求 年月日	承 認				本人 印	休 暇 の 期 間			備 考
		校長					年 月 日	時 間		
...	...						年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ( )	時 分～ 時 分 時 分～ 時 分	
...	...						年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ( )	時 分～ 時 分 時 分～ 時 分	
...	...						年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ( )	時 分～ 時 分 時 分～ 時 分	
...	...						年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ( )	時 分～ 時 分 時 分～ 時 分	
...	...						年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ( )	時 分～ 時 分 時 分～ 時 分	
...	...						年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ( )	時 分～ 時 分 時 分～ 時 分	

備考 1 承認の欄の職名等は適宜変更又は増減できること。  
2 該当する□にはL印を記入すること。

(裏面)

受 理 年月日	届 出 年月日	受 理				本人 印	休 暇 の 取 消 し 等 の 期 間			備 考
		校長					年 月 日	時 間		
・ ・	・ ・						年 月 日から 年 月 日まで	時 分～ 時 分	時 分 時 分	
・ ・	・ ・						年 月 日から 年 月 日まで	時 分～ 時 分	時 分 時 分	
・ ・	・ ・						年 月 日から 年 月 日まで	時 分～ 時 分	時 分 時 分	
・ ・	・ ・						年 月 日から 年 月 日まで	時 分～ 時 分	時 分 時 分	
・ ・	・ ・						年 月 日から 年 月 日まで	時 分～ 時 分	時 分 時 分	
・ ・	・ ・						年 月 日から 年 月 日まで	時 分～ 時 分	時 分 時 分	
・ ・	・ ・						年 月 日から 年 月 日まで	時 分～ 時 分	時 分 時 分	
・ ・	・ ・						年 月 日から 年 月 日まで	時 分～ 時 分	時 分 時 分	
・ ・	・ ・						年 月 日から 年 月 日まで	時 分～ 時 分	時 分 時 分	
・ ・	・ ・						年 月 日から 年 月 日まで	時 分～ 時 分	時 分 時 分	
・ ・	・ ・						年 月 日から 年 月 日まで	時 分～ 時 分	時 分 時 分	
・ ・	・ ・						年 月 日から 年 月 日まで	時 分～ 時 分	時 分 時 分	

備考 受理の欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

別表第六の(注)2中「第2条の2第3号」や「第2条の3第3号」に添ふ、  
表の(注)4中「第2条の2第2号又は第3号」や「第2条の3第2号又は第3  
号」に添ふ、  
同表の(注)5中「(3)」の次に「請求に係る子が特別養子縁組に係  
る監護期間中の者、養子縁組里親として委託を受け養育する者又は条  
例第2条の2に規定する者である場合にあつては当該監護期間が開始した日又は委託を受けた日、  
(4)」を加える。

別表第六の二の(注)4中「(3)」の次に「請求に係る子が特別養子縁組に係る  
監護期間中の者、養子縁組里親として委託を受け養育する者又は条  
例第2条の2に規定する者である場合にあつては当該監護期間が開始した日又は委託を受けた日、  
(4)」を加える。

別表第六の六及び別表第六の七を次のように改める。

別表第6の6 (第17条の3関係)

深夜勤務・時間外勤務制限請求書				年 月 日
校長 様		学校名 職 名	氏 名	①
次のとおり <input type="checkbox"/> 養育 <input type="checkbox"/> 介護		<input type="checkbox"/> 深夜勤務 <input type="checkbox"/> 時間外勤務 <input type="checkbox"/> 勤務時間条例 <input type="checkbox"/> 第9条第2項 (同条第3項に において準用する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 第9条第4項 (同条第5項に において準用する場合を含む。)		の制限を請求します。
1 請求に係る子又は要介護者は	氏 名			
	続 柄			
	生 年 月 日	年 月 日	日生 ( <input type="checkbox"/> 出産予定日 )	
2 職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況	子効じ	縁力が日	年 月 日	
	子の委託等が開始された日	年 月 日		
3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容	<input type="checkbox"/> 深夜において就業している。 <input type="checkbox"/> 負傷、疾病、身体上又は精神上的の障害により養育が困難である。 <input type="checkbox"/> 産前6週間 (多胎妊娠の場合にあつては、14週間) 又は産後8週間以内である。 <input type="checkbox"/> 上記のいずれにも該当しない (養育ができる。) <input type="checkbox"/> 無			
	4 請求に係る期間	深夜勤務の制限 時間外勤務の制限	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ( )
備考 1 について (1) 「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に「出産予定日」を記入し、「出産予定日」の□に△印を記入すること。 (2) 「養子縁組の効力が生じた日」及び「子の委託等が開始された日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。 2 について (1) この欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合のみ記入すること。 (2) 「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えていることをいう。 3 について この欄は、要介護者を介護するための請求の場合のみ記入すること。 4 について 子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を制限終了日として請求すること。				

別表第6の7 (第17条の4関係)

育児又は介護の状況変更届

年 月 日

校長 様

学校名

職名

氏 名 ㊦

私は、下記のとおり  深夜勤務  時間外勤務 の制限に係る子の養育又は要介護者の介護の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

(1) 養育の状況の変更

- 子が死亡した。
- 職員の子でなくなった。
- 離縁  養子縁組の取消  家事審判事件の終了
- 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除
- 同居しなくなった。
- 職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった。

(2) 介護の状況の変更

- 要介護者が死亡した。
- 要介護者と職員との親族関係が消滅した。  
(消滅の理由： )
- 同居しなくなった。

2 届出の事実が発生した日

年 月 日

## 附 則

- 1 この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。
- 2 この規定による改正前の埼玉県立学校職員服務規程に定める様式による用紙は、  
当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 規 則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県教育委員会委員長 岩 本 育 子

### 埼玉県教育委員会規則第二十八号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項第一号中「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十八条に規定する学齢児童」を「小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子」に改め、同項第二号中「二週間」を「一週間」に改め、同号ホを次のように改める。

ホ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

第二条の二第一項第二号に次のように加える。

へ 次に掲げる者であつて学校職員と同居しているもの

- (1) 父母の配偶者
- (2) 配偶者の父母の配偶者
- (3) 子の配偶者
- (4) 配偶者の子

第六条の二中「」又は第四項」の下に「（同条第五項において準用する場合を含む。）」を加える。

第十二条第一項第八号中「この号」の下に「及び第十四条第七項」を加える。

第十四条第三項中「介護休暇の初日から一年間において」を「教育委員会が、学校職員の申出に基づき、「に、「の範囲で」を「を超えない範囲内で指定する期間（次項及び第五項において「指定期間」という。）内において」に改め、同条第五項中「四時間」の下に「（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）」を加え、同項を同条第七項とし、同条中第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 教育委員会は、学校職員から指定期間の延長又は短縮の申出があつた場合には、

当該申出に基づき、延長又は短縮した指定期間を指定するものとする。この場合において、指定期間の延長は、三の期間のそれぞれにつき一回に限るものとする。

5 前二項の規定にかかわらず、教育委員会は、第三項の申出に係る期間（以下こ

の項において「申出の期間」という。）又は前項の指定期間の延長の申出があった場合の延長に係る期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第十七条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかでない日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

第十七条の次に次の一条を加える。

（介護時間の承認）

第十七条の二 前条の規定は、介護時間の承認について準用する。この場合において、同条中「介護休暇」とあるのは「介護時間」と、「第十七条第一項」とあるのは「第十七条の二第一項」と、同条ただし書中「日又は時間」とあるのは「時間」と読み替えるものとする。

2 介護時間の単位は、三十分とする。

3 介護時間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する二時間（育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲の時間とする。

第十八条第一項中「及び介護休暇」を、「介護休暇及び介護時間」に改め、同条第二項中「又は介護休暇」を、「介護休暇及び介護時間」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第十四条第三項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に介護休暇の承認を受けた学校職員で施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の期間が三の期間を限度とする通算して六月までの間にある学校職員についても適用する。

3 前項の場合において、承認を受けた介護休暇の期間の末日が施行日前である介護休暇に係る改正後の第十四条第三項に規定する指定期間については、当該介護休暇の期間を指定期間とみなし、承認を受けた介護休暇の期間の末日が施行日以後である介護休暇に係る同項に規定する指定期間については、教育委員会は、当該介護休暇の期間の初日から学校職員の申出に基づく施行日以後の日（介護休暇の期間が通算して六月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するも



のとする。

4 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、施行日（承認を受けた介護休暇の期間の初日が施行日以後の日である場合は、当該介護休暇の期間の初日）から同項の申出において指定期間の末日とすることを希望する日までの期間（以下「施行日以後の申出の期間」という。）の全期間にわたり学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第十七条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、施行日以後の申出の期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

## 規 則

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県教育委員会委員長 岩 本 育 子

### 埼玉県教育委員会規則第二十九号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則(昭和四十三年埼玉県教育委員会規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(大学等一括出願)

第三条の二 県内に所在する大学(大学院及び短期大学並びに文部科学大臣の指定する教員養成機関を含む。以下この条において「大学等」という。)に在籍する学生は、当該大学等の長の承認を得たときは、前条に規定する出願(免許法別表第一又は別表第二の規定による普通免許状の授与に係る出願に限る。)を、当該大学等の長を経由して行うことができる。この場合において、当該大学等の長は、当該出願に係る書類をとりまとめ、教育職員免許状一括出願書(様式第三)とともに、埼玉県教育委員会教育長(以下「県教育長」という。)が定める期限までに県教育委員会へ提出しなければならない。

第五条第四項中「埼玉県教育委員会」を「県教育委員会」に、「県立の中学校」を「市町村立の高等学校並びに県立の中学校」に改める。

第六条中「第五号」を「第四号」に、「第六号」を「第五号」に改める。

第十条中「又は」を「若しくは」に改め、「別表第五備考第三号」の下に「又は免許法施行規則第十八条の二の表備考第四号」を加える。

第十八条第二項第一号中「埼玉県教育委員会教育長(以下「県教育長」という。)」を「県教育長」に改める。

第二十五条第一項中「市町村立」の下に「(さいたま市立を除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 県内に所在する公立学校(地方公共団体が設置する学校教育法第一条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。))及び幼保連携型認定こども園をいう。)に勤務する教員(常勤に限る。)が、第五章の規定による申請をするときは、県教育長が別に定める書類の提出をもって第十二条第二号又は第十四条第二号に掲げる書類の提出に代えることができる。

別表(第十条関係)に次の三表を加える。

十七 幼稚園教諭又は中学校教諭の普通免許状から小学校教諭二種免許状を取得

する場合（免許法別表第八―免許法施行規則第十八条の五）

普通免許状	中学校教諭	幼稚園教諭 普通免許状	有すること を必要とす る学校の免 許状	受けよ うとす る免許 状に 関する 勤務 年数	教職に 関する 科目	生徒指導、 教育相談及 び進路指導 等に関する 科目	最低修 得単位 数
一	一	七	七	七			
七	七	七	七	七	七	七	七
二	二	二	二	二	二	二	二
九	九	十	十	十	十	十	十

備考 教職に関する科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第十八条の二に定  
める修得方法の例にならうものとする。

十八 小学校教諭又は高等学校教諭の普通免許状から中学校教諭二種免許状を取  
得する場合（免許法別表第八―免許法施行規則第十八条の五）

小学校 教諭普 通免許 状	一	二	有すること を受けよ うとす る免許 状に 関する 勤務 年数	受ける こと を 必要 と す る 免 許 状 に 関 する 学 校 の 免 許 状	教職に 関する 科目	生徒指 導、教 育相 談及 び進 路指 導等 に 関 する 科 目	最低 修得 単位 数
二	二	五	七	七	七	七	七
一	一	一	一	一	一	一	一
二	二	二	二	二	二	二	二
八	八	八	八	八	八	八	八

許 状	普通免	校 教 諭	高 等 学
一			
一			
一			
一			
三			
六			

備考 教科に関する科目、教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第十八条の二に定める修得方法の例にならうものとする。

十九 中学校教諭の普通免許状（二種免許状を除く。）から高等学校教諭一種免許状を取得する場合（免許法別表第八―免許法施行規則第十八条の五）

有すること を必要とす る学校の免 許 状	受けようと する免許状 に関する勤 務 年 数	教職に関する科目	教育課程及 び指導法に 関する科目	生徒指導、 教育相談及 び進路指導 等に関する 科目	教科又は教 職に関する 科目	最低修 得単位 数
一	一	一	一	二	六	九

備考 教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第十八条の二に定める修得方法の例にならうものとする。  
様式第三を次のように改める。

様式第3（第3条の2関係）

年 月 日

（宛先）

埼玉県教育委員会

学 校 名

（又は機関名）

代 表 者 名

印

教育職員免許状一括出願書

年 月本学卒業（修了）者の教育職員免許状授与願について、下記のとおり手数料を添え提出します。

記

1 申請者氏名

別紙のとおり

2 免許状の種類

小学校教諭専修免許状	件	小学校教諭1種免許状	件	小学校教諭2種免許状	件
中学校教諭専修免許状	件	中学校教諭1種免許状	件	中学校教諭2種免許状	件
高等学校教諭専修免許状	件	高等学校教諭1種免許状	件		
幼稚園教諭専修免許状	件	幼稚園教諭1種免許状	件	幼稚園教諭2種免許状	件
特別支援学校教諭専修免許状	件	特別支援学校教諭1種免許状	件	特別支援学校教諭2種免許状	件
養護教諭専修免許状	件	養護教諭1種免許状	件	養護教諭2種免許状	件

3 手数料

円 / 件 = 円

4 納付方法

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

### 埼玉県人事委員会規則七―九八七

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の部中「福祉事務所長」を 「福祉事務所長  
発達障害総合支援センター副所長」  
に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

## 規 則

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

### 埼玉県人事委員会規則七―九八八

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―五六）の一部を次のように改正する。

別表中

307,800円	50,500円
307,800	50,500
307,800	50,500
307,800	50,500
307,800	50,500
307,800	48,700
307,800	46,900
307,800	45,100
307,800	43,300
307,800	41,500
307,800	39,700
307,800	37,900
307,800	36,100
307,800	34,700
307,800	33,300
304,500	31,900
301,200	30,500
297,900	29,100
294,600	27,700
291,300	26,300
277,500	25,700
263,500	25,100
250,000	24,100
236,100	23,500
222,400	22,900
204,800	22,300
187,700	21,700
170,400	20,900
152,800	20,600
134,800	20,200
116,500	19,600

を

98,600	18,700
72,600	17,800
48,300	17,100

308,000円	50,600円
308,000	50,600
308,000	50,600
308,000	50,600
308,000	50,600
308,000	50,600
308,000	48,800
308,000	47,000
308,000	45,200
308,000	43,400
308,000	41,600
308,000	39,800
308,000	38,000
308,000	36,200
308,000	34,800
308,000	33,400
304,700	32,000
301,400	30,600
298,100	29,200
294,800	27,800
291,500	26,400
277,700	25,800
263,700	25,200
250,200	24,200
236,300	23,600
222,600	23,000
205,000	22,400
187,900	21,800
170,600	21,000
153,000	20,700

に改める。

135,000	20,300
116,700	19,700
98,800	18,800
72,800	17,900
48,500	17,200

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。



## 規 則

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

### 埼玉県人事委員会規則七―九八九

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 期末手当及び勤勉手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―九三）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中第十一号を第十二号とし、同項第十号中「一日の勤務時間の一部について」を削り、「日が九十日」を「期間が三十日」に、「期間」を「全期間」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十 勤務時間条例第十六条又は学校職員勤務時間条例第十八条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかつた期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

第十四条中「百分の百六十」を「百分の百八十」に、「百分の二百」を「百分の二百二十」に、「百分の七十五」を「百分の八十五」に、「百分の九十五」を「百分の百五」に改める。

第二条 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第十四条中「百分の百八十」を「百分の百七十」に、「百分の二百二十」を「百分の二百十」に、「百分の八十五」を「百分の八十」に、「百分の百五」を「百分の百」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定（期末手当及び勤勉手当に関する規則（以下「期末勤勉規則」という。）第十二条の改正規定に限る。）は、平成二十九年一月一日から、第二条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の期末勤勉規則第十四条の規定は、平成二十八年十二月一日から適用する。

# 規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 馬橋 隆 紀

## 埼玉県人事委員会規則七一九九〇

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

第一条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（埼玉県人事委員会規則七一二

二二）の一部を次のように改正する。

別表第七イの表中

38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43

36
36
37
38
39
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45

を

36
36
37
37

に改める。

別表第七ハの表中

34
34
35
35
36
36
37
38
39

32
32
32
33
34
35
36
37
37
38
38
39
39
40
58
58
59
59
60
60
61
61
61
61
61
61
62
62
62
62
63
63
63
63

に、

を

32
32
32
33
33

64

を

57
58
58
58
59
59
60
60
60
61
61
61
61
62
62
62
63
63
63

に、

38
38
38
38
39

39

を

39
40
40
40
40
40
41
41
41
41
42
42
42
42
43
43
43
43

を

37
38
38
38
38
39

39
39
39
39
40
40
40
40
40
40
41
41
41
41
41
42
42
42
42
42
42

に改める。

別表第七への表中

82
82
82
82
83
83
83
83
84
84
84
84
84
85
85
85
85
85
86
86
86
86
87
87

87
87
88

を

81
82
82
82
82
83
83
83
83
84
84
84
84
84
84
85
85
85
86
86
86
87
87

87

に改める。

第二条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第八の表中

派遣職員の派遣の期間

を

派遣職員の派遣の期間	職員の勤務時間、休暇等に関する 条例（平成七年埼玉県条例第二 号）第十条第一項又は学校職員の 勤務時間、休暇等に関する条例 （平成七年埼玉県条例第二十八 号）第十二条第一項に規定する介 護休暇の期間
------------	---

に、

職員の勤 務時間（平 成十 号）第十 勤務時間 （平成七 号）第十 護休暇の 法第二十 による休 は疾病又 は疾病に 公務外の 休暇（通 係るもの
---

務時間、休暇等に関する  
成七年埼玉県条例第二  
条第一項又は学校職員の  
、休暇等に関する条例  
年埼玉県条例第二十八  
二条第一項に規定する介  
期間

八条第二項第一号の規定  
職（公務上の負傷若しく  
は通勤による負傷若しく  
係るものを除く。）又は  
負傷若しくは疾病による  
勤による負傷又は疾病に  
を除く。）の期間

を

法第二十八条第二項第一号の規定  
による休職（公務上の負傷若しく  
は疾病又は通勤による負傷若しく  
は疾病に係るものを除く。）又は  
公務外の負傷若しくは疾病による  
休暇（通勤による負傷又は疾病に  
係るものを除く。）の期間

に改める。

## 附 則

### （施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十九年一月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の初任給規則」という。）の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。
- 3 （第一条の改正規定に関する経過措置）  
平成二十八年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の初任給規則の規定による号給が第一条の規定による改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下この項において「改正前の初任給規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の初任給規則の規定にかかわらず、改正前の初任給規則の規定による号給とするものとする。
- 4 この規則の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に埼玉県人事委員

会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(第二条の改正規定に関する経過措置)

5 第二条の規定による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第八の規定は、この規定の施行の日以後の介護休暇の期間について適用し、同日前の介護休暇の期間については、なお従前の例による。

## 規 則

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

### 埼玉県人事委員会規則七―九九一

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 地域手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―八四六）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「百分の九」を「百分の九・三」に改める。

附則第三項中「百分の十二」を「百分の十二・三」に改める。

第二条 地域手当に関する規則の一部を次のように改正する。

附則第二項中「百分の九・三」を「百分の九・七」に改める。

附則第三項中「百分の十二・三」を「百分の十二・七」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の地域手当に関する規則の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

埼玉県訓令第十一号

訓令

本庁  
地域機関

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県知事 上田清司

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	127,900	148,200	202,000	227,900	261,100
	2	128,800	149,400	202,900	229,500	263,000
	3	129,800	150,600	203,700	231,000	264,800
	4	130,700	151,800	205,000	232,600	266,900
	5	131,700	153,000	206,300	234,100	268,700
	6	132,700	154,500	207,700	235,800	270,600
	7	133,700	156,000	209,100	237,300	272,500
	8	134,700	157,500	210,500	238,900	274,600
	9	135,500	158,900	211,900	240,300	276,700
	10	136,500	160,400	213,500	241,800	278,700
	11	137,500	161,900	215,100	243,400	280,800
	12	138,600	163,400	216,500	244,800	282,800
	13	139,400	164,900	217,800	246,300	284,800
	14	140,400	166,700	219,300	247,800	286,900
	15	141,400	168,500	220,800	249,100	288,900
	16	142,400	170,300	222,500	250,500	290,900
	17	143,500	172,100	224,200	252,000	292,900
	18	144,700	173,800	226,000	253,700	294,900
	19	145,900	175,500	227,700	255,400	297,000
	20	147,100	177,200	229,300	257,200	299,000
	21	148,200	178,800	230,900	258,800	301,000
	22	149,400	180,200	232,200	260,600	303,100
	23	150,600	181,600	233,700	262,300	305,100
	24	151,800	183,000	235,100	264,000	307,200
	25	153,000	185,000	236,400	266,000	309,000
	26	154,500	186,500	237,700	267,900	311,100
	27	156,000	187,900	238,900	269,700	313,200
	28	157,500	189,300	239,900	271,500	315,200
	29	158,900	190,700	241,100	273,200	317,100
	30	160,400	191,900	242,400	275,100	319,100
	31	161,900	193,200	243,600	277,000	321,200
	32	163,400	194,300	244,800	278,700	323,300
	33	164,900	196,200	246,100	280,400	324,700
	34	166,700	197,700	247,000	282,300	326,700
	35	168,500	199,100	248,800	284,100	328,600
	36	170,300	200,300	250,600	286,000	330,700

	80		254,900	314,900	336,100	374,600
	81		256,500	315,600	336,500	375,100
	82		258,100	316,300	337,000	375,700
	83		259,600	316,900	337,500	376,200
	84		261,200	317,500	338,000	376,500
	85		262,600	318,000	338,300	376,900
	86		264,300	318,500	338,700	377,400
	87		265,900	319,000	339,200	377,800
	88		267,400	319,500	339,600	378,200
	89		269,100	319,900	339,900	378,600
	90		270,900	320,300	340,300	379,100
	91		272,500	320,600	340,800	379,500
	92		274,300	320,900	341,200	379,900
	93		276,000	321,200	341,400	380,200
	94		277,600	321,400	341,800	
	95		279,400	321,600	342,300	
	96		281,100	321,800	342,700	
	97		282,300	322,100	342,800	
	98		283,900	322,400	343,300	
	99		285,400		343,700	
	100		286,700		344,000	
	101		288,200		344,300	
	102		289,500		344,700	
	103		290,800		345,100	
	104		292,000		345,500	
	105		293,300		346,000	
	106		294,200		346,400	
	107		295,100		346,800	
	108		295,900		347,200	
	109		296,800		347,700	
	110		297,500		348,100	
	111		298,200		348,400	
	112		298,800		348,700	
	113		299,300		349,200	
	114		299,800			
	115		300,400			
	116		301,000			
	117		301,700			
再任用職員		192,800	203,900	214,400	254,400	273,800

	37	172,100	201,400	252,400	287,600	332,600
	38	173,800	202,300	254,300	289,300	334,500
	39	175,500	203,100	256,300	291,100	336,500
	40	177,200	204,500	258,200	292,900	338,400
	41	178,800	206,300	260,200	294,600	340,300
	42	180,200	207,700	262,100	296,300	342,200
	43	181,600	209,100	263,900	297,900	344,000
	44	183,000	210,500	265,800	299,500	345,900
	45	185,000	211,900	267,600	301,200	347,400
	46	186,500	213,500	269,500	302,900	348,800
	47	187,900	215,100	271,300	304,500	350,300
	48	189,300	216,500	272,900	306,200	351,800
	49	190,700	217,800	274,700	307,300	353,400
	50	191,900	219,300	276,500	308,800	354,200
	51	193,200	220,800	278,200	310,300	355,400
	52	194,300	222,100	279,800	311,900	356,400
	53	195,500	223,100	281,400	313,500	357,300
	54	196,600	223,900	283,100	315,100	358,400
	55	197,700	224,800	284,800	316,700	359,300
	56	198,800	225,800	286,200	318,200	360,400
	57	199,900	226,700	287,800	319,700	361,300
	58	201,000	228,200	289,400	320,900	362,000
	59	202,000	229,500	291,000	322,100	362,700
	60	203,000	230,600	292,300	323,300	363,400
	61	204,000	232,100	293,700	324,000	363,800
	62	205,100	233,400	294,900	324,900	364,400
	63	206,200	234,700	296,200	325,700	365,100
	64	207,200	236,000	297,500	326,500	365,800
	65	208,200	237,100	298,800	327,400	366,100
	66	209,400	238,300	300,200	327,800	366,800
	67	210,600	239,600	301,500	328,500	367,500
	68	211,800	240,800	302,800	329,300	368,200
	69	213,000	241,900	304,100	330,100	368,500
	70	214,200	243,200	305,200	330,800	369,100
	71	215,400	244,300	306,200	331,500	369,800
	72	216,600	245,500	307,200	332,200	370,400
	73	217,200	246,700	308,300	332,700	370,700
	74	218,500	247,900	309,200	333,300	371,300
	75	219,700	249,100	310,300	333,800	372,000
	76	221,100	250,300	311,200	334,400	372,600
	77	222,200	251,400	312,300	334,700	373,000
	78		252,500	313,400	335,200	373,500
	79		253,600	314,100	335,600	374,100

再任用職員以外の職員



## 附 則

### (施行期日等)

1 この訓令は、公布の日から施行し、改正後の技能職員の給与等に関する規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

### (給与の内払)

2 改正後の規程の規定を適用する場合には、この訓令による改正前の技能職員の給与等に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

### (補則)

3 前項に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

埼玉県訓令第十二号

訓令

本 庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員服務規程（昭和四十二年埼玉県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「、介護休暇」の下に「又は介護時間」を加え、「介護休暇簿（様式第八号）」を「介護休暇にあつては介護休暇簿（様式第八号）」を、介護時間にあつては介護時間簿（様式第八号の二）」に改める。

第二十一条の二第二項中「第七条第二項」の下に「（同条第三項において準用する場合を含む。）」を、「同条第四項」の下に「（同条第五項において準用する場合を含む。）」を加える。

第二十一条の三第一項第二号及び同条第二項第二号中「取消」を「取消等」に改める。

様式第八号を次のように改める。

様式第8号（第11条関係）

介 護 休 暇 簿 (第一面)

		所 属		氏 名										
要介護者に関する事項		氏 名		要介護者の状態及び具体的な介護の内容										
		続 柄		第1回										
		同居・別居の別 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居												
		介護が必要となった時期		第2回										
年 月 日		第3回												
指 定 期 間 の 申 出 ・ 指 定														
第1回					第2回					第3回				
申出の期間	申出日	本人印	決裁権者	通算期間	申出の期間	申出日	本人印	決裁権者	通算期間	申出の期間	申出日	本人印	決裁権者	通算期間
年 月 日から 年 月 日まで				月 日	年 月 日から 年 月 日まで				月 日	年 月 日から 年 月 日まで				月 日
備考					備考					備考				
指 定 期 間 の 延 長 ・ 短 縮														
第1回					第2回					第3回				
延長・短縮後の 末日	申出日	本人印	決裁権者	延長・短縮後の 通算期間	延長・短縮後の 末日	申出日	本人印	決裁権者	延長・短縮後の 通算期間	延長・短縮後の 末日	申出日	本人印	決裁権者	延長・短縮後の 通算期間
(年 月 日から) 年 月 日まで				月 日	(年 月 日から) 年 月 日まで				月 日	(年 月 日から) 年 月 日まで				月 日
備考					備考					備考				

介護休暇の請求・承認																
承認 年月日	請求 年月日	承認		本人 印	総務 担当 処理	介護休暇の期間						備考				
		決裁 権者				年	月	日	時	分	時		分	日・ 時間数		
・	・					年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時	分	～	時	分	日	
・	・					年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	時	分	～	時	分	日	
・	・					年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時	分	～	時	分	日	
・	・					年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	時	分	～	時	分	日	
・	・					年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時	分	～	時	分	日	
・	・					年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	時	分	～	時	分	日	
・	・					年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時	分	～	時	分	日	
・	・					年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	時	分	～	時	分	日	
・	・					年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時	分	～	時	分	日	
・	・					年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	時	分	～	時	分	日	
・	・					年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時	分	～	時	分	日	
・	・					年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	時	分	～	時	分	日	
・	・					年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時	分	～	時	分	日	
・	・					年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	時	分	～	時	分	日	
・	・					年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時	分	～	時	分	日	
・	・					年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	時	分	～	時	分	日	

- 備考 1 承認の欄の職名等は適宜変更又は増減できること。  
2 該当する□には△印を記入すること。

介護休暇の取消し等														
受理 年月日	届出 年月日	受理		本人 印	総務 担当 処理	介護休暇の取消し等の期間						備 考		
		決裁 権者				年	月	日	時	分	時		分	日・ 時間数
・	・					年	月	日から	時	分	時	分	日	
・	・					年	月	日まで	時	分	時	分	日	
・	・					年	月	日から	時	分	時	分	日	
・	・					年	月	日まで	時	分	時	分	日	
・	・					年	月	日から	時	分	時	分	日	
・	・					年	月	日まで	時	分	時	分	日	
・	・					年	月	日から	時	分	時	分	日	
・	・					年	月	日まで	時	分	時	分	日	
・	・					年	月	日から	時	分	時	分	日	
・	・					年	月	日まで	時	分	時	分	日	
・	・					年	月	日から	時	分	時	分	日	
・	・					年	月	日まで	時	分	時	分	日	

備考 受理の欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

様式第八号の次に次の一様式を加える。

様式第8号の2（第11条関係）

介 護 時 間 簿

（表面）

						所 属		氏 名			
要介護者に関する事項	氏 名								要介護者の状態及び具体的な介護の内容		
	続 柄										
	同居・別居の別		<input type="checkbox"/> 同居				<input type="checkbox"/> 別居				
介護が必要となった時期		年 月 日									
連続する3年の期間											
年 月 日から		年 月 日まで									
承認 年月日	請求 年月日	承認		本人 印	総務 担当 処理	休 暇 の 期 間				備 考	
		決裁 権者				年	月	日	時		間
・ ・	・ ・					年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分	～	時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	時 分	～	時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分	～	時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	時 分	～	時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分	～	時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	時 分	～	時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分	～	時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	時 分	～	時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分	～	時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	時 分	～	時 分	

- 備考 1 承認の欄の職名等は適宜変更又は増減できること。  
 2 該当する□には△印を記入すること。

(裏面)

受理 年月日	届出 年月日	受 理		本人 印	総務 担当 処理	休 暇 の 取 消 し 等 の 期 間				備 考
		決裁 権者				年 月 日	時	分	時	
・ ・	・ ・					年 月 日から	時 分	～	時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日まで	時 分	～	時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日から	時 分	～	時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日まで	時 分	～	時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日から	時 分	～	時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日まで	時 分	～	時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日から	時 分	～	時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日まで	時 分	～	時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日から	時 分	～	時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日まで	時 分	～	時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日から	時 分	～	時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日まで	時 分	～	時 分	

備考 受理の欄の職名等は適宜変更又は増減できること。



様式第十三号の二の(丑) 2中「第2条の2第3号」や「第2条の3第3号」と  
改め、同様式の(丑) 4中「第2条の2第2号又は第3号」や「第2条の3第2  
号又は第3号」と改め、同様式の(丑) 5中「(3)」の次に「請求に係る子が特別  
養子縁組に係る監護期間中の者、養子縁組里親として委託を受け養育する者又は条  
例第2条の2に規定する者である場合にあつては当該監護期間が開始した日又は委  
託を受けた日、(4)」を加える。

様式第十三号の三の(丑) 4中「(3)」の次に「請求に係る子が特別養子縁組に  
係る監護期間中の者、養子縁組里親として委託を受け養育する者又は条例第2条の  
2に規定する者である場合にあつては当該監護期間が開始した日又は委託を受けた  
日、(4)」を加える。

様式第十七号の二を次のように改める。

様式第17号の2 (第21条の2関係)

深夜勤務・時間外勤務制限請求書		
年 月 日		
埼玉県知事 様		
所 属		
職 名 氏 名 ㊦		
次のとおり	<input type="checkbox"/> 養育 <input type="checkbox"/> 介護         のため <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 深夜勤務  <input type="checkbox"/> 時間外勤務            勤務時間条例  <input type="checkbox"/> 第7条第2項 (同条第3項において準用する場合を含む。)  <input type="checkbox"/> 第7条第4項 (同条第5項において準用する場合を含む。)         </td> </tr> </table> の制限を請求します。	<input type="checkbox"/> 深夜勤務 <input type="checkbox"/> 時間外勤務 勤務時間条例 <input type="checkbox"/> 第7条第2項 (同条第3項において準用する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 第7条第4項 (同条第5項において準用する場合を含む。)
<input type="checkbox"/> 深夜勤務 <input type="checkbox"/> 時間外勤務 勤務時間条例 <input type="checkbox"/> 第7条第2項 (同条第3項において準用する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 第7条第4項 (同条第5項において準用する場合を含む。)		
1 請求に係る子又は要介護者	氏 名	
	続 柄	
	生 年 月 日	年 月 日 生(□出産予定日)
	養子縁組の効力が生じた日	年 月 日
	子の委託等が開始された日	年 月 日
2 職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況	<input type="checkbox"/> 有 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 深夜において就業している  <input type="checkbox"/> 負傷、疾病、身体上又は精神上的の障害により養育が困難である  <input type="checkbox"/> 産前6週間 (多胎妊娠の場合にあっては、14週間) 又は産後8週間以内である  <input type="checkbox"/> 上記のいずれにも該当しない (養育ができる)         </td> </tr> </table> <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 深夜において就業している <input type="checkbox"/> 負傷、疾病、身体上又は精神上的の障害により養育が困難である <input type="checkbox"/> 産前6週間 (多胎妊娠の場合にあっては、14週間) 又は産後8週間以内である <input type="checkbox"/> 上記のいずれにも該当しない (養育ができる)
<input type="checkbox"/> 深夜において就業している <input type="checkbox"/> 負傷、疾病、身体上又は精神上的の障害により養育が困難である <input type="checkbox"/> 産前6週間 (多胎妊娠の場合にあっては、14週間) 又は産後8週間以内である <input type="checkbox"/> 上記のいずれにも該当しない (養育ができる)		
3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容		
4 請求に係る期間	深夜勤務の制限	年 月 日から □ 毎日 年 月 日まで □ その他 ( )
	時間外勤務の制限	<input type="checkbox"/> 年 月 日から <input type="checkbox"/> 1年 □ 1年に満たない期間 ( 月)
備考		
1 について (1) 「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。 なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に出産予定日を記入し、「出産予定日」の□に☒印を記入すること。 (2) 「養子縁組の効力が生じた日」及び「子の委託等が開始された日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。 2 について (1) この欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合のみ記入すること。 (2) 「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えることをいう。 3 について この欄は、要介護者を介護するための請求の場合のみ記入すること。 4 について 子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を制限終了日として請求すること。		

様式第十七号の三中「（ 離縁  養子縁組の取消）」を

離縁  養子縁組の取消  家事審判事件の終了  となる。  
児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除）」

#### 附 則

この訓令は、平成二十九年一月一日から施行する。

埼玉県訓令第十三号

訓令

本庁  
地域機関

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県文書管理規程（平成十三年埼玉県訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表所の文書記号の表埼玉県秩父福祉事務所の項の次に次のように加える。

埼玉県発達障害総合支援センター

発障総

附則

この訓令は、平成二十九年一月一日から施行する。

## 訓 令

### 埼玉県教育委員会訓令第五号

埼 玉 県 教 育 局  
県 立 教 育 機 関

埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県教育委員会委員長 岩 本 育 子

埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育局等職員服務規程（昭和五十一年埼玉県教育委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「、介護休暇」の下に「又は介護時間」を加え、「介護休暇簿（様式第八号）」を「介護休暇にあつては介護休暇簿（様式第八号）」を、介護時間にあつては介護時間簿（様式第八号の二）」に改める。

第二十四条の二第二項中「第七条第二項」の下に「（同条第三項において準用する場合を含む。）」を、「同条第四項」の下に「（同条第五項において準用する場合を含む。）」を加える。

第二十四条の三第一項第二号及び同条第二項第二号中「取消」を「取消等」に改める。

様式第八号を次のように改める。

様式第8号（第10条関係）

介 護 休 暇 簿 (第一面)

		所 属		氏 名										
要介護者に関する事項		氏 名		要介護者の状態及び具体的な介護の内容										
		続 柄		第1回										
		同居・別居の別 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居												
		介護が必要となった時期		第2回										
年 月 日		第3回												
指 定 期 間 の 申 出 ・ 指 定														
第1回					第2回					第3回				
申出の期間	申出日	本人印	決裁権者	通算期間	申出の期間	申出日	本人印	決裁権者	通算期間	申出の期間	申出日	本人印	決裁権者	通算期間
年 月 日から 年 月 日まで				月 日	年 月 日から 年 月 日まで				月 日	年 月 日から 年 月 日まで				月 日
備考					備考					備考				
指 定 期 間 の 延 長 ・ 短 縮														
第1回					第2回					第3回				
延長・短縮後の 末日	申出日	本人印	決裁 権者	延長・短縮後の 通算期間	延長・短縮後の 末日	申出日	本人印	決裁 権者	延長・短縮後の 通算期間	延長・短縮後の 末日	申出日	本人印	決裁 権者	延長・短縮後の 通算期間
(年 月 日から) 年 月 日まで				月 日	(年 月 日から) 年 月 日まで				月 日	(年 月 日から) 年 月 日まで				月 日
備考					備考					備考				

介護休暇の請求・承認																
承認 年月日	請求 年月日	承認		本人 印	総務 担当 処理	介護休暇の期間						備考				
		決裁 権者				年	月	日	時	分	時		分	日・ 時間数		
・	・					年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時	分	～	時	分	日	
・	・					年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	時	分	～	時	分	日	
・	・					年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時	分	～	時	分	日	
・	・					年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	時	分	～	時	分	日	
・	・					年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時	分	～	時	分	日	
・	・					年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	時	分	～	時	分	日	
・	・					年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時	分	～	時	分	日	
・	・					年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	時	分	～	時	分	日	
・	・					年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時	分	～	時	分	日	
・	・					年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	時	分	～	時	分	日	
・	・					年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時	分	～	時	分	日	
・	・					年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	時	分	～	時	分	日	
・	・					年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時	分	～	時	分	日	
・	・					年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	時	分	～	時	分	日	
・	・					年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時	分	～	時	分	日	
・	・					年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	時	分	～	時	分	日	

- 備考 1 承認の欄の職名等は適宜変更又は増減できること。  
2 該当する□には△印を記入すること。

介護休暇の取消し等														
受理年月日	届出年月日	受理		本人印	総務担当処理	介護休暇の取消し等の期間						備考		
		決裁権者				年	月	日	時	分	時		分	日・時間数
・	・					年	月	日から	時	分	時	分	日	
・	・					年	月	日まで	時	分	時	分	日	
・	・					年	月	日から	時	分	時	分	日	
・	・					年	月	日まで	時	分	時	分	日	
・	・					年	月	日から	時	分	時	分	日	
・	・					年	月	日まで	時	分	時	分	日	
・	・					年	月	日から	時	分	時	分	日	
・	・					年	月	日まで	時	分	時	分	日	
・	・					年	月	日から	時	分	時	分	日	
・	・					年	月	日まで	時	分	時	分	日	
・	・					年	月	日から	時	分	時	分	日	
・	・					年	月	日まで	時	分	時	分	日	

備考 受理の欄の職名等は適宜変更又は増減できること。



様式第八号の次に次の一様式を加える。

様式第8号の2（第10条関係）

介 護 時 間 簿

（表面）

						所 属		氏 名		
要介護者に関する事項	氏 名								要介護者の状態及び具体的な介護の内容	
	続 柄									
	同居・別居の別		<input type="checkbox"/> 同居				<input type="checkbox"/> 別居			
介護が必要となった時期		年 月 日								
連続する3年の期間										
年 月 日から		年 月 日まで								
承認年月日	請求年月日	承認		本人印	総務担当処理	休 暇 の 期 間				備 考
		決裁権者				年 月 日	時 間			
・ ・	・ ・					年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～	時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他（ ）	時 分～	時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～	時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他（ ）	時 分～	時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～	時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他（ ）	時 分～	時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～	時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他（ ）	時 分～	時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～	時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他（ ）	時 分～	時 分	

- 備考 1 承認の欄の職名等は適宜変更又は増減できること。  
 2 該当する□には△印を記入すること。

(裏面)

受理年月日	届出年月日	受理		本人印	総務担当処理	休暇の取消し等の期間				備考				
		決裁権者				年	月	日	時		分	時	分	
・	・					年	月	日から	時	分	～	時	分	
・	・					年	月	日まで	時	分	～	時	分	
・	・					年	月	日から	時	分	～	時	分	
・	・					年	月	日まで	時	分	～	時	分	
・	・					年	月	日から	時	分	～	時	分	
・	・					年	月	日まで	時	分	～	時	分	
・	・					年	月	日から	時	分	～	時	分	
・	・					年	月	日まで	時	分	～	時	分	
・	・					年	月	日から	時	分	～	時	分	
・	・					年	月	日まで	時	分	～	時	分	
・	・					年	月	日から	時	分	～	時	分	
・	・					年	月	日まで	時	分	～	時	分	

備考 受理の欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

様式第十九号の二の(丑) 2中「第2条の2第3号」や「第2条の3第3号」と  
改め、同様式の(丑) 4中「第2条の2第2号又は第3号」や「第2条の3第2  
号又は第3号」と改め、同様式の(丑) 5中「(3)」の次に「請求に係る子が特別  
養子縁組に係る監護期間中の者、養子縁組里親として委託を受け養育する者又は条  
例第2条の2に規定する者である場合にあつては当該監護期間が開始した日又は委  
託を受けた日、(4)」を加える。

様式第十九号の三の(丑) 4中「(3)」の次に「請求に係る子が特別養子縁組に  
係る監護期間中の者、養子縁組里親として委託を受け養育する者又は条例第2条の  
2に規定する者である場合にあつては当該監護期間が開始した日又は委託を受けた  
日、(4)」を加える。

様式第二十四号の二を次のように改める。

様式第24号の2（第24条の2関係）

深夜勤務・時間外勤務制限請求書																						
年 月 日																						
埼玉県教育委員会教育長 様																						
所 属																						
職・氏名 <span style="float: right;">㊟</span>																						
次のとおり	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="border: none;"> <table style="border: none;"> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 養育</td> <td style="border: none;">のため</td> <td style="border: none;"> <table style="border: none;"> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 深夜勤務</td> <td style="border: none;">]</td> <td style="border: none;">の制限を請求します。</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 時間外勤務</td> <td style="border: none;">[</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">勤務時間条例</td> <td style="border: none;">[</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 第7条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）</td> <td style="border: none;">]</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 第7条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）</td> <td style="border: none;">]</td> <td style="border: none;"></td> </tr> </table> </td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	<table style="border: none;"> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 養育</td> <td style="border: none;">のため</td> <td style="border: none;"> <table style="border: none;"> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 深夜勤務</td> <td style="border: none;">]</td> <td style="border: none;">の制限を請求します。</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 時間外勤務</td> <td style="border: none;">[</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">勤務時間条例</td> <td style="border: none;">[</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 第7条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）</td> <td style="border: none;">]</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 第7条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）</td> <td style="border: none;">]</td> <td style="border: none;"></td> </tr> </table> </td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 養育	のため	<table style="border: none;"> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 深夜勤務</td> <td style="border: none;">]</td> <td style="border: none;">の制限を請求します。</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 時間外勤務</td> <td style="border: none;">[</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">勤務時間条例</td> <td style="border: none;">[</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 第7条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）</td> <td style="border: none;">]</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 第7条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）</td> <td style="border: none;">]</td> <td style="border: none;"></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 深夜勤務	]	の制限を請求します。	<input type="checkbox"/> 時間外勤務	[		勤務時間条例	[		<input type="checkbox"/> 第7条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）	]		<input type="checkbox"/> 第7条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）	]			
<table style="border: none;"> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 養育</td> <td style="border: none;">のため</td> <td style="border: none;"> <table style="border: none;"> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 深夜勤務</td> <td style="border: none;">]</td> <td style="border: none;">の制限を請求します。</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 時間外勤務</td> <td style="border: none;">[</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">勤務時間条例</td> <td style="border: none;">[</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 第7条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）</td> <td style="border: none;">]</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 第7条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）</td> <td style="border: none;">]</td> <td style="border: none;"></td> </tr> </table> </td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 養育	のため	<table style="border: none;"> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 深夜勤務</td> <td style="border: none;">]</td> <td style="border: none;">の制限を請求します。</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 時間外勤務</td> <td style="border: none;">[</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">勤務時間条例</td> <td style="border: none;">[</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 第7条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）</td> <td style="border: none;">]</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 第7条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）</td> <td style="border: none;">]</td> <td style="border: none;"></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 深夜勤務	]	の制限を請求します。	<input type="checkbox"/> 時間外勤務	[		勤務時間条例	[		<input type="checkbox"/> 第7条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）	]		<input type="checkbox"/> 第7条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）	]					
<input type="checkbox"/> 養育	のため	<table style="border: none;"> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 深夜勤務</td> <td style="border: none;">]</td> <td style="border: none;">の制限を請求します。</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 時間外勤務</td> <td style="border: none;">[</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">勤務時間条例</td> <td style="border: none;">[</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 第7条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）</td> <td style="border: none;">]</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 第7条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）</td> <td style="border: none;">]</td> <td style="border: none;"></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 深夜勤務	]	の制限を請求します。	<input type="checkbox"/> 時間外勤務	[		勤務時間条例	[		<input type="checkbox"/> 第7条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）	]		<input type="checkbox"/> 第7条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）	]						
<input type="checkbox"/> 深夜勤務	]	の制限を請求します。																				
<input type="checkbox"/> 時間外勤務	[																					
勤務時間条例	[																					
<input type="checkbox"/> 第7条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）	]																					
<input type="checkbox"/> 第7条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）	]																					
1 請求に係る子又は要介護者	氏 名																					
	続 柄																					
	生 年 月 日	年 月 日	日生(□出産予定日)																			
	養子縁組の効力が生じた日	年 月 日																				
	子の委託等が開始された日	年 月 日																				
2 職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況	<input type="checkbox"/> 有 <table style="border: none; width: 100%;"> <tr> <td style="border: none;"> <input type="checkbox"/> 深夜において就業している。  <input type="checkbox"/> 負傷、疾病、身体上又は精神上的の障害により養育が困難である。  <input type="checkbox"/> 産前6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）又は産後8週間以内である。  <input type="checkbox"/> 上記のいずれにも該当しない（養育ができる。）。                 </td> <td style="border: none; text-align: right;"> <input type="checkbox"/> 無                 </td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 深夜において就業している。 <input type="checkbox"/> 負傷、疾病、身体上又は精神上的の障害により養育が困難である。 <input type="checkbox"/> 産前6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）又は産後8週間以内である。 <input type="checkbox"/> 上記のいずれにも該当しない（養育ができる。）。	<input type="checkbox"/> 無																			
<input type="checkbox"/> 深夜において就業している。 <input type="checkbox"/> 負傷、疾病、身体上又は精神上的の障害により養育が困難である。 <input type="checkbox"/> 産前6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）又は産後8週間以内である。 <input type="checkbox"/> 上記のいずれにも該当しない（養育ができる。）。	<input type="checkbox"/> 無																					
3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容																						
4 請求に係る期間	深夜勤務の制限	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ( )																			
	時間外勤務の制限	<input type="checkbox"/> 年 月 日から <input type="checkbox"/> 1年に満たない期間 ( 月)																				
備考 1 について (1) 「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。 なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に出産予定日を記入し、「出産予定日」の□に✓印を記入すること。 (2) 「養子縁組の効力が生じた日」及び「子の委託等が開始された日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。 2 について (1) この欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合のみ記入すること。 (2) 「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えることをいう。 3 について この欄は、要介護者を介護するための請求の場合のみ記入すること。 4 について 子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を制限終了日として請求すること。																						

様式第二十四号の三中「 離縁  養子縁組の取消」を「

離縁  養子縁組の取消  家事審判事件の終了  
児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成二十九年一月一日から施行する。

埼玉県教育委員会訓令第第六号

訓 令

埼玉県教育局  
県立教育機関

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県教育委員会委員長 岩 本 育 子

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。  
別表第一を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

給 料 表

職員の 区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	127,900	148,200	202,000	227,900	261,100
	2	128,800	149,400	202,900	229,500	263,000
	3	129,800	150,600	203,700	231,000	264,800
	4	130,700	151,800	205,000	232,600	266,900
	5	131,700	153,000	206,300	234,100	268,700
	6	132,700	154,500	207,700	235,800	270,600
	7	133,700	156,000	209,100	237,300	272,500
	8	134,700	157,500	210,500	238,900	274,600
	9	135,500	158,900	211,900	240,300	276,700
	10	136,500	160,400	213,500	241,800	278,700
	11	137,500	161,900	215,100	243,400	280,800
	12	138,600	163,400	216,500	244,800	282,800
	13	139,400	164,900	217,800	246,300	284,800
	14	140,400	166,700	219,300	247,800	286,900
	15	141,400	168,500	220,800	249,100	288,900
	16	142,400	170,300	222,500	250,500	290,900
	17	143,500	172,100	224,200	252,000	292,900
	18	144,700	173,800	226,000	253,700	294,900
	19	145,900	175,500	227,700	255,400	297,000
	20	147,100	177,200	229,300	257,200	299,000
	21	148,200	178,800	230,900	258,800	301,000
	22	149,400	180,200	232,200	260,600	303,100
	23	150,600	181,600	233,700	262,300	305,100
	24	151,800	183,000	235,100	264,000	307,200
	25	153,000	185,000	236,400	266,000	309,000
	26	154,500	186,500	237,700	267,900	311,100
	27	156,000	187,900	238,900	269,700	313,200
	28	157,500	189,300	239,900	271,500	315,200
	29	158,900	190,700	241,100	273,200	317,100
	30	160,400	191,900	242,400	275,100	319,100
	31	161,900	193,200	243,600	277,000	321,200
	32	163,400	194,300	244,800	278,700	323,300
	33	164,900	196,200	246,100	280,400	324,700
	34	166,700	197,700	247,000	282,300	326,700
	35	168,500	199,100	248,800	284,100	328,600
	36	170,300	200,300	250,600	286,000	330,700

	80		254,900	314,900	336,100	374,600
	81		256,500	315,600	336,500	375,100
	82		258,100	316,300	337,000	375,700
	83		259,600	316,900	337,500	376,200
	84		261,200	317,500	338,000	376,500
	85		262,600	318,000	338,300	376,900
	86		264,300	318,500	338,700	377,400
	87		265,900	319,000	339,200	377,800
	88		267,400	319,500	339,600	378,200
	89		269,100	319,900	339,900	378,600
	90		270,900	320,300	340,300	379,100
	91		272,500	320,600	340,800	379,500
	92		274,300	320,900	341,200	379,900
	93		276,000	321,200	341,400	380,200
	94		277,600	321,400	341,800	
	95		279,400	321,600	342,300	
	96		281,100	321,800	342,700	
	97		282,300	322,100	342,800	
	98		283,900	322,400	343,300	
	99		285,400		343,700	
	100		286,700		344,000	
	101		288,200		344,300	
	102		289,500		344,700	
	103		290,800		345,100	
	104		292,000		345,500	
	105		293,300		346,000	
	106		294,200		346,400	
	107		295,100		346,800	
	108		295,900		347,200	
	109		296,800		347,700	
	110		297,500		348,100	
	111		298,200		348,400	
	112		298,800		348,700	
	113		299,300		349,200	
	114		299,800			
	115		300,400			
	116		301,000			
	117		301,700			
再任用 職員		192,800	203,900	214,400	254,400	273,800

	37	172,100	201,400	252,400	287,600	332,600
	38	173,800	202,300	254,300	289,300	334,500
	39	175,500	203,100	256,300	291,100	336,500
	40	177,200	204,500	258,200	292,900	338,400
	41	178,800	206,300	260,200	294,600	340,300
	42	180,200	207,700	262,100	296,300	342,200
	43	181,600	209,100	263,900	297,900	344,000
	44	183,000	210,500	265,800	299,500	345,900
	45	185,000	211,900	267,600	301,200	347,400
	46	186,500	213,500	269,500	302,900	348,800
	47	187,900	215,100	271,300	304,500	350,300
	48	189,300	216,500	272,900	306,200	351,800
	49	190,700	217,800	274,700	307,300	353,400
	50	191,900	219,300	276,500	308,800	354,200
	51	193,200	220,800	278,200	310,300	355,400
	52	194,300	222,100	279,800	311,900	356,400
再任用 職員以 外の職 員	53	195,500	223,100	281,400	313,500	357,300
	54	196,600	223,900	283,100	315,100	358,400
	55	197,700	224,800	284,800	316,700	359,300
	56	198,800	225,800	286,200	318,200	360,400
	57	199,900	226,700	287,800	319,700	361,300
	58	201,000	228,200	289,400	320,900	362,000
	59	202,000	229,500	291,000	322,100	362,700
	60	203,000	230,600	292,300	323,300	363,400
	61	204,000	232,100	293,700	324,000	363,800
	62	205,100	233,400	294,900	324,900	364,400
	63	206,200	234,700	296,200	325,700	365,100
	64	207,200	236,000	297,500	326,500	365,800
	65	208,200	237,100	298,800	327,400	366,100
	66	209,400	238,300	300,200	327,800	366,800
	67	210,600	239,600	301,500	328,500	367,500
	68	211,800	240,800	302,800	329,300	368,200
	69	213,000	241,900	304,100	330,100	368,500
	70	214,200	243,200	305,200	330,800	369,100
	71	215,400	244,300	306,200	331,500	369,800
	72	216,600	245,500	307,200	332,200	370,400
	73	217,200	246,700	308,300	332,700	370,700
	74	218,500	247,900	309,200	333,300	371,300
	75	219,700	249,100	310,300	333,800	372,000
	76	221,100	250,300	311,200	334,400	372,600
	77	222,200	251,400	312,300	334,700	373,000
	78		252,500	313,400	335,200	373,500
	79		253,600	314,100	335,600	374,100



## 附 則

### (施行期日等)

1 この訓令は、公布の日から施行し、改正後の技能職員の給与等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

### (給与の内払)

2 改正後の規程の規定を適用する場合には、この訓令による改正前の技能職員の給与等に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

### (補則)

3 前項に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、埼玉県教育委員会が別に定める。

## 管 理 規 程

### 埼玉県公営企業管理規程第十五号

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県公営企業管理者 奥 野 立

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員給与規程（昭和四十一年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	372,000
2	420,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

第三条の次に次の一条を加える。

（扶養手当）

第三条の二 条例第六条第一項に規定する管理者が定める職員は、企業職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上である職員とする。  
別表第一及び別表第二を次のように改める。

	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	523,500
	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000	524,200
	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600	524,800
	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200	525,600
	40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800	526,200
	41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300	526,700
	42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800	
	43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200	
	44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500	
	45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800	
	46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200		
	47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600		
	48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300		
	49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800		
	50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200		
	51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600		
	52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000		
	53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400		
	54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800		
	55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200		
	56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500		
	57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800		
	58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200		
	59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500		
	60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800		
	61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100		
	62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300			
	63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600			
	64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900			
	65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200			
	66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500			
	67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800			
	68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100			
	69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300			
	70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600			
	71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900			
	72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200			
	73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400			
	74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700			
	75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000			
	76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200			

別表第1（第2条関係）

企業職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600	520,900
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700	523,800
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700	526,900
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700	530,000
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700	533,100
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700	535,400
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700	537,900
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800	540,300
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500	542,700
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600	544,500
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600	546,300
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700	548,200
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400	549,900
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700	551,300
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000	552,600
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300	553,700
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400	555,000
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800	556,000
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300	556,900
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700	557,800
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900	558,700
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300	
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800	
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300	
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400	
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500	
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700	
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900	
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900	
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800	
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700	
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600	
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400	
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	522,300	
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	523,000	

117		301,100								
118		301,300								
119		301,600								
120		301,900								
121		302,300								
122		302,500								
123		302,800								
124		303,100								
125		303,400								
再任用職員	186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100	440,200	520,600

備考 この表は、企業職給料表（二）の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第2条の3第1項及び第14条に規定する職員を除く。

77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400				
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700				
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000				
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200				
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400				
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700				
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000				
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200				
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400				
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500					
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800					
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000					
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200					
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500					
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800					
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000					
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200					
94		294,000	341,800							
95		294,400	342,300							
96		294,800	342,700							
97		295,000	342,800							
98		295,300	343,300							
99		295,700	343,700							
100		296,100	344,000							
101		296,300	344,300							
102		296,600	344,700							
103		297,000	345,100							
104		297,300	345,500							
105		297,500	346,000							
106		297,800	346,400							
107		298,200	346,800							
108		298,500	347,200							
109		298,700	347,700							
110		299,100	348,100							
111		299,500	348,400							
112		299,800	348,700							
113		299,900	349,200							
114		300,200								
115		300,500								
116		300,900								

	39	175,500	203,100	256,300	291,100	336,500
	40	177,200	204,500	258,200	292,900	338,400
	41	178,800	206,300	260,200	294,600	340,300
	42	180,200	207,700	262,100	296,300	342,200
	43	181,600	209,100	263,900	297,900	344,000
	44	183,000	210,500	265,800	299,500	345,900
	45	185,000	211,900	267,600	301,200	347,400
	46	186,500	213,500	269,500	302,900	348,800
	47	187,900	215,100	271,300	304,500	350,300
	48	189,300	216,500	272,900	306,200	351,800
	49	190,700	217,800	274,700	307,300	353,400
	50	191,900	219,300	276,500	308,800	354,200
	51	193,200	220,800	278,200	310,300	355,400
	52	194,300	222,100	279,800	311,900	356,400
再任用職員以外の職員	53	195,500	223,100	281,400	313,500	357,300
	54	196,600	223,900	283,100	315,100	358,400
	55	197,700	224,800	284,800	316,700	359,300
	56	198,800	225,800	286,200	318,200	360,400
	57	199,900	226,700	287,800	319,700	361,300
	58	201,000	228,200	289,400	320,900	362,000
	59	202,000	229,500	291,000	322,100	362,700
	60	203,000	230,600	292,300	323,300	363,400
	61	204,000	232,100	293,700	324,000	363,800
	62	205,100	233,400	294,900	324,900	364,400
	63	206,200	234,700	296,200	325,700	365,100
	64	207,200	236,000	297,500	326,500	365,800
65	208,200	237,100	298,800	327,400	366,100	
66	209,400	238,300	300,200	327,800	366,800	
67	210,600	239,600	301,500	328,500	367,500	
68	211,800	240,800	302,800	329,300	368,200	
69	213,000	241,900	304,100	330,100	368,500	
70	214,200	243,200	305,200	330,800	369,100	
71	215,400	244,300	306,200	331,500	369,800	
72	216,600	245,500	307,200	332,200	370,400	
73	217,200	246,700	308,300	332,700	370,700	
74	218,500	247,900	309,200	333,300	371,300	
75	219,700	249,100	310,300	333,800	372,000	
76	221,100	250,300	311,200	334,400	372,600	
77	222,200	251,400	312,300	334,700	373,000	
78		252,500	313,400	335,200	373,500	
79		253,600	314,100	335,600	374,100	
80		254,900	314,900	336,100	374,600	
81		256,500	315,600	336,500	375,100	
82		258,100	316,300	337,000	375,700	

別表第2（第2条関係）

企業職給料表（二）

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	127,900	148,200	202,000	227,900	261,100
	2	128,800	149,400	202,900	229,500	263,000
	3	129,800	150,600	203,700	231,000	264,800
	4	130,700	151,800	205,000	232,600	266,900
	5	131,700	153,000	206,300	234,100	268,700
	6	132,700	154,500	207,700	235,800	270,600
	7	133,700	156,000	209,100	237,300	272,500
	8	134,700	157,500	210,500	238,900	274,600
	9	135,500	158,900	211,900	240,300	276,700
	10	136,500	160,400	213,500	241,800	278,700
	11	137,500	161,900	215,100	243,400	280,800
	12	138,600	163,400	216,500	244,800	282,800
	13	139,400	164,900	217,800	246,300	284,800
	14	140,400	166,700	219,300	247,800	286,900
	15	141,400	168,500	220,800	249,100	288,900
	16	142,400	170,300	222,500	250,500	290,900
	17	143,500	172,100	224,200	252,000	292,900
	18	144,700	173,800	226,000	253,700	294,900
	19	145,900	175,500	227,700	255,400	297,000
	20	147,100	177,200	229,300	257,200	299,000
	21	148,200	178,800	230,900	258,800	301,000
	22	149,400	180,200	232,200	260,600	303,100
	23	150,600	181,600	233,700	262,300	305,100
	24	151,800	183,000	235,100	264,000	307,200
	25	153,000	185,000	236,400	266,000	309,000
	26	154,500	186,500	237,700	267,900	311,100
	27	156,000	187,900	238,900	269,700	313,200
	28	157,500	189,300	239,900	271,500	315,200
	29	158,900	190,700	241,100	273,200	317,100
	30	160,400	191,900	242,400	275,100	319,100
	31	161,900	193,200	243,600	277,000	321,200
	32	163,400	194,300	244,800	278,700	323,300
	33	164,900	196,200	246,100	280,400	324,700
	34	166,700	197,700	247,000	282,300	326,700
	35	168,500	199,100	248,800	284,100	328,600
	36	170,300	200,300	250,600	286,000	330,700
	37	172,100	201,400	252,400	287,600	332,600
	38	173,800	202,300	254,300	289,300	334,500

83	259,600	316,900	337,500	376,200	
84	261,200	317,500	338,000	376,500	
85	262,600	318,000	338,300	376,900	
86	264,300	318,500	338,700	377,400	
87	265,900	319,000	339,200	377,800	
88	267,400	319,500	339,600	378,200	
89	269,100	319,900	339,900	378,600	
90	270,900	320,300	340,300	379,100	
91	272,500	320,600	340,800	379,500	
92	274,300	320,900	341,200	379,900	
93	276,000	321,200	341,400	380,200	
94	277,600	321,400	341,800		
95	279,400	321,600	342,300		
96	281,100	321,800	342,700		
97	282,300	322,100	342,800		
98	283,900	322,400	343,300		
99	285,400		343,700		
100	286,700		344,000		
101	288,200		344,300		
102	289,500		344,700		
103	290,800		345,100		
104	292,000		345,500		
105	293,300		346,000		
106	294,200		346,400		
107	295,100		346,800		
108	295,900		347,200		
109	296,800		347,700		
110	297,500		348,100		
111	298,200		348,400		
112	298,800		348,700		
113	299,300		349,200		
114	299,800				
115	300,400				
116	301,000				
117	301,700				
再任用職員	192,800	203,900	214,400	254,400	273,800

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第三条の次に一条を加える改正規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。第四項において同じ。）による改正後の埼玉県企業職員給与規程（第四項において「改正後の規程」という。）の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

(改定日前の異動者の号給の調整)

3 平成二十八年四月一日（以下この項において「改定日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の改定日における号給については、その者が改定日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

4 改正後の規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の埼玉県企業職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(補則)

5 前二項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

## 管理規程

### 埼玉県公営企業管理規程第十六号

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県公営企業管理者 奥野 立

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員就業規程（昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の二条を加える。

（週休日の振替）

第六条の二 前二条に規定する週休日において、特に勤務することを命ずる必要のある場合には、正規の勤務時間を割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）を週休日に変更し、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務を命ずる必要のある日に割り振ること（以下この条及び第十一条において「週休日の振替」という。）ができる。

2 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が前項の週休日の振替を行う場合における当該職員の勤務時間は、四週間を平均して一週間について第三条第五項から第七項までの規定でそれぞれ定められた時間とする。

3 前二項に定めるほか、週休日の振替については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例に基づき行う週休日の振替の例による。

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第六条の三 育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の例による。

第十一条第一項中「第五条、第六条及び」を削り、「正規の勤務時間を割り振られた日（以下「勤務日」という。）を週休日に変更し、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務を命ずる必要のある日に割り振ること（以下「週休日の振替」という。）を「週休日の振替」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第十一条の二 育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の例による。

第十二条の二条第一項中「第六条」の下に、「第六条の二」を加える。

第十三条の二第一項中「子」の下に「（育児休業法第二条第一項に規定する者を含む。以下次項及び第三項において同じ。）」を加え、同条に次の一項を加える。

5 前各項に定めるもののほか、部分休業に関しこの規程に定めがない事項については、職員の育児休業等に関する条例の例による。

附 則

この規程は、平成二十九年一月一日から施行する。



## 管理規程

### 埼玉県病院事業管理規程第十三号

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員給与規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第二条の二の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	372,000
2	420,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

第二条の三の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	328,000
2	364,000
3	392,000

第五条の次に次の一条を加える。

（扶養手当）

第五条の二 条例第七条第一項に規定する管理者が定める職員は、病院企業職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員とする。

第十五条第一項第一号中「勤務する」の下に「医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、」を加え、同条第三項中「看護師、准看護師」を「医

別表第一（第二条関係）

病院企業職給料表

イ 病院企業職給料表（一）□

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600	520,900
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700	523,800
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700	526,900
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700	530,000
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700	533,100
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700	535,400
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700	537,900
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800	540,300
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500	542,700
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600	544,500
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600	546,300
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700	548,200
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400	549,900
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700	551,300
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000	552,600
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300	553,700
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400	555,000
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800	556,000
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300	556,900
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700	557,800
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900	558,700
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300	
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800	
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300	
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400	
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500	
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700	
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900	
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900	
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800	
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700	
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600	
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400	
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	522,300	
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	523,000	
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	523,500	

別表第一から別表第三までを次のように改める。  
 師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、看護師、准看護師に改める。

77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400						37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000	524,200
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700						38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600	524,800
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000						39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200	525,600
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200						40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800	526,200
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400						41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300	526,700
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700						42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800	
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000						43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200	
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200						44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500	
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400						45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800	
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500							46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200		
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800							47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600		
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000							48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300		
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200							49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800		
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500							50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200		
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800							51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600		
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000							52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000		
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200							53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400		
94		294,000	341,800									54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800		
95		294,400	342,300									55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200		
96		294,800	342,700									56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500		
97		295,000	342,800									57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800		
98		295,300	343,300									58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200		
99		295,700	343,700									59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500		
100		296,100	344,000									60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800		
101		296,300	344,300									61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100		
102		296,600	344,700									62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300			
103		297,000	345,100									63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600			
104		297,300	345,500									64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900			
105		297,500	346,000									65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200			
106		297,800	346,400									66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500			
107		298,200	346,800									67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800			
108		298,500	347,200									68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100			
109		298,700	347,700									69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300			
110		299,100	348,100									70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600			
111		299,500	348,400									71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900			
112		299,800	348,700									72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200			
113		299,900	349,200									73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400			
114		300,200										74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700			
115		300,500										75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000			
116		300,900										76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200			

再任  
用職員  
以外の  
職員

ロ 病院企業職給料表(二)□

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	127,900	148,200	202,000	227,900	261,100
	2	128,800	149,400	202,900	229,500	263,000
	3	129,800	150,600	203,700	231,000	264,800
	4	130,700	151,800	205,000	232,600	266,900
	5	131,700	153,000	206,300	234,100	268,700
	6	132,700	154,500	207,700	235,800	270,600
	7	133,700	156,000	209,100	237,300	272,500
	8	134,700	157,500	210,500	238,900	274,600
	9	135,500	158,900	211,900	240,300	276,700
	10	136,500	160,400	213,500	241,800	278,700
	11	137,500	161,900	215,100	243,400	280,800
	12	138,600	163,400	216,500	244,800	282,800
	13	139,400	164,900	217,800	246,300	284,800
	14	140,400	166,700	219,300	247,800	286,900
	15	141,400	168,500	220,800	249,100	288,900
	16	142,400	170,300	222,500	250,500	290,900
	17	143,500	172,100	224,200	252,000	292,900
	18	144,700	173,800	226,000	253,700	294,900
	19	145,900	175,500	227,700	255,400	297,000
	20	147,100	177,200	229,300	257,200	299,000
	21	148,200	178,800	230,900	258,800	301,000
	22	149,400	180,200	232,200	260,600	303,100
	23	150,600	181,600	233,700	262,300	305,100
	24	151,800	183,000	235,100	264,000	307,200
	25	153,000	185,000	236,400	266,000	309,000
	26	154,500	186,500	237,700	267,900	311,100
	27	156,000	187,900	238,900	269,700	313,200
	28	157,500	189,300	239,900	271,500	315,200
	29	158,900	190,700	241,100	273,200	317,100
	30	160,400	191,900	242,400	275,100	319,100
	31	161,900	193,200	243,600	277,000	321,200
	32	163,400	194,300	244,800	278,700	323,300
	33	164,900	196,200	246,100	280,400	324,700
	34	166,700	197,700	247,000	282,300	326,700
	35	168,500	199,100	248,800	284,100	328,600
	36	170,300	200,300	250,600	286,000	330,700

	117		301,100								
	118		301,300								
	119		301,600								
	120		301,900								
	121		302,300								
	122		302,500								
	123		302,800								
	124		303,100								
	125		303,400								
再任用職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100	440,200	520,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第2条の2第1項、第2条の3第1項及び第24条に規定する職員を除く。

77	222,200	251,400	312,300	334,700	373,000	37	172,100	201,400	252,400	287,600	332,600
78		252,500	313,400	335,200	373,500	38	173,800	202,300	254,300	289,300	334,500
79		253,600	314,100	335,600	374,100	39	175,500	203,100	256,300	291,100	336,500
80		254,900	314,900	336,100	374,600	40	177,200	204,500	258,200	292,900	338,400
81		256,500	315,600	336,500	375,100	41	178,800	206,300	260,200	294,600	340,300
82		258,100	316,300	337,000	375,700	42	180,200	207,700	262,100	296,300	342,200
83		259,600	316,900	337,500	376,200	43	181,600	209,100	263,900	297,900	344,000
84		261,200	317,500	338,000	376,500	44	183,000	210,500	265,800	299,500	345,900
85		262,600	318,000	338,300	376,900	45	185,000	211,900	267,600	301,200	347,400
86		264,300	318,500	338,700	377,400	46	186,500	213,500	269,500	302,900	348,800
87		265,900	319,000	339,200	377,800	47	187,900	215,100	271,300	304,500	350,300
88		267,400	319,500	339,600	378,200	48	189,300	216,500	272,900	306,200	351,800
89		269,100	319,900	339,900	378,600	49	190,700	217,800	274,700	307,300	353,400
90		270,900	320,300	340,300	379,100	50	191,900	219,300	276,500	308,800	354,200
91		272,500	320,600	340,800	379,500	51	193,200	220,800	278,200	310,300	355,400
92		274,300	320,900	341,200	379,900	52	194,300	222,100	279,800	311,900	356,400
93		276,000	321,200	341,400	380,200	再任用	195,500	223,100	281,400	313,500	357,300
94		277,600	321,400	341,800		職員以	196,600	223,900	283,100	315,100	358,400
95		279,400	321,600	342,300		外の職	197,700	224,800	284,800	316,700	359,300
96		281,100	321,800	342,700		員	198,800	225,800	286,200	318,200	360,400
97		282,300	322,100	342,800			199,900	226,700	287,800	319,700	361,300
98		283,900	322,400	343,300			201,000	228,200	289,400	320,900	362,000
99		285,400		343,700			202,000	229,500	291,000	322,100	362,700
100		286,700		344,000			203,000	230,600	292,300	323,300	363,400
101		288,200		344,300			204,000	232,100	293,700	324,000	363,800
102		289,500		344,700			205,100	233,400	294,900	324,900	364,400
103		290,800		345,100			206,200	234,700	296,200	325,700	365,100
104		292,000		345,500			207,200	236,000	297,500	326,500	365,800
105		293,300		346,000			208,200	237,100	298,800	327,400	366,100
106		294,200		346,400			209,400	238,300	300,200	327,800	366,800
107		295,100		346,800			210,600	239,600	301,500	328,500	367,500
108		295,900		347,200			211,800	240,800	302,800	329,300	368,200
109		296,800		347,700			213,000	241,900	304,100	330,100	368,500
110		297,500		348,100			214,200	243,200	305,200	330,800	369,100
111		298,200		348,400			215,400	244,300	306,200	331,500	369,800
112		298,800		348,700			216,600	245,500	307,200	332,200	370,400
113		299,300		349,200			217,200	246,700	308,300	332,700	370,700
114		299,800					218,500	247,900	309,200	333,300	371,300
115		300,400					219,700	249,100	310,300	333,800	372,000
116		301,000					221,100	250,300	311,200	334,400	372,600

別表第二（第二条関係）

病院研究職給料表

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	141,700	191,400	278,000	329,500	387,700
	2	142,800	194,000	280,400	331,700	390,600
	3	144,000	196,400	282,800	333,900	393,300
	4	145,100	198,800	285,200	335,900	396,100
	5	146,200	201,300	287,500	337,800	398,300
	6	147,500	203,600	289,700	339,900	401,000
	7	148,800	205,900	291,700	342,000	403,700
	8	150,100	208,100	293,700	344,000	406,400
	9	151,200	210,200	295,900	345,900	409,000
	10	152,900	212,500	298,500	347,900	411,600
	11	154,500	215,000	301,100	350,000	414,300
	12	156,100	217,300	303,900	352,000	417,100
	13	157,600	219,500	306,100	354,000	419,700
	14	159,500	221,900	308,700	355,900	422,400
	15	161,400	224,300	311,200	357,700	425,200
	16	163,400	226,700	314,000	359,600	427,900
	17	165,200	229,000	316,600	361,500	430,400
	18	167,400	231,800	318,800	363,400	433,000
	19	169,600	234,700	321,000	365,300	435,500
	20	171,700	237,600	323,100	367,300	438,100
	21	173,900	240,100	325,400	368,900	440,600
	22	176,300	242,800	327,400	370,900	443,200
	23	178,600	245,300	329,400	372,700	445,800
	24	180,900	248,000	331,400	374,600	448,300
	25	183,000	250,700	333,500	376,100	450,500
	26	185,200	253,100	335,400	377,800	452,800
	27	187,300	255,400	337,200	379,700	455,300
	28	189,400	257,600	339,100	381,600	457,800
	29	191,500	260,300	341,000	383,400	460,300
	30	193,300	262,500	342,700	385,300	462,800
	31	195,100	264,400	344,200	387,200	465,300
	32	196,800	266,500	345,900	389,100	467,800
	33	198,600	268,400	347,300	390,700	470,100
	34	200,500	270,400	348,700	392,500	472,500
	35	202,400	272,500	350,200	394,100	474,900
	36	204,300	274,400	351,700	395,900	477,400

	117		301,700			
再任用 職員		192,800	203,900	214,400	254,400	273,800

備考 この表は、技能職員に適用する。

77	264,800	321,100	389,800	440,600	37	206,000	276,300	353,000	397,100	479,800
78	266,000	322,100	390,400		38	207,900	277,800	354,400	398,600	482,300
79	267,300	323,000	391,000		39	209,800	279,000	355,700	400,000	484,700
80	268,400	323,900	391,600		40	211,700	280,500	357,100	401,400	487,200
81	269,800	325,000	392,200		41	213,600	281,900	357,900	402,800	489,500
82	271,100	325,800	392,800		42	215,500	282,900	359,000	404,100	491,700
83	272,400	326,500	393,400		43	217,400	283,900	360,200	405,600	493,900
84	273,600	327,300	394,000		44	219,300	284,900	361,300	407,200	496,100
85	274,700	327,800	394,500		45	221,000	285,600	362,500	408,600	497,800
86	275,800	328,300	395,000		46	222,900	286,800	363,700	409,800	499,300
87	277,100	328,800	395,500		47	224,700	288,000	365,000	411,400	500,900
88	278,300	329,300	396,200		48	226,500	289,200	366,100	413,000	502,400
89	279,300	329,600	396,600		49	228,200	290,600	367,200	414,300	504,100
90	280,500	330,100			50	230,000	291,900	368,500	415,700	505,500
91	281,600	330,600			51	231,700	293,000	369,800	417,200	506,900
92	282,800	331,100			52	233,400	294,100	371,100	418,600	508,400
93	283,800	331,400			53	234,900	295,300	371,800	420,000	509,500
94	284,800	331,800			54	236,700	296,500	372,800	421,400	510,700
95	285,800	332,300			55	238,400	297,800	373,700	422,800	511,900
96	286,800	332,800			56	240,000	298,900	374,700	424,200	513,100
97	287,300	333,300			57	241,400	300,000	375,500	425,300	514,000
98	288,200	333,800			58	242,600	301,100	376,300	426,600	515,000
99	288,900	334,300			59	243,600	302,300	377,000	428,000	516,000
100	289,800	334,800			60	244,700	303,500	377,700	429,300	517,000
101	290,700	335,300			61	245,800	304,400	378,300	430,100	518,100
102	291,400	335,800			62	246,900	305,500	379,000	431,000	519,000
103	292,100	336,300			63	247,800	306,600	379,900	432,000	519,700
104	292,800	336,800			64	248,900	307,700	380,800	432,900	520,400
105	293,500	337,300			65	250,100	308,700	381,400	433,800	521,200
106	294,000	337,700			66	251,200	309,800	382,200	434,600	522,000
107	294,500	338,200			67	252,300	310,800	383,000	435,200	522,800
108	295,000	338,600			68	253,200	311,800	383,800	436,000	523,600
109	295,200	339,100			69	254,100	312,900	384,400	436,400	524,300
110	295,600	339,500			70	255,500	313,900	385,100	437,000	525,100
111	295,900	340,000			71	257,000	315,000	385,800	437,500	525,900
112	296,200	340,400			72	258,400	316,100	386,500	438,000	526,700
113	296,500	340,900			73	259,800	316,800	387,200	438,500	527,400
114	296,800	341,300			74	261,200	317,800	387,800	439,100	
115	297,100	341,800			75	262,600	318,900	388,400	439,600	
116	297,400	342,200			76	263,700	320,000	389,100	440,100	

再任  
用職  
員以  
外の  
職員

別表第三（第二条関係）□

病院医療職給料表

イ 病院医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	245,200	330,500	395,500	470,600
	2	247,700	333,500	398,400	472,900
	3	250,200	336,400	401,300	475,100
	4	252,700	339,400	404,100	477,400
	5	255,000	342,100	406,800	479,700
	6	258,800	345,400	409,500	481,900
	7	262,600	348,500	412,300	484,100
	8	266,400	351,600	415,000	486,300
	9	270,000	354,500	417,500	488,300
	10	274,000	357,400	420,200	490,400
	11	278,000	360,500	422,900	492,500
	12	282,000	363,700	425,600	494,600
	13	285,800	366,700	428,000	496,700
	14	289,800	370,300	430,500	498,800
	15	293,700	373,500	432,900	500,900
	16	297,600	377,200	435,400	503,000
	17	301,400	380,800	437,600	505,100
	18	305,000	383,500	440,000	507,100
	19	308,500	386,300	442,400	509,100
	20	312,100	389,000	444,800	511,100
	21	315,700	391,900	446,600	512,900
	22	319,400	394,500	449,000	514,700
	23	322,900	397,100	451,400	516,600
	24	326,400	399,500	453,700	518,500
	25	329,900	401,800	455,800	520,200
	26	332,700	404,100	458,100	522,000
	27	335,300	406,400	460,300	523,800
	28	337,900	408,700	462,600	525,600
	29	340,700	411,000	464,800	527,400
	30	342,800	413,100	467,100	529,200
	31	345,000	415,100	469,400	531,000
	32	347,400	417,200	471,600	532,800
	33	349,700	419,300	473,600	534,400
	34	352,100	421,200	475,700	536,200
	35	354,300	423,200	477,800	537,900
	36	356,800	425,200	479,900	539,700

	117	297,700	342,700		
	118	298,100	343,100		
	119	298,400	343,500		
	120	298,800	343,900		
	121	299,100	344,300		
再任用職員		216,700	257,900	282,700	325,100
					383,600

備考 この表は、循環器・呼吸器病センター又はがんセンターに勤務し、専門的科学知識と創意等をもって試験研究又は調査研究の業務に従事する職員に適用する。ただし、病院医療職給料表（一）の適用を受ける職員を除く。



	77		475,400	529,800	
	78		476,000	530,700	
	79		476,600	531,600	
	80		477,100	532,500	
	81		477,700	533,300	
	82		478,200	534,200	
	83		478,700	535,100	
	84		479,200	536,000	
	85		479,600	536,800	
	86		480,200	537,700	
	87		480,600	538,600	
	88		481,100	539,500	
	89		481,600	540,300	
	90		482,200		
	91		482,800		
	92		483,200		
	93		483,700		
	94		484,300		
	95		484,900		
	96		485,500		
	97		486,000		
再任用職員		295,400	337,800	392,200	465,200

備考 この表は、病院等に勤務する医師及び歯科医師で、医療業務等に従事するものに適用する。

	37	359,200	427,200	482,000	541,300
	38	361,600	429,200	483,800	542,900
	39	364,000	431,200	485,600	544,300
	40	366,200	433,200	487,400	545,900
	41	368,500	435,100	489,100	547,400
	42	369,900	436,900	490,900	548,800
	43	371,400	438,600	492,700	550,200
	44	372,800	440,400	494,500	551,500
再任用職員以外の職員	45	374,300	442,300	496,100	552,700
	46	375,700	444,100	497,800	553,700
	47	377,200	445,900	499,600	554,700
	48	378,700	447,600	501,400	555,700
	49	379,900	449,400	503,000	556,700
	50	380,900	451,100	504,300	557,600
	51	381,900	452,900	505,600	558,500
	52	382,800	454,700	506,900	559,400
	53	383,800	456,600	508,100	560,200
	54	384,700	457,800	509,400	561,100
	55	385,600	459,000	510,700	562,000
	56	386,500	460,200	512,000	562,900
	57	387,400	461,400	513,000	563,800
	58	388,300	462,400	513,800	564,700
	59	389,100	463,400	514,600	565,600
	60	389,900	464,400	515,400	566,300
	61	390,600	465,200	516,300	567,200
	62	391,100	465,900	517,100	568,100
	63	391,500	466,600	518,000	569,000
	64	392,000	467,300	518,800	569,900
	65	392,300	468,000	519,700	570,800
	66		468,700	520,600	
	67		469,400	521,300	
	68		470,100	522,200	
	69		470,500	523,100	
	70		471,200	523,900	
	71		471,900	524,800	
	72		472,600	525,700	
	73		473,000	526,500	
	74		473,600	527,400	
	75		474,300	528,300	
	76		475,000	529,000	

	37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300	391,600	436,300	495,700
	38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000	392,800	437,100	
	39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600	393,900	437,500	
	40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300	395,000	438,200	
	41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500	395,800	438,700	
	42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600	396,600	439,100	
	43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800	397,400	439,500	
	44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000	398,200	439,900	
	45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200	398,600	440,300	
	46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000	399,200	440,700	
	47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200	399,700	441,100	
	48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300	400,100	441,400	
	49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300	400,500	441,700	
	50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300	400,800	442,100	
	51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300	401,100	442,400	
	52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300	401,400	442,700	
	53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100	401,700	443,000	
	54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900	402,000		
	55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800	402,300		
	56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700	402,600		
	57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200	402,900		
	58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000	403,200		
	59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800	403,500		
	60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600	403,900		
	61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000	404,100		
	62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700	404,400		
	63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400	404,700		
	64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100	405,000		
	65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500	405,200		
	66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100			
	67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800			
	68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400			
	69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800			
	70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300			
	71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800			
	72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300			
	73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900			
	74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400			
	75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000			
	76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600			

ロ 病院医療職給料表(二)

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100	325,500	370,300	436,400
	2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100	327,500	373,000	439,000
	3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300	329,700	375,600	441,500
	4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400	331,900	378,300	444,100
	5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600	333,900	380,700	446,500
	6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700	336,100	383,400	449,000
	7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800	338,200	386,000	451,500
	8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900	340,400	388,700	454,000
	9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900	342,300	390,800	456,400
	10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100	344,400	393,100	458,800
	11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200	346,600	395,300	461,400
	12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400	348,700	397,500	463,800
	13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600	350,300	399,600	466,300
	14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500	352,300	401,600	467,800
	15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600	354,200	403,600	469,100
	16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600	356,200	405,700	470,400
	17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700	358,100	407,500	471,600
	18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700	360,100	409,500	472,900
	19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800	362,100	411,400	474,200
	20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900	364,100	413,500	475,500
	21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800	365,900	415,300	476,700
	22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800	367,900	416,900	478,100
	23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700	370,000	418,500	479,500
	24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700	372,100	420,000	480,700
	25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600	373,500	421,500	482,100
	26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500	375,300	422,800	483,400
	27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500	377,100	424,100	484,800
	28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500	378,800	425,400	486,200
	29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000	380,600	426,700	487,600
	30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800	382,100	427,900	488,700
	31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500	383,700	429,100	489,800
	32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300	385,400	430,200	490,900
	33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000	386,700	431,400	492,000
	34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800	388,000	432,600	492,900
	35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700	389,300	433,800	493,800
	36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500	390,500	435,000	494,700

備考 この表は、病院に勤務する職員で、次に掲げるものに適用する。

- 一 調剤又は服薬指導等に従事する薬剤師
- 二 栄養管理又は栄養指導に従事する栄養士
- 三 診療放射線技師
- 四 臨床検査技師及び衛生検査技師
- 五 臨床工学技士
- 六 理学療法士その他の理学療法技術職員及び作業療法士その他の作業療法技術職員
- 七 視能訓練士その他の視能技術職員
- 八 言語聴覚士
- 九 医学物理士

	77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100			
	78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600			
	79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100			
	80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600			
	81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900			
	82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400			
	83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800			
	84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200			
	85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600			
	86		288,700	324,600	345,500				
	87		288,900	324,800	345,800				
	88		289,100	325,200	346,100				
	89		289,500	325,600	346,500				
	90		289,700	326,000	346,800				
	91		289,900	326,400	347,200				
	92		290,100	326,800	347,500				
	93		290,500	327,100	347,900				
	94		290,700	327,300	348,200				
	95		290,900	327,700	348,500				
	96		291,200	328,000	348,800				
	97		291,600	328,200	349,100				
	98		291,900	328,500	349,500				
	99		292,100	328,800	349,900				
	100		292,400	329,100	350,300				
	101		292,700	329,300	350,800				
	102		292,900	329,600	351,200				
	103		293,100	330,000	351,600				
	104		293,400	330,200	352,000				
	105		293,700	330,300	352,500				
	106			330,600					
	107			331,000					
	108			331,200					
	109			331,400					
	110			331,800					
	111			332,200					
	112			332,600					
	113			332,800					
再任用職員		187,900	214,500	242,700	256,100	281,300	322,000	364,200	425,700

37	218,700	244,800	280,200	307,100	343,900	398,600	442,800
38	220,100	245,900	281,600	308,500	345,500	400,300	444,100
39	221,400	246,800	283,100	310,000	347,000	402,100	445,400
40	222,800	247,900	284,500	311,600	348,600	403,900	446,800
41	223,800	248,600	286,100	313,200	349,800	405,400	447,800
42	225,200	249,500	287,600	314,600	351,300	406,900	448,500
43	226,600	250,400	289,100	316,000	352,800	408,400	449,300
44	228,000	251,300	290,700	317,500	354,200	409,700	449,900
45	229,200	252,100	292,000	318,500	355,800	410,800	450,800
46	230,600	253,100	293,400	319,900	356,800	411,900	451,500
47	231,900	254,000	294,900	321,300	358,300	413,000	452,300
48	233,200	255,000	296,400	322,800	359,600	414,200	453,100
49	234,300	256,000	297,700	323,900	361,000	415,500	453,800
50	235,400	257,000	299,000	325,300	362,400	416,600	454,500
51	236,400	258,400	300,300	326,600	363,700	417,800	455,200
52	237,500	259,600	301,700	327,900	365,100	418,900	456,000
53	238,600	260,700	303,200	329,300	366,600	420,100	456,800
54	239,700	262,200	304,500	330,700	367,800	421,100	457,600
55	240,700	263,600	305,900	332,100	368,900	422,200	458,300
56	241,700	265,000	307,300	333,400	370,100	423,300	459,000
57	242,600	266,600	308,300	334,300	371,200	424,400	459,800
58	243,600	268,200	309,500	335,600	372,100	424,900	
59	244,300	269,700	310,700	336,800	373,100	425,500	
60	245,300	271,200	312,100	338,100	374,100	425,900	
61	246,200	272,600	313,200	339,200	374,700	426,500	
62	247,200	274,100	314,500	340,100	375,500	427,000	
63	248,000	275,600	315,800	341,300	376,300	427,400	
64	249,000	276,900	317,000	342,600	377,100	427,900	
65	249,900	278,500	318,300	343,700	377,800	428,500	
66	250,900	280,000	319,600	344,900	378,500	428,900	
67	252,000	281,500	320,900	346,100	379,300	429,200	
68	252,900	283,000	322,200	347,200	380,000	429,500	
69	253,700	284,100	322,900	348,200	380,600	429,900	
70	254,800	285,600	324,000	349,200	381,200		
71	255,900	287,100	325,100	350,300	381,900		
72	257,100	288,500	326,000	351,400	382,500		
73	258,500	289,700	327,300	352,200	383,200		
74	259,800	291,100	328,000	353,300	383,700		
75	261,100	292,400	329,100	354,400	384,300		
76	262,300	293,700	330,300	355,500	384,800		

ハ 病院医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	160,100	187,600	236,000	258,900	284,100	328,800	373,300
	2	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900	330,900	375,900
	3	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700	333,000	378,600
	4	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600	335,200	381,200
	5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400	337,300	383,400
	6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200	339,400	385,800
	7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100	341,600	388,100
	8	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900	343,700	390,400
	9	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800	345,300	392,400
	10	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700	347,300	394,500
	11	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500	349,200	396,700
	12	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400	351,200	399,000
	13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100	353,200	400,900
	14	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700	355,300	402,900
	15	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500	357,400	405,100
	16	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300	359,400	407,300
	17	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100	361,400	409,300
	18	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700	363,400	411,500
	19	190,500	219,400	257,500	278,900	316,400	365,500	413,700
	20	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100	367,600	415,800
	21	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600	369,300	417,700
	22	196,900	224,000	260,300	283,500	321,100	371,400	419,600
	23	199,100	225,700	261,200	285,000	322,700	373,500	421,400
	24	201,300	227,400	262,200	286,400	324,200	375,500	423,300
	25	203,300	228,800	263,400	287,700	325,800	377,500	425,000
	26	204,600	230,500	264,700	289,500	327,200	379,100	426,600
	27	205,900	232,200	265,900	291,300	328,700	381,000	428,300
	28	207,200	233,900	267,200	293,000	330,300	382,900	429,900
	29	208,400	235,500	268,400	294,600	331,600	384,700	431,200
	30	209,600	236,900	269,900	296,200	333,100	386,400	432,500
	31	210,900	238,200	271,500	297,800	334,500	388,300	434,100
	32	212,100	239,300	272,900	299,500	336,000	390,100	435,600
	33	213,400	240,600	274,500	300,900	337,600	391,800	437,300
	34	214,700	241,700	276,000	302,400	339,100	393,500	438,900
	35	216,000	242,600	277,300	304,000	340,700	395,300	440,300
	36	217,300	243,700	278,600	305,600	342,200	397,000	441,700

117	293,900	325,000	358,200						77	263,300	295,200	331,400	356,200	385,200
118	294,200	325,300	358,600						78	264,400	296,500	332,600	357,000	385,800
119	294,500	325,700	359,100						79	265,700	297,700	333,700	357,800	386,300
120	294,900	325,900	359,600						80	266,900	299,000	334,900	358,500	386,600
121	295,200	326,100	360,000						81	268,000	299,700	336,000	359,100	386,900
122	295,600	326,400	360,500						82	269,000	300,900	337,100	359,600	387,400
123	295,900	326,700	361,000						83	270,100	302,000	338,100	360,200	387,800
124	296,300	327,000	361,500						84	271,200	303,200	339,200	360,700	388,100
125	296,500	327,200	361,800						85	272,000	304,300	340,100	361,300	388,400
126	296,700	327,500							86	272,900	305,500	341,100	361,800	388,900
127	297,000	327,900							87	274,000	306,700	342,000	362,400	389,400
128	297,400	328,100							88	275,100	307,800	343,000	362,900	389,800
129	297,600	328,200							89	276,100	309,100	344,000	363,300	390,100
130	297,900	328,500							90	277,000	310,300	344,800	363,700	390,500
131	298,300	328,900							91	277,900	311,500	345,600	364,300	391,000
132	298,700	329,100							92	278,900	312,700	346,400	364,800	391,400
133	298,900	329,400							93	279,900	313,500	347,000	365,100	391,800
134	299,200	329,800							94	280,900	314,200	347,600	365,600	
135	299,600	330,200							95	281,800	314,900	348,300	366,000	
136	299,900	330,600							96	282,800	315,500	348,900	366,300	
137	300,100	330,900							97	283,600	316,200	349,300	366,900	
138	300,400	331,300							98	284,400	316,500	349,700	367,400	
139	300,800	331,700							99	285,000	317,100	350,200	367,900	
140	301,100	332,100							100	285,900	317,800	350,600	368,400	
141	301,300	332,400							101	286,700	318,200	351,100	369,000	
142	301,700	332,800							102	287,500	318,800	351,500	369,500	
143	302,100	333,100							103	288,300	319,400	352,000	370,000	
144	302,400	333,500							104	289,100	320,000	352,400	370,400	
145	302,500	333,800							105	289,800	320,400	352,700	371,000	
146	302,800	334,200							106	290,300	320,900	353,200	371,500	
147	303,100	334,600							107	290,800	321,400	353,600	372,000	
148	303,500	335,000							108	291,300	321,900	353,900	372,500	
149	303,700	335,300							109	291,500	322,300	354,400	373,100	
150	303,900	335,700							110	291,800	322,700	354,900	373,500	
151	304,200	336,100							111	292,000	323,000	355,400	374,000	
152	304,500	336,500							112	292,400	323,300	355,900	374,500	
153	304,900	336,800							113	292,700	323,700	356,400	375,100	
154	305,100								114	292,900	324,100	356,900		
155	305,300								115	293,300	324,500	357,400		
156	305,600								116	293,600	324,800	357,800		

再任用職員以外の職員

	157	305,900						
	158	306,200						
	159	306,500						
	160	306,800						
	161	307,200						
	162	307,500						
	163	307,800						
	164	308,100						
	165	308,500						
	166	308,800						
	167	309,100						
	168	309,400						
	169	309,800						
再任用職員		234,300	254,600	261,800	272,000	288,300	325,400	369,800

備考 この表は、病院に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師、その他の職員で、保健指導又は看護等に従事するものに適用する。

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第五条の次に一条を加える改正規定は、平成二十九年四月一日から、第十五条第一項及び同条第三項の改正規定は、平成二十八年十二月二十七日から施行する。
- 2 この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。第四項において同じ。）による改正後の埼玉県病院局職員給与規程（第四項において「改正後の規程」という。）の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。
- 3 平成二十八年四月一日（以下この項において「改定日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の改定日における号給については、その者が改定日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

### (給与の内払)

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の埼玉県病院局職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定

による給与の内払とみなす。

(補則)

5 前二項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

## 管 理 規 程

### 埼玉県病院事業管理規程第十四号

埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員就業規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「前十条」を「前十二条」に改める。

第十四条の次に次の一条を加える。

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第十四条の二 育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の例による。

第十八条第一項中「子」の下に「（育児休業法第二条第一項に規定する者を含む。以下次項及び第三項において同じ。）」を加え、同条に次の一項を加える。

5 前各項に定めるもののほか、部分休業に関しこの規程に定めがない事項については、職員の育児休業等に関する条例の例による。

別表第二小児医療センターの部中「瀧」の次に「澁川」を加える。

### 附 則

この規程は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、平成二十八年十二月二十七日から施行する。



## 管 理 規 程

### 埼玉県流域下水道事業管理規程第十三号

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県下水道事業管理者 栗生田 邦 夫

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員給与規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	372,000
2	420,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

第五条の次に次の一条を加える。

（扶養手当）

第五条の二 条例第六条第一項に規定する管理者が定める職員は、下水道企業職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上である職員とする。

第七条に次の一号を加える。

五 災害応急作業等手当

第九条第一項中「、職員」を「、埼玉県流域下水道において職員」に改める。

第十一条の次に次の一条を加える。

（災害応急作業等手当）

第十一条の二 災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

- 一 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある下水道施設及びその周辺において行う巡回監視又は応急作業若しくは応急作業のための災害状況調査等（次項第一号において「応急作業等」という。）
  - 二 前号に掲げる作業に相当するものとして管理者が定める作業
- 2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 前項第一号の作業 巡回監視に従事したときは六百十円、応急作業等に従事

別表第一（第二条関係）

## 下水道企業職給料表

職員の 区分	職務の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600	520,900
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700	523,800
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700	526,900
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700	530,000
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700	533,100
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700	535,400
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700	537,900
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800	540,300
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500	542,700
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600	544,500
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600	546,300
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700	548,200
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400	549,900
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700	551,300
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000	552,600
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300	553,700
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400	555,000
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800	556,000
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300	556,900
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700	557,800
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900	558,700
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300	
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800	
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300	
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400	
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500	
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700	
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900	
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900	
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800	
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700	
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600	
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400	
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	522,300	
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	523,000	

したときは七百三十円

二 前項第二号の作業 七百三十円を超えない範囲内において、当該作業の区分に応じて管理者が定める額

3 第一項各号の作業に従事する職員のうち次の各号に掲げる場合に行われた作業に従事する職員に支給する災害応急作業等手当の額は、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額（同一の日において、第一号に掲げる場合及び第二号に掲げる場合に該当するときにあつては、第二号に定める額）とする。

一 第一項各号の作業が日没時から日出時までの間に行われた場合 前項各号に定める額にその百分の五十に相当する額を加算した額

二 第一項各号の作業が著しく危険な区域として管理者が定める区域で行われた場合前項各号に定める額にその百分の百に相当する額を加算した額

第十二条に次の一項を加える。

2 災害応急作業等手当の支給される日については、土木作業手当、下水道施設検査手当及び特殊現場作業手当は支給しない。

別表第一を次のように改める。

77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500	
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800	
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000	
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200	
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500	
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800	
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000	
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200	
94		294,000	341,800			
95		294,400	342,300			
96		294,800	342,700			
97		295,000	342,800			
98		295,300	343,300			
99		295,700	343,700			
100		296,100	344,000			
101		296,300	344,300			
102		296,600	344,700			
103		297,000	345,100			
104		297,300	345,500			
105		297,500	346,000			
106		297,800	346,400			
107		298,200	346,800			
108		298,500	347,200			
109		298,700	347,700			
110		299,100	348,100			
111		299,500	348,400			
112		299,800	348,700			
113		299,900	349,200			
114		300,200				
115		300,500				
116		300,900				

36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	523,500
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000	524,200
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600	524,800
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200	525,600
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800	526,200
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300	526,700
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800	
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200	
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500	
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800	
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200		
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600		
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300		
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800		
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200		
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600		
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000		
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400		
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800		
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200		
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500		
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800		
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200		
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500		
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800		
再任用 職員以 外の職 員	61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100	
	62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300		
	63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600		
	64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900		
	65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200		
	66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500		
	67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800		
	68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100		
	69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300		
	70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600		
	71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900		
	72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200		
	73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400		
	74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700		
	75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000		
	76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200		

	117		301,100								
	118		301,300								
	119		301,600								
	120		301,900								
	121		302,300								
	122		302,500								
	123		302,800								
	124		303,100								
	125		303,400								
再任用 職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100	440,200	520,600

備考 この表は、第三条第一項及び第十五条に規定する職員を除くすべての職員に適用する。

別表第二中

七級
一 本庁の課長の職務
二 地域機関の長の職務
三 地域機関の困難な業務を分掌する副所長の職務

	を	
七級		
一 本庁の課長の職務		
二 地域機関の長の職務		

に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第五条の次に一条を加える改正規定は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。第四項において同じ。）による改正後の埼玉県下水道局職員給与規程（第四項において「改正後の規程」

という。)の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

(改定日前の異動者の号給の調整)

3 平成二十八年四月一日(以下この項において「改定日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の改定日における号給については、その者が改定日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

4 改正後の規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の埼玉県下水道局職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(補則)

5 前二項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

## 管 理 規 程

### 埼玉県流域下水道事業管理規程第十四号

埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県下水道事業管理者 栗生田 邦 夫

埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員就業規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第七条の二 育児又は、介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の例による。

第十三条第一項中「子」の下に「（育児休業法第二条第一項に規定する者を含む。

以下次項及び第三項において同じ。）」を加え、同条に次の一項を加える。

5 前各項に定めるもののほか、部分休業に関しこの規程に定めがない事項については、職員の育児休業等に関する条例の例による。

附 則

この規程は、平成二十九年一月一日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県告示第千六百三十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十八年十二月十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人鉱物友の会
- 三 代表者の氏名  
小出 聡
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県鴻巣市原馬室六百四十三番地四
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、鉱物の愛好者に対し、各地の鉱物の調査研究採集の指導を行い、自然環境の尊重および科学知識の増進に寄与することを目的とする。

# 告 示

## 埼玉県告示第千六百三十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司



- 1 落札に係る建設工事の名称  
所沢警察署庁舎新築工事
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県警察本部総務部財務局施設課企画第二係 埼玉県さいたま市浦和区高砂  
3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成28年11月11日
- 4 落札者の氏名及び住所  
三ツ和総合建設業協同組合 埼玉県さいたま市大宮区上小町535番地
- 5 落札金額  
2,319,840,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成28年9月2日

## 告 示

### 埼玉県告示第千六百三十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款、役員名簿並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年十二月六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 Associate

三 代表者の氏名

石原 和樹

四 主たる事務所の所在地

（変更前） 千葉県松戸市岩瀬四六九番地の四 ライオンズマンション松戸相模

台六〇三号

（変更後） 埼玉県三郷市彦沢一丁目七六番地

五 定款に記載された目的

（変更前） この法人は、放置自転車の削減に関わる啓発活動を通じて、放置自転車を削減し、市の放置自転車を撤去にかかるコストを減らし、市のより良い町作りに寄与することを目的とする。

（変更後） この法人は、放置自転車の削減に関わる啓発活動を通じて、放置自転車を削減し、市の放置自転車を撤去にかかるコストを減らし、市のより良い町作りに寄与することを目的とする。また、マッチング事業を通じて、地方の独身男性への出会いを作ることににより、過疎化を緩和させ、より良い国作りに貢献することを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第千六百四十号

富士見市から富士見都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告示

## 埼玉県告示第千六百四十一号

次の表の上欄に掲げる病院及び診療所を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所として平成二十八年十二月十七日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県知事 上田清司

病院及び診療所		有効期限
名称	所在地	
社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会川口総合病院	埼玉県川口市西川口五丁目十一番五号	平成三十一年十二月十六日
医療法人安東病院	埼玉県川口市芝三丁目七番地十二号	同右
医療法人健仁会益子病院	埼玉県川口市芝中田二丁目四十八番六号	同右
医療法人刀水会齋藤記念病院	埼玉県川口市並木四丁目六番六号	同右
社会医療法人社団大成会武南病院	埼玉県川口市東本郷二千二十六番地	同右
寿康会病院	埼玉県川口市西青木二丁目十五番十号	同右
医療法人社団協友会東川口病院	埼玉県川口市東川口二丁目十番八号	同右
蕨市立病院	埼玉県蕨市北町二丁目十二番十八号	同右
医療法人慈公会公平病院	埼玉県戸田市笹目南町二十番十六号	同右
医療法人社団東光会戸田中央総合病院	埼玉県戸田市本町一丁目十九番三号	同右
医療法人財団啓明会中島病院	埼玉県戸田市下戸田二丁目七番十号	同右

医療法人社団信和会川嶋 医院	埼玉県川口市戸塚東一丁目十八 番六号	平成三十一年十二月十 六日
朝霞厚生病院	埼玉県朝霞市大字浜崎七百三	同右
医療法人社団武蔵野会朝 霞中央総合病院	埼玉県朝霞市西弁財一丁目八番 十号	同右
医療法人社団武蔵野会新 座志木中央総合病院	埼玉県新座市東北一丁目七番二 号	同右
医療法人向英会高田整形 外科病院	埼玉県新座市野火止六丁目五番 地二十号	同右
独立行政法人国立病院機 構埼玉病院	埼玉県和光市諏訪二番一号	同右
特定医療法人橘会みずほ 台病院	埼玉県富士見市西みずほ台二丁 目九番五号	同右
医療法人梅原病院	埼玉県春日部市小淵四百五十五 番地一	同右
医療法人財団明理会春日 部中央総合病院	埼玉県春日部市緑町五丁目九番 四号	同右
医療法人社団全仁会埼玉 筑波病院	埼玉県北葛飾郡松伏町大字築比 地四百二十	同右
草加市立病院	埼玉県草加市草加二丁目二十一 番一号	同右
医療法人社団州山会広瀬 病院	埼玉県八潮市大字八條二千八百 四十番地一	同右
医療法人社団協友会吉川 中央総合病院	埼玉県吉川市平沼百十一番地	同右
越谷市立病院	埼玉県越谷市東越谷十丁目四十 七番地一	同右
医療法人康麗会越谷誠和 病院	埼玉県越谷市谷中町四丁目二十 五番地五	同右
医療法人へブロン会大宮 中央総合病院	埼玉県さいたま市北区東大成町 一丁目二百二十七番地	同右
医療法人社団双愛会大宮 双愛病院	埼玉県さいたま市大宮区堀の内 町二丁目百六十番地	同右

医療法人明浩会西大宮病院	埼玉県さいたま市大宮区三橋一丁目千百七十三番地	平成三十一年十二月十六日
さいたま赤十字病院	埼玉県さいたま市中央区上落合八丁目三番三十三号	同右
医療法人聖仁会西部総合病院	埼玉県さいたま市桜区大字上大久保八百八十四番地	同右
医療法人秋葉病院	埼玉県さいたま市南区根岸五丁目十三番十号	同右
医療法人博仁会共済病院	埼玉県さいたま市緑区原山三丁目十五番三十一号	同右
丸山記念総合病院	埼玉県さいたま市岩槻区本町二丁目十番五号	同右
岩槻中央病院	埼玉県さいたま市岩槻区東岩槻二丁目二番地二十号	同右
医療法人社団愛友会上尾中央総合病院	埼玉県上尾市柏座一丁目十番十三号	同右
医療法人藤仁会藤村病院	埼玉県上尾市仲町一丁目八番十三号	同右
医療法人社団愛友会伊奈病院	埼玉県北足立郡伊奈町大字小室九千四百十九番地	同右
東松山医師会病院	埼玉県東松山市神明町一丁目十五番十号	同右
医療法人埼玉成恵会病院	埼玉県東松山市大字石橋千七百二十一番地	同右
小川赤十字病院	埼玉県比企郡小川町大字小川千五百二十五番地	同右
医療法人瀬川病院	埼玉県比企郡小川町大字大塚三十番地一	同右
医療法人関越病院	埼玉県鶴ヶ島市脚折百四十五番地一	同右
埼玉医科大学病院	埼玉県入間郡毛呂山町大字毛呂本郷三十八番地	同右
医療法人豊仁会三井病院	埼玉県川越市連雀町十九番地三	同右

医療法人武蔵野総合病院	埼玉県川越市大字大袋新田九百七十七番地九	平成三十一年十二月十六日
社会医療法人社団尚篤会 赤心堂病院	埼玉県川越市脇田本町二十五番地十九	同右
川越救急クリニック	埼玉県川越市大字古谷上千百十六番地一	同右
独立行政法人国立病院機構西埼玉中央病院	埼玉県所沢市若狭二丁目千六百七十一番地	同右
防衛医科大学校病院	埼玉県所沢市並木三丁目二番地	同右
飯能中央病院	埼玉県飯能市稻荷町十二番七号	同右
佐瀬病院	埼玉県飯能市栄町十一番地二	同右
狭山厚生病院	埼玉県狭山市中央一丁目二十四番十号	同右
社会医療法人入間川病院	埼玉県狭山市祇園十七番二号	同右
医療法人狭山中央病院	埼玉県狭山市富士見二丁目十九番三十五号	同右
原田病院	埼玉県入間市豊岡一丁目十三番三号	同右
医療法人明晴会西武入間病院	埼玉県入間市大字野田九百四十六	同右
旭ヶ丘病院	埼玉県日高市大字森戸新田九十九番地一	同右
医療法人社団弘人会中田病院	埼玉県加須市元町六番八号	同右
医療法人十善病院	埼玉県加須市愛宕一丁目九番十六号	同右
医療法人大久保病院	埼玉県加須市砂原二百八十六番地一	同右
埼玉医療生活協同組合羽生総合病院	埼玉県羽生市大字上岩瀬五百五十一番地	同右
東鷲宮病院	埼玉県久喜市桜田三丁目九番地三号	同右

新井病院	埼玉県久喜市久喜中央二丁目二番二十八号	平成三十一年十二月十六日
医療法人幸仁会堀中病院	埼玉県幸手市東三丁目一番五号	同右
医療法人社団哺育会白岡中央総合病院	埼玉県白岡市小久喜九百三十八番地十二	同右
埼玉慈恵病院	埼玉県熊谷市石原三丁目二百八番地	同右
医療法人啓清会関東脳神経外科病院	埼玉県熊谷市代千百二十番地	同右
深谷赤十字病院	埼玉県深谷市上柴町西五丁目八番地一	同右
医療法人葵深谷中央病院	埼玉県深谷市原郷五百番地	同右
堀川病院	埼玉県本庄市本庄一丁目四番十号	同右
医療法人益子会（社団）	埼玉県本庄市児玉町児玉南三丁目三番一号	同右
児玉中央病院	目三番一号	同右



# 告示

## 埼玉県告示第千六百四十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県知事 上田清司

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

I K E A 新三郷

埼玉県三郷市新三郷ららシティ二丁目二番二号

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては

代表者の氏名

（変更前） イケア・ジャパン株式会社

代表取締役 ミカエル・パルムクイスト

千葉県船橋市浜町二丁目三番三十号五階

（変更後） イケア・ジャパン株式会社

代表取締役 ヘレン・フォン・ライス

千葉県船橋市浜町二丁目三番三十号五階

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） イケア・ジャパン株式会社

代表取締役 ミカエル・パルムクイスト

千葉県船橋市浜町二丁目三番三十号五階

（変更後） イケア・ジャパン株式会社

代表取締役 ヘレン・フォン・ライス

千葉県船橋市浜町二丁目三番三十号五階

### ハ 変更年月日

平成二十八年八月一日

### ニ 届出年月日

平成二十八年十二月九日

### 二 縦覧期間

平成二十八年十二月二十六日から平成二十九年四月二十六日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成二十八年十二月二十六日から平成二十九年四月二十六日まで

#### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第千六百四十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

I K E A 新三郷

埼玉県三郷市新三郷ららシティ二丁目二番二号

##### ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二五〇九台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 二二九三台

##### ハ 変更年月日

平成二十九年八月十日

##### ニ 届出年月日

平成二十八年十二月九日

#### 二 縦覧期間

平成二十八年十二月二十六日から平成二十九年四月二十六日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

##### イ 意見書提出期間

平成二十八年十二月二十六日から平成二十九年四月二十六日まで

##### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第千六百四十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

越谷レイクタウン二百一街区複合店舗

埼玉県越谷市レイクタウン九丁目一番地二十九の一部

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）越谷レイクタウン二百一街区複合店舗

埼玉県越谷市レイクタウン九丁目一番地二十九の一部

（変更後）越谷レイクタウン二百一街区複合店舗

埼玉県越谷市レイクタウン九丁目一番地二十九の一部

### ハ 変更年月日

平成二十八年九月二十七日

### ニ 届出年月日

平成二十八年十二月十三日

### 二 縦覧期間

平成二十八年十二月二十六日から平成二十九年四月二十六日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

平成二十八年十二月二十六日から平成二十九年四月二十六日まで

### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

## 埼玉県告示第千六百四十五号

測量計画機関である北本市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

北本市

### 二 作業種類

公共測量（デジタル空中写真撮影）

### 三 作業地域

北本市全域

### 四 作業期間

平成二十八年十二月二十六日から平成二十九年三月二十四日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千六百四十六号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県深谷市東方二千五十一番地

株式会社かどや商店

二 取消年月日

平成二十八年十二月十六日

## 告 示

### 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

#### 一 許可番号

平成二十八年十二月十三日

指令越建セ第二八〇〇〇五一号

#### 二 検査済証番号

平成二十八年十二月二十日

越建セ第三六〇―一号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字宮東五百十番五

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町字宮東五百五番地

小嶋 大介、小嶋 仁美

# 告 示

## 埼玉県病院事業告示第八十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇



- 1 購入案件名及び数量  
患者監視装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県病院局経営管理課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成28年10月14日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社イノメディックス 埼玉営業所  
埼玉県さいたま市中央区新中里5丁目22番2号
- 5 随意契約に係る契約金額  
194,400,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号に該当

# 告 示

## 埼玉県病院事業告示第八十二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入案件名及び数量  
ピストン型HFO/SIMV新生児 小児用人工呼吸器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県病院局経営管理課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
- 3 落札者を決定した日  
平成28年10月12日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社イノメディックス 埼玉営業所  
埼玉県さいたま市中央区新中里5丁目22番2号
- 5 落札金額  
46,440,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成28年9月2日

# 告 示

## 埼玉県病院事業告示第八十三号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入案件名及び数量  
気道圧開放式人工呼吸器（APRV/EIT 対応） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県病院局経営管理課 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 13 番 3 号
- 3 落札者を決定した日  
平成 28 年 10 月 12 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社イノメディックス 埼玉営業所  
埼玉県さいたま市中央区新中里 5 丁目 22 番 2 号
- 5 落札金額  
46,440,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成 28 年 9 月 2 日

# 告 示

## 埼玉県病院事業告示第八十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入案件名及び数量  
神経調節式呼吸補助型人工呼吸器（NAVA 機能） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県病院局経営管理課 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 13 番 3 号
- 3 落札者を決定した日  
平成 28 年 10 月 12 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社イノメディックス 埼玉営業所  
埼玉県さいたま市中央区新中里 5 丁目 22 番 2 号
- 5 落札金額  
43,200,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成 28 年 9 月 2 日

# 告 示

## 埼玉県病院事業告示第八十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇



- 1 購入案件名及び数量  
新生児用人工呼吸器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県病院局経営管理課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
- 3 落札者を決定した日  
平成28年10月14日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社イノメディックス 埼玉営業所  
埼玉県さいたま市中央区新中里5丁目22番2号
- 5 落札金額  
162,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成28年9月2日

# 告 示

## 埼玉県病院事業告示第八十六号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入案件名及び数量  
新生児用膜振動式HFO人工呼吸器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県病院局経営管理課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
- 3 落札者を決定した日  
平成28年10月14日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社イノメディックス 埼玉営業所  
埼玉県さいたま市中央区新中里5丁目22番2号
- 5 落札金額  
59,400,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成28年9月2日

# 告 示

## 埼玉県病院事業告示第八十七号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入案件名及び数量  
手術室映像システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県病院局経営管理課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
- 3 落札者を決定した日  
平成28年11月25日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社イノメディックス 埼玉営業所  
埼玉県さいたま市中央区新中里5丁目22番2号
- 5 落札金額  
50,544,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成28年10月14日

# 告 示

## 埼玉県教委告示第三十六号

埼玉県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年埼玉県教育委員会規則第二十三号）第三条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、次のとおり当該手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項を告示する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県教育委員会委員長 岩 本 育 子

名 称	条 項
教育職員の免許状に関する規則（昭和四十三年埼玉県教育委員会規則第二十八号）	第三条の二